

# 官報 号外 平成二十三年四月三十日

## ○第百七十七回 衆議院会議録 第十八号

平成二十三年四月三十日(土曜日)

議事日程 第十二号

平成二十三年四月三十日

午後一時開議

第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十三年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

日程第一 地方公務員等共済組合法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等

に関する法律案(内閣提出)

東日本大震災に対処するために必要な財源の確  
保を図るために特別措置に関する法律案(内

閣提出)

東日本大震災に対処するための土地改良法の特  
例に関する法律案(内閣提出)

平成二十三年四月三十日 衆議院会議録第十八号

平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)外二案

○議長(横路孝弘君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)、平成

二十三年度特別会計補正予算(特第1号)、平成

二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び

業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法

律案(内閣提出)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助

及び助成に関する法律案(内閣提出)

三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十三年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

1号)

○議長(横路孝弘君) 平成二十三年度一般会計補

正予算(第1号)、平成二十三年度特別会計補正予

算(特第1号)、平成二十三年度政府関係機関補正

予算(機第1号)、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長中井治君。

午後二時三十二分開議

平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中井治君登壇〕

○中井治君 大だいま議題となりました平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、補正予算の概要について申し上げます。

この補正予算三案は、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災に対応し、必要な財政措置を講ずるため編成されたものであります。

一般会計予算については、歳出において、東日本大震災関係経費四兆百五十三億円などを計上する一方、三兆七千百七億円の既定経費の減額を行っております。

歳入においては、税外収入三千五十一億円を計上しております。

この結果、補正後の平成二十三年度一般会計予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とともに三千五十一億円増加して、九十二兆七千百六十七億円となつております。

関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととしておりま

す。

この補正予算三案は、四月二十八日本委員会に付託され、同日野田財務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日及び本日質疑を行つたものであります。質疑の詳細は、会議録により御承知願いたいと存じます。

本日、質疑終局後、みんなの党から、補正予算三案につき撤回して編成替えを求めるの動議が提出され、趣旨の説明がありました。

次いで、補正予算三案及び動議について討論、採決を行いました結果、動議は否決され、平成二十三年度補正予算三案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、一言申し上げます。

当委員会では、今回の未曾有の大災害を受け、補正予算の成立を急ぐべく、昨日と本日の二日間、休みの日に異例の委員会が開かれました。実際に六十年ぶりのことになります。

委員会では、救援、復旧復興支援のあり方について真摯かつ建設的で具体的な議論が行われ、全員賛成で可決することができました。これもひとえに、各党の理事、委員の皆さんとの御理解と御協力のたまものと心よりお礼申し上げ、御報告いたします。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 三案につき討論の通告があります。順次これを許します。泉健太君。

○泉健太君 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました平成二十三年度補正予算三案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

まず、震災から五十一日、東日本大震災におい

てとうとい命を落とされたすべての皆様に深く哀悼の意をあらわすとともに、被災されたすべての皆様に心からお見舞い申し上げます。

そして、被災者の救助、支援に全力で取り組んでいただいている自衛隊、消防、警察、海上保安庁、自治体、企業、N G O、N P O、ボランティアの皆様、義援金や物資を寄せてくださった全国アの皆様、世界じゅうの皆様に、心から感謝を申し上げます。

さて、今もなお行方不明の方々、自宅に戻れず厳しい環境のもとでの生活を強いられている方々、事業や雇用の基盤が壊れてしまった方々、現在も多くの人々が、地震、津波、原発、風評被害などの甚大な影響を受け続けています。

この間、多くの議員の皆様も、被災地に足を運び、その目で見て、家族や我が家、ふるさとを失った方々の悲痛な叫びをお聞きになられたと思います。

しかし、同時にまた、絶望の環境にあっても、生き残りを大切にし、助け合い、支え合い、励まし合い、再び立ち上がるうとする被災者の皆様の姿に、我々はどんなにか心を動かされたでしようか。

この被災地の現状と思いを重く重く受けとめ、政府と国会が総力を挙げ、これまでの搜索、救援に加えて、さらに、今後の生活再建と復旧事業への対応を示そうというのが本補正予算案であると考えております。本補正予算の速やかな成立を求めます。

本補正予算には、生活福祉資金貸し付け、灾害弔慰金、応急仮設住宅設置のための災害救助等関係経費を初め、瓦れき処理、道路、港、ライフラ

や、介護、医療、社会福祉施設の復旧費、中小企業に対する災害関連融資、そして自衛隊、消防、警察、海上保安庁の活動経費など、当面必要とされている経費が盛り込まれています。

そして、財源については、国債市場における日元の信認を維持するため、追加の国債発行を行はず、まずは、マニフェスト主要政策の実施留保や年金臨時財源の活用など、歳出の見直しなどによつて確保をいたしました。

なお、予算の規模や時期についてさまざまな指摘もありますけれども、今般の災害が、自治体機能そのものの喪失、いまだ続く不明者の捜索など、特殊な状況を抱えることをかんがみれば、復興そのものの予算を二次補正以降にゆだね、一次補正においては当面の十分な復旧予算を計上するという判断を理解するものであります。

今後も、さらなる復旧、そして本格的な復興に向けた追加の補正予算や特別立法が必要になることでしょう。国債発行など財源の議論については、各党との十分な協議と国民への丁寧な説明の中で結論を得ることを政府に求めるとともに、被災地に向けては、特に、仮設住宅の建設、瓦礫の撤去、そして原発事故対応、復興構想、これらについては、これまで以上に、総理そして政権の適切な指導力の發揮を切望、期待するものであります。

我々国会も、この国難を最後まで乗り越えるべく、党派を超えて、切れ目なく手厚い手立てを講じてまいります。

最後に、今、被災地経済の再建も重要な課題です。被災地とその周辺の経済は大打撃を受けております。私たちには、國民を挙げて、今後積極的に、被災地企業に発注をして、そして被災地の産品を買って、被災者を雇用して、被災地とその周辺を訪れ、お金を使おうではありませんか。

日本は一つ。人と物が元気に動く東日本にするべく、ともに取り組んでまいりましょう。そのことを申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 駆浩君。

〔駆浩君登壇〕

○駆浩君 自由民主党の駆浩です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、政府提出の平成二十三年度第一次補正予算案に対し、緊急を要する予算であり、被災者の立場を考慮、賛成することを表明し、討論を行います。

(拍手)

三月十一日に発生した東日本大震災により、一万四千名以上ものとうとい命が失われ、いまだに一万一千名以上の方々が行方不明となつておられます。改めて、お亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、御遺族に対し衷心よりお悔やみ申し上げます。また、今なお学校等の避難所で極めて不自由な生活を余儀なくされておられます十三万人以上の方々に心よりお見舞いを申し上げます。

そして、この東日本大震災直後から、昼夜を分かたず懸命に努力しておられる政府関係者の皆様、地元自治体の皆様、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、そして企業やボランティアの皆様、また、外国から御支援に来られた皆様に、心より感謝申し上げますとともに、敬意を表する次第であります。

震災が発生して、既に一ヶ月半以上が経過いたしました。この間の政府の震災対応を一言で申し上げれば、有言不実行と言うほかございません。記者会見で、菅総理は、私自身も死力を尽くして大震災、原発事故に立ち向かい、全力を尽くすことを約束したいとおっしゃっておられます、が、その言葉を額面どおりに受け取れないのは私だけではありません。

後手後手に回る政府の震災対応や、総理の当事者意識なき、リーダーシップの欠如、原発事故にかかわる情報提供の混乱、不徹底、会議の乱立に伴う小田原評定化、さらながら、会議は踊る、されど進まずといった指揮命令系統の混乱は、被災地の方々を初め国民の皆さん目の目にどう映つているのでしょうか。総理の認識とは相当な乖離があることは、統一地方選挙や衆議院愛知六区の補欠選挙の結果を見れば、火を見るより明らかであります。

先日、民主党内で設立された総調和の会の趣意書には、菅政権が国民の支持を失っているのは明らかだとの一節があり、極めて噴飯物であります。この期に及んでいまだに党内のパワーゲームに終始している民主党政権そのものが国民の信を失っていることを早く自覚すべきであります。

一方、我が自由民主党は、東日本大震災に対し、これまでの経験を生かしつつ、震災直後、直ちに緊急対策本部を設置するとともに、举国一致での対応と、政府を全面支援する方針を表明し、緊急の被災者支援に、党の総力を挙げて対応に取り組んでまいりました。

救援活動といったしましては、これまでに、約千の個人、企業、団体から御提供をいたいた飲料

水約二十二万リットルを初め約五百トンもの救援物資を被災地にお届けしたほか、募金活動やボランティア支援、医療支援など、現場感覚を重視してきめ細やかな対応を心がけてまいりました。復旧を中心とした緊急的な課題への対応としましては、「被災者が安心し、自治体等が迅速かつ的確に事業を実施できるよう予算措置をはじめ国が最後まで責任を持つ 従来の制度の枠を超えて、政治決断をもつて事態に迅速に対処する」との基本理念に基づき、一次、二次にわたる緊急提言を速やかに取りまとめ、政府に申し入れたところあります。

単なる原状回復にとどまらない復興につきましては、二十一世紀半ばの日本のるべき姿を被災地で先取りして実現することや、復興再生を強力かつ迅速に進めるため、計画づくりから実施に至るまで一元的に復興再生院の創設を提唱しております。既に我が党では、復興再生基本法案の骨子まで、所要の手続を踏まえ、公にお示ししており、かかるべきときには基本法案を国会に提出する用意があることを、この場をかりて申し上げます。

立地地域及びその周辺地域に過去に類を見ない被害をもたらしている原発事故被害に関するものは、国策として進めてきた原子力政策に多大なる協力をいたいたいた関係市町村長から、現地で直接お話を伺いすることから始めました。そして、一時帰宅の許可や生活資金の支給等、直面する緊密な課題を集約し、避難者の方々の生活の安定を第一に、現行法の枠を超えて、特別立法も当然視野に入れた対応を政府に求めた次第であります。

一刻も早い補正予算の成立は与野党の垣根を越えた共通認識であり、政府・与党の提案に対する三党合意がなされました。我が党が政府・与党に対し再三指摘してきた点が合意に組み込まれております。

きのう、自公民三党の政策責任者により、マニフェストの見直しを初めてとし、財源問題等に関する三党合意がなされました。我が党が政府・与党に対し再三指摘してきた点が合意に組み込まれました。

きのうの合意にどまることなく、早急に実行の段階に進めるよう強く要求し、改めて、我々がすべきと考える点を申し述べます。

まず、財源についてであります。

政府案では、基礎年金国庫負担を二分の一にするための年金臨時財源二兆五千億円を流用しようとしております。今年度当初予算において法改正までして無理やりひねり出した年金臨時財源二兆五千億円を再びつけかえるのは、余りにも無節操的でありました。今回、子ども手当の上乗せ分や、高速道路無料化の一時凍結による財源が計上されておりますが、我が党としては、直ちに、子ども手当を初め、ばらまき四K施策の潔い撤回を求めます。

また、菅総理のかたい信念とも漏れ伝えられる国債発行せずとの姿勢であります。今後、数次にわたる補正予算の編成が見込まれ、総理も二次補正予算での国債発行は不可避との認識を示している中で、何ゆえ一次補正での国債発行を拒むのか、理解できません。我が党は、従来の国債と区別する復興再生債を、国民に理解を求め、市場の信認を得つつ、堂々と発行し、財源とすべきことを

また、公共事業直轄負担金やODA予算の削減といった財源捻出も適当ではないと考えます。財政需要に関して申し上げます。

我が党は、今次の補正予算での財政需要について、やるべきことはすべて盛り込むべきであり、政府案に比べ約七千億円を上積みすべきと考えております。

具体的には、子供たちの就学援助金の支給、災害救助関係費や災害復旧等公共事業などの国庫負担率のかさ上げ、今夏の電力需給対策、中小・小規模企業への万全の支援、地方財源への目配りといった災害対策事業を追加すべきであります。

なお、二次補正の編成時期について菅総理は明言を避けておられますのが、我が国のマクロ経済を取り巻く環境は、一時の小康状態から、再び厳しさを増しております。二次補正時には当然こうした点への対処も含まれるものと推察いたしますが、一次補正成立後の速やかな対応を改めて政府に要請したいと存じます。

巷間言われておりますが、通常国会を六月二十二日に閉じて第二次補正予算は臨時国会に回すという考え方には、復旧復興に懸命に努力され、我慢を強いられている被災者の気持ちを逆なでするものでしかありません。政権の延命を最優先とするような国会運営は、とるべきではありません。特別立法も含めて、被災地支援のためにどんな対応もできるように、国会は、ずっとずっととあけておくべきであり、このまま第二次補正予算の編成に全力を投入すべきであります。

国難ともいうべき事態に直面し、国民が一致結束して事に当たろうとするとき、政治の役割は、

国民の生命と財産を守りながら、復旧を急ぎ、未来への復興、再生へのグランド・デザインを明確に示すことあります。

しかし、菅内閣が発足して約十一ヶ月がたちましたが、これまでの総理は、目の前に次々起きる難問に対し、明確な方向性も具体性も持たず、厳しい表情と涙を浮かべ、感情的にうろたえ、周囲にどなり散らしているだけがありました。役割を果たすことができないのであれば、日本のためにも、そのかじ取りをかわっていただくしかありません。

総理、我々自由民主党は、早急な対応としての一次補正に関しては、国民の命を守るために協力させていただきました。総理がなすべき仕事は、この予算成立とともに終了するのではないでしようか。そもそも、大義を踏まえ、みずから出処進退を判断すべきときであります。

菅内閣の退陣こそが、復旧復興へ向けた新たなページとなり、国民の希望となり、それこそが、あなたが提唱する最小不幸社会の実現への近道であるということを申し上げ、私の討論といったします。

○議長(横路孝弘君) 富田茂之君。

〔富田茂之君登壇〕

○富田茂之君 公明党の富田茂之です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました平成二十三年度補正予算三案について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

以下、賛成する理由を申し述べます。

東北地方、東日本を襲つた大地震と大津波、東京電力福島第一原発事故、そして、いまだ余震が

続く状況下にあって、被災者の方々は、なお多くの困難と不安の中、日々の生活に立ち向かっております。国会に籍を置く政治家として、被災者の方々の御心情、御苦労に深く思いをいたし、与野党の枠を超えて一致努力していくべきは当然であります。

与党民主党の議員の皆様、いつまでも党内抗争にまきかけては、國民から本当に見放されてしまいますがよ。政権与党が、まず一致結束して、眞摯に野党に協力を呼びかけ、互いに知恵を出し、力を合わせて国難に立ち向かうことを國民は期待しているのです。

本補正予算案には、瓦れきなどの災害廃棄物の処理、仮設住宅の建設など住まいの確保、雇用調整助成金を初めとする雇用対策、道路、港湾、学校などの災害復旧、中小企業や農林漁業者等への災害関連融資の拡充など、いずれも緊急性を要するものが盛り込まれており、公明党は、一刻も早い補正予算の成立と早期の執行を望むものであります。

ただ、補正予算が成立しても、政府の対応、反応が鈍い余り、被災者の方々などへの支援策が届かない、おくれてしまうというようなことでは全く意味がありません。政府においては、速やかな執行が図られるよう、万全な準備とその体制を構築し、さらには、具体的な支援の仕組みの設計に当たつては、現地の方々のニーズを十分に踏まえたものとされるよう、強く要望いたします。

他方、歳入面では、率直に申し上げて、問題あります。とりと指摘せざるを得ません。

財源確保に向けては、子ども手当や高速道路無料化など民主党が掲げているマニフェストを抜本

的に転換すれば、一層の財源の確保が可能です。しかし、政府・民主党の対応は、極めて中途半端であり、不要不急の歳出見直しへの努力が決定的に不足しております。

その一方で、当初予算において、基礎年金国庫負担二分の一のための臨時財源として確保しています。

本補正予算案では、税制の抜本改革により確保される財源を活用するとしており、年金制度の安定化はおろか、國民の年金制度に対する信頼を大きく損ねてしまいかねません。

これは、今般の補正予算では新規の国債発行を抑えるといった菅総理の強い希望によるものであるのですが、今後、近い時期に編成される第二次以降の補正予算を考えれば、国債の発行はやむを得ないことは明白であります。震災対策全体を抑えて財源を考慮するならば、今般の補正予算でわざわざ国債の発行を抑制し、そのしわ寄せが年とらえて財源を考えるならば、今般の補正予算でわざわざ財源を抑えるべきではありません。

公明党は、被災地の方々はもちろん、国や全国の自治体、全国民、そして世界各国とも力を合わせ、復旧復興に全力を尽くしてまいることをお誓い申し上げ、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 笠井亮君。

〔笠井亮君登壇〕

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、二〇一二年度補正予算三案に賛成の討論を行います。

(拍手)

地震、津波の発生から五十日以上が過ぎました

しかししながら、公明党としては、復旧復興に係る補正予算の早期成立、執行は緊急を要する課題

であることなどにかんがみ、本補正予算案には賛成をいたします。

ただし、先ほど指摘したとおり、不要不急の歳

出の見直しを一層進めれば、財源の確保は可能であります。よつて、穴のあいた二十三年度分につ

いては、いつ実施されるかもわからない税制の抜本改革を待つことなく、政府は二十三年度中にきちんと財源を確保されるよう明確にすべきであることを、あえて申し添えます。

震災に対する菅内閣の対応は、スピード感に欠け、あらゆる対策が万事遅過ぎます。誤った政治主導による、まさに政治災害、政災であるとの批判は免れません。責任は極めて重大です。この点、公明党は今後とも徹底的に追及していく所存であります。

また、被災地、被災者の方々の復興に向けた本格的な取り組みは、まさにこれからであり、今後、第二次以降の補正予算の編成は必ずであり、法整備等を含め、国としての支援を加速、強化していくしかなければなりません。

公明党は、被災地の方々はもちろん、国や全国の自治体、全国民、そして世界各国とも力を合わせ、復旧復興に全力を尽くしてまいることをお誓い申し上げ、私の賛成討論を終ります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 笠井亮君。

〔笠井亮君登壇〕

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、二〇一二年度補正予算三案に賛成の討論を行います。

(拍手)

重要なことは、救援の手を被災者の隅々にまで届け切ることであります。

が、今なお、十三万人を超える被災者が厳しい避難生活を強いられています。

温かい食事やふろもなく、医師や保健師の巡回

もないなど、劣悪な状態に置かれている避難所は、早急な改善が求められます。被災者に人間ら

官報(号外)

しい生活を保障するために、希望者全員が入れる仮設住宅を一刻も早く建設することを初め、住宅確保のあらゆる手立てを尽くすことが必要です。被災者の生活再建を支援するために、義援金や灾害弔慰金、被災者生活再建支援法に基づく基礎支援金を早急に被災者に届け切ること。

被災者生活再建支援金は、住宅再建に見合う金額へと抜本的に引き上げる必要があり、菅総理は、引き上げが必要と述べたみずから発言に責任を持つべきであります。

被災者が、マイナスではなく、せめてゼロからのスタートをできるように、借金返済の心配と負担をなくし、再建へ集中できる条件をつくることが国の責任であります。住宅二重ローンの解消、農業、漁業、水産業、中小企業の再建の直接支援も不可欠です。

提案されている補正予算の内容は、必要最低限のものであり、さらなる改善、拡充が必要であります。

次に、財源の問題です。

我が党は、補正予算の財源は、法人税減税や証券優遇税制の延長の中止、原発の建設推進予算の中止、不要不急の大型公共事業の中止、米軍への思いやり予算の中止、政党助成金の廃止などで確保すべきだと主張してまいりました。

ところが、政府は、こうした方向ではなく、政府自身が基礎年金の国庫負担割合を二分の一とするための財源に充てるとしていた埋蔵金約二兆五千億円を転用するとしました。目のつけ方にそもそも問題があります。しかも、転用した年金財源の穴埋めは、税制抜本改革、消費税増税によって賄おうとしているのであります。こうしたやり方

は、断じて容認できません。

また、昨日、民主・自民・公明三党が交わした

補正予算に関する合意文書で、年金財源に関して、「社会保障改革と税制改革の一体的検討は必須の課題」としていることは、看過できません。

我が党は、年金財源のあり方、今後の震災財源についての政府の方針に對しては大いに異議がある、消費税増税路線にくみするものではないことを表明し、討論を終わります。（拍手）

○議長（横路孝弘君） 阿部知子さん。

須の課題」としては、看過できません。

我が党は、年金財源のあり方、今後の震災財源についての政府の方針に對しては大いに異議がある、消費税増税路線にくみするものではないことを表明し、討論を終わります。（拍手）

須の課題」としては、看過できません。

我が党は、年金財源のあり方、今後の震災財源についての政府の方針に對しては大いに異議がある、消費税増税路線にくみするものではないことを表明し、討論を終わります。（拍手）

○阿部知子君（阿部知子君登壇）

冒頭、このたびの東日本大震災にてお見舞いを申し上げます。その上で、急を要する今回の震災の救援、復旧のための予算に賛成するものであります。

以上を指摘し、被災者の皆さんのもとの生活を取り戻したいという切実な思いを実現するため、被災者の皆さんと一緒に力を合わせていくことを表明し、討論を終わります。（拍手）

○議長（横路孝弘君） これにて討論は終局いたしました。

最後に、東京電力福島原発事故についても言つておきたい。

今政府がやるべきことは、これまでの安全神話が誤りであったという見地に立つて、第一に、事故の拡大を防ぎ、一刻も早く事態を収束させるため、東電に工程表の根拠データを公開させ、内外の英知を集め、収束の見通しを明らかにすることです。

また、被害補償については、三十キロ圏内に限定したり、農業・漁業被害などを対象外とするのではなく、原発に起因するすべての被害を補償することを明確にさせることが必要です。

さらに、今回のような深刻な事故が起こり得るとの前提に立つて、原子力行政を根本的に見直すことです。

本来であれば、この未曾有と言われる大震災に、もつと早くに、思い切って十兆円程度の補正予算を組む必要があったのではないかでしょうか。今回の補正予算の歳出を見ると、自治体支援の強化のうちの特別交付税を増額、仮設住宅の増設も十万戸まで拡大、瓦礫撤去、社会インフラ復旧のための財政支援の強化、被災者生活再建基金の追加、中小零細企業対策の拡充等が盛り込まれた一方、原発事故に関しては、被害の補償、安全対策から汚染瓦れき処理に至るまで、全く手つかずのままであります。

歳入面では、復興国債などに踏み込むこともなく手つかずのままであります。

新增設計画は直ちにやめ、全国五十四カ所すべての原発の総点検を急ぎ、安全が確保されない原発は直ちに停止するなど、あつてはならない事故の危険をなくす努力を真摯に行うべきであります。原発依存から脱却し、自然エネルギーへの転換の道を決断すべきであります。

これまで、その際に、自治体間支援の強化、災害一括交付金、震災復興基金の創設、被災者生活再建支援制度の拡充強化、地域公共輸送支援等が重要な課題となります。当然、福島の復興にはさらに格段の支援が必要でしょう。

最後に、本補正予算案が、被災者の生活再建、被災地域の再生に向けた第一歩として確実に実施されますことを望み、二〇一一年度補正予算に対する賛成討論といたします。（拍手）



の特例措置及び外国為替資金特別会計から的一般会計への繰り入れの特別措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例措置を定めるものであります。

本案は、昨四月二十九日当委員会に付託され、本日、野田財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 討論の通告があります。これを許します。後藤田正純君。

(後藤田正純君登壇) 後藤田正純君自由民主党の後藤田正純であります。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました東日本大震災に対処するためには必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案に賛成の立場で討論を行います。(拍手)

討論に先立ち、一言申し上げます。

東日本巨大地震・津波災害発生から約一ヶ月半がたちました。本格的な復旧復興は、まさにこれからであります。改めて、とうとい命を亡くされた皆様の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の方々に対し衷心よりお悔やみ申し上げます。また、被災された方々に対し心よりお見舞い申し上げます。

そして、こうした被災者の方々を一人でも救お

うと、今なお懸命な救援並びに復興活動を続けていただいている自衛隊、警察、消防、そしてボランティアを初めとする関係者の皆様に対し、心より感謝申し上げますとともに、敬意を表する次第であります。

現場の最前線で復旧活動に取り組むこうした良心的かつ勇気ある方々による懸命な数々の行いの一 方で、後手後手に回る政府の対応を問題視する声がふつふつとわき上がっております。

総理のパフォーマンスがもたらしたと言われる福島原子力発電所事故への初動対応のまささ、過去の経験を軽視し、既存の組織を有効に生かせない間違った政治主導、自己満足を最優先する会議の乱立、会して議せず、議して決せず、決して動かずという、まさに指揮系統を複雑にした、まとまらぬ踊る会議、さらに不適切な情報開示から起くる被災地の混乱と海外にまで広がる風評被害はとどまるところを知りません。

このような政府のふがいない震災対応のてんまつを見て、与党出身の西岡参議院議長が、菅内閣が今後の状況で日本の国政を担当することは許されないと発言され、昨日は、渡部恒三議員までもが菅総理への事実上の退陣要求をし、さらには、内閣官房参与は場当たり的な政府の原発事故対応に涙の辞任せ見をされたり、もはや政権与党の体をなしておません。

こうした拙劣きわまりない震災対応により起きた二次被害、風評被害は、間違なく人災であり、民主党政権が責任を負うものであり、政権拡大しております。

このような政治不信の中での統一地方選挙結果

は、当然のことながら民主党の大敗となりました。

十日に投票日を迎えた前半戦では、自民、民主

対決型の北海道、東京、三重、三県の知事選すべてで民主党推薦候補が民主党推薦候補に勝利し、も獲得できない始末。二十四日に投票日を迎えた後半戦でも、民主党は軒並み伸び悩んで低迷し、並行して行われた愛知六区の補欠選挙では、独自候補も立てられずに不戦敗というありさまでし

た。

このたびの一次補正予算として財源確保法案も、震災後約一カ月半が経過しての提出であることも、本来あるべき政治主導からかけ離れたものであると言わざるを得ません。

ただし、その内容は、震災対応としての救助活動、倒壊家屋の瓦れき撤去を始め、復旧のための仮設住宅建設やインフラ整備、そして被災者の生活支援、さらには中小企業への融資による雇用確保などの経費を歳出項目として挙げており、これらの措置が必要であるという点については、我党も認識を共有するものであります。

しかし、それを執行面で財政的に担保する本法案について、その財源の工面に問題点が多くあると言わざるを得ません。

なぜなら、多額の財源を要する対策を打たねばならない緊急事態において、この財源の出どころは、子ども手当、高速道路無料化について若干の見直しを図ったのみで、五千億円程度のわずかな財源をひねり出したのみであり、高校授業料無償化、農業者戸別所得補償も加えた、いわゆるばかり四K政策の継続をなお前提としたものである

と言えるからであります。

その一方で、四兆円の補正予算のうち、財源の大半が基礎年金の国庫負担に充てる予定であった独立行政法人や特別会計の埋蔵金から流用することとしております。これ

は、安定的な年金財源の確保を脅かし、そもそも、閣議決定までし、恒久政策には恒久財源を用意するという国際約束にも矛盾したものであります。これ

は、閣議決定までし、恒久政策には恒久財源を用意するという国際約束にも矛盾したものであります。これ

は、閣議決定までし、恒久政策には恒久財源を用意するという国際約束にも矛盾したものであります。これ

ために、日本の未来のために政権運営をしていただくことを信じております。

第一次補正予算が被災者の方々を救う緊急措置の第一弾であるという事情にかんがみ、我々自由民主党は本法案に賛成することにいたしました。

最後に、この後、政府・与党は第二次補正予算

の編成作業に取りかかるでしょうが、三党合意に基づき、その編成過程においては議論を尽くし、財源について野党も納得して賛成できるような完成度の高い予算と関連法案を提出するよう強く要

求しまして、本法案に対する私の賛成討論をいたします。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小宮山泰子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案、東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案(内閣提出)を採決いたしました。

○議長(横路孝弘君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(横路孝弘君) 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案、東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案(内閣提出)を採決いたします。

○議長(横路孝弘君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本会は、昨二十九日本委員会に付託され、本

日、鹿野農林水産大臣から提案理由の説明を聴取

した後、質疑を行い、採決の結果、いずれも全会

一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決

しました次第であります。

なお、東日本大震災に対処するための土地改良

法の特例に関する法律案に対し附帯決議が付され

ました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたし

ます。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(横路孝弘君) 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本会は、昨二十九日本委員会に付託され、本

日、吉田おさむ君から提案理由の説明を聴取

した後、質疑を行い、採決の結果、いずれも全会

一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決

しました次第であります。

なお、東日本大震災に対処するための財政援

助及び助成に関する法律案(内閣提出)を議

めの特別の財政援助及び助成に関する法律案を議

題といたします。

○議長(横路孝弘君) 本会は、昨二十九日本委員会に付託され、本

日、吉田おさむ君から提案理由の説明を聴取

した後、質疑を行い、採決の結果、いずれも全会

一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決

しました次第であります。

なお、東日本大震災に対処するための財政援

助及び助成に関する法律案(内閣提出)を議

めの特別の財政援助及び助成に関する法律案を議

題といたします。

○議長(横路孝弘君) 本会は、昨二十九日本委員会に付託され、本

日、吉田おさむ君から提案理由の説明を聴取

した後、質疑を行い、採決の結果、いずれも全会

一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決

しました次第であります。

なお、東日本大震災に対処するための財政援

助及び助成に関する法律案(内閣提出)を議

めの特別の財政援助及び助成に関する法律案を議

題といたします。

○議長(横路孝弘君) 本会は、昨二十九日本委員会に付託され、本

日、吉田おさむ君から提案理由の説明を聴取

した後、質疑を行い、採決の結果、いずれも全会

一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決

しました次第であります。

なお、東日本大震災に対処するための財政援

助及び助成に関する法律案(内閣提出)を議

めの特別の財政援助及び助成に関する法律案を議

題といたします。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加されました。

○議長(横路孝弘君) 東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

等が緊急に行う災害復旧及び除塩並びにこれとあわせて行う区画整理等の事業を円滑に実施できることとする等の措置を講じようとするものであります。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加されました。

○議長(横路孝弘君) 東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

を望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加されました。

○議長(横路孝弘君) 東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

を望みます。

○議長(横路孝弘君) 内閣提出、東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 内閣提出、東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

官 報 (号外)

加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定めるもので、その主な内容は、第一に、東日本大震災により甚大な被害を受けた地方公共団体等に対し、公共土木施設や社会福祉施設等の復旧、災害廃棄物処理等について補助等の財政援助を行うこと、

第二に、被災者、事業主に対する社会保険料の免除、被災者の医療費窓口負担等の免除、行方不明者の死亡推定による遺族年金等の速やかな支給等の措置を講じること、

第三に、被災した農業・漁業者、中小企業者に対する信用保険のてん補率の引き上げ、政策金融の償還期限の延長等を行うことなどであります。

本案は、昨二十九日本委員会に付託され、本日、松本防災担当大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。（拍手）

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　御異議なしと認めます。本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

出席国務大臣	
内閣総理大臣	菅 直人君
総務大臣	片山 善博君
法務大臣臨時代	江田 五月君
財務大臣	野田 佳彦君
文部科学大臣	高木 義明君
厚生労働大臣	細川 律夫君
農林水産大臣	鹿野 道彦君
経済産業大臣	海江田万里君
国土交通大臣	大畠 章宏君
環境大臣	松本 龍君
防衛大臣	北澤 俊美君
国務大臣	枝野 幸男君
國務大臣蓮	玄葉光一郎君
國務大臣中野	自見庄三郎君
國務大臣与謝野	寛成君
國務大臣阿部	幸成君
厚生労働委員	三示君
辞任	松崎 公昭君
辞任	赤澤 亮正君
辞任	伊東 良孝君
補欠	石田 三示君
議院運営委員	山本 剛正君
辞任	大西 孝典君
補欠	山本 剛正君
予算委員	打越あかし君
辞任	竹田 光力君
打越あかし君	城島 博志君
木村たけつか君	大串 博志君
小野塙勝俊君	後藤 祐一君
木村たけつか君	橋本 清仁君
橋本 浩治君	橋本 浩治君
橋本 浩治君	橋本 浩治君

（通知書受領）	○議長（横路孝弘君）　本日は、これにて散会いたしました。
一、去る二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	午後三時三十四分散会
株式会社国際協力銀行法	
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律	
国と地方の協議の場に関する法律	
地方自治法の一部を改正する法律	
東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律	
（常任委員辞任及び補欠選任）	
東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律	
一、去る二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
（常任委員辞任及び補欠選任）	
東日本大震災による被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律	
一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	

石津 政雄君	赤澤 亮正君	山岡 達丸君
橋 慶一郎君	伊 東 良孝君	江藤 拓君
浜田 靖一君	小 里 泰弘君	伊 東 良孝君
柳 澤 未途君	江 田 憲司君	江 田 憲司君
柳 田 和己君	三 日 月 大造君	
水 野 智彦君	水 野 智彦君	
菅 原 一秀君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	柳 田 和己君	
柳 田 和己君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	
北 村 茂男君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	仲 野 博子君	
仲 野 博子君	水 野 智彦君	
水 野 智彦君	秋 葉 賢也君	
秋 葉 賢也君	北 村 茂男君	

齋藤 健君 橋慶一郎君  
遠山 浩君 吉野 正芳君  
笠井 亮君 石井 啓一君  
山内 康一君 渡辺 喜美君  
下地 幹郎君 高橋千鶴子君  
後藤 祐一君 橋本 清仁君  
橋本 清仁君 石破 茂君  
吉野 正芳君 初鹿 明博君  
初鹿 明博君 室井 秀子君  
秋葉 賢也君 谷 公一君  
谷 公一君 加藤 学君  
室井 秀子君 打越あかし君  
小野塚勝俊君 加藤 学君  
加藤 学君 城島 光力君  
木村だけつか君 大串 博志君  
桑原 功君 江渡 聰徳君  
赤澤 亮正君 竹田 光明君  
江渡 聰徳君 小泉進次郎君  
金田 勝年君 金田 勝年君  
橘 慶一郎君 永岡 桂子君  
永岡 桂子君 石井 啓一君  
石井 啓一君 高橋千鶴子君  
渡辺 喜美君 田中 康夫君  
田中 康夫君 幹郎君

東日本大震災に対処するため必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案

七十六回国会内閣提出、本院継続審査)  
東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案

に関する法律案

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案

一、去る二十八日、内閣から次の修正申入書を受領した。

(修正申入書受領)

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案中修正

号)

一、去る二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)

(議案付託)

平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案  
職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案

一、去る二十八日、内閣から次の修正申入書を受領した。

(修正申入書受領)

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案中修正

号)

一、昨二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案(内閣提出第六四号)  
平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(議案付託)

平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案  
産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案  
産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る二十八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(第百七十六回国会内閣提出、参議院継続審査)

一、去る二十八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(第百七十六回国会内閣提出、参議院継続審査)

一、去る二十八日、本院は、次の件を承諾し、その旨参議院及び内閣に通知した。  
平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案中修正の件

(議案修正承諾及び通知)

一、去る二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案中修正の件

(質問書提出)

一、去る二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案中修正の件

号)

一、去る二十八日、内閣提出案(内閣提出第六六号)を可決した旨参議院に通知した。

(議案付託)

内閣提出案(内閣提出第六六号)

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案(内閣提出第六五号)

東日本大震災に對処するための土地改良法の特例に関する法律案(内閣提出第六五号)

一、去る二十八日、参議院から、本院の送付した次内の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
株式会社国際協力銀行法案

一、去る二十八日、参議院から、本院の送付した次内の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

(議案通知書受領)

一、去る二十八日、参議院から、本院の送付した次内の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

号)

一、去る二十八日、内閣提出案(内閣提出第六三号)を可決した旨参議院に通知した。

(議案付託)

内閣提出案(内閣提出第六三号)

東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案(内閣提出第六三号)

東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案(内閣提出第六三号)

一、去る二十八日、参議院から、本院の送付した次内の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

(議案通知書受領)

一、去る二十八日、参議院から、本院の送付した次内の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

号)

(議案提出)

一、去る二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。  
平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)  
平成二十三年度特別会計補正予算(特第1号)  
平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(議案送付)

一、去る二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
民法等の一部を改正する法律案  
図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百号)

(議案提出)

一、去る二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。  
東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案(内閣提出第六三号)

(議案付託)

一、去る二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)  
平成二十三年度特別会計補正予算(特第1号)  
平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右

平成二十三年四月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

平成23年度一般会計補正予算

予算総則補正

第1条 既定の平成23年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区分	平成23年度成 立予算額(千円)			補 正 額		改 平成23年度 予 算 額(千円)
	追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)			
歳 入	92,411,612,715	1,525,081,450	△ 1,220,000,000	305,081,450	92,716,694,165	
歳 出	92,411,612,715	4,015,744,496	△ 3,710,663,046	305,081,450	92,716,694,165	

第2条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 「財政法」第15条第1項の規定により平成23年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添付する。

第5条 平成23年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成23年度において公債を発行することができる限度額[6,090,000,000千円]を[7,310,000,000千円]に改める。

2 平成23年度一般会計予算総則第6条第2項に定める「平成23年度における公債の発行の特例」に関する法律」(仮称)の規定により公債を発行することができる限度額[38,208,000,000千円]を「36,988,000,000千円」に改める。

第6条 平成23年度一般会計予算総則第7条の公共事業費の範囲の表中、所管内閣府、組織警察庁に係る項の「交通警察費(都道府県警察施設整備費補助金)」の次に「及び都道府県警察施設災害復旧費補助金」、「交通警察費(都道府県警察施設整備費補助金に限る)」の次に「船舶建造費」、「警察活動基盤整備費(都道府県警察施設整備費補助金)」の次に「及び都道府県警察施設災害復旧費補助金」を加え、所管総務省、組織消防庁に係る項の「消防防災体制等整備費(消防防災施設整備費補助金)」の次に「及び消防防災施設災害復旧費補助金(消防防災体制等整備費(消防防災施設整備費補助金)に限る)」の次に「船舶建造費」、「警察活動基盤整備費(都道府県警察施設整備費補助金)」の次に「及び都道府県警察施設災害復旧費補助金」を加え、「私立学校振興費(放送大学学園施設整備費補助金に限る)」の次に、「独立行政法人国立科学博物館施設整備費」を、「私立学校振興費(私立学校施設整備費補助金に限る)」の次に、「独立行政法人国立科学博物館施設整備費」を、「独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費」を、「独立行政法人日本学生支援機構施設整備費」を加え、「厚生労働省、組織厚生労働本省に係る項の「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費」を、「医療提供体制基盤整備費(医療施設等施設整備費補助金)」の次に、「医療施設等災害復

旧費補助金、医療施設災害対策緊急整備費補助金」を、「介護保険制度運営推進費」の次に「社会福祉施設等災害復旧費補助金及び」を、「水道施設整備事業調査諸費」の次に「、水道施設災害復旧事業費」を加え、所管農林水産省、組織農林水産本省に係る項の「農業・食品産業強化対策費」の次に「農業・食品産業強化対策整備費補助金及び」を、「農業生産基盤・保全管理・整備事業調査諸費」の次に「農業特別会計へ繰入」の次に「、林産物供給等振興対策費(木材供給等緊急対策整備費補助金に限る)」を加え、所管経済産業省、組織経済産業本省に係る項の「工業用管道事業費」の次に「、工業用管道施設災害復旧事業費」を加え、組織資源エネルギー庁及びそれに係る項の下段にそれぞれ「中小企業庁」、「中小企業事業環境整備費(中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金に限る。)」を加え、所管国土交通省、組織国土交通本省に係る項の「国土交通本省施設費」の次に「、住宅対策事業費」を、

「総合的物流体系整備推進費(港湾機能高度化施設整備費補助金)」の次に「及び港湾荷役機械等災害復旧費補助金」を、「独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費」の次に「、独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費」を、「河川等災害復旧事業費」の次に「、水資源開発施設災害復旧事業費、有料道路災害復旧事業費、住宅施設災害復旧事業費」を加え、組織地方整備局に係る項の「道路災害復旧事業工事諸費」を「道路等災害復旧事業工事諸費」に改め、組織海上保安庁に係る項の「航路標識整備事業工事諸費」の次に「、航路標識災害復旧事業費」を加え、所管環境省、組織環境本省に係る項の「自然公園等事業工事諸費」の次に「、廃棄物処理施設災害復旧事業費」を加える。

第7条 平成23年度一般会計予算総則第11条第1項の債務保証契約の限度額の表中

1 株式会社日本政策金融公庫	イ 次に掲げる社債 (口に掲げるものを除く。)に係る債務	(1) 「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号イに係る業務に関するもの (2) 「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ハに係る業務に関するもの	(1)に掲げる社債にあっては額面総額75,000,000千円及び(2)に掲げる社債にあっては額面総額110,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
----------------	---------------------------------	--	--

## (六) 収支

1 株式会社日本政策金融公庫	イ 次に掲げる社債(口に掲げるものを除く。)に係る債務	(1) 「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号イに係る業務に関するもの	「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第1項	(1)に掲げる社債にあっては額面総額75,000,000千円、(2)に掲げる社債にあっては額面総額110,000,000千円及び(3)に掲げる社債のうち、指定金融機関の危機対応業務における短期社債の取得に係るものにあっては発行限度額200,000,000千円、その他のものにあっては額面総額360,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
12 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	日本高速道路保有・債務返済機構	「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条	「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条	額面総額及び元本金額の合計額1,720,000,000千円並びにその利息に相当する金額
12 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	日本高速道路保有・債務返済機構	「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条	「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条	額面総額及び元本金額の合計額1,840,000,000千円並びにその利息に相当する金額
甲号 賺入歳出予算補正 歳入				
主 管 部 款 項	補 正 額			
財務省 公債金 公債金 特例公債金	追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)	
農林水産省 雑 収 入 諸 収 入	1,220,000,000 1,220,000,000 1,220,000,000 0 2,097,716	△ 1,220,000,000 △ 1,220,000,000 0 △ 1,220,000,000 0	0 0 1,220,000,000 △ 1,220,000,000	1,220,000,000 1,220,000,000 2,097,716 2,097,716

## 外 収 入

所 管	組 織	項	補 正 額			公共事業費負担金 2,097,716
			追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)	
國 會	衆 議 院	衆 議 院	0	△ 1,577,126	△ 1,577,126	302,983,734
	參 議 院	參 議 院	0	△ 837,765	△ 837,765	250,000,000
國 立 國 會	國 書 館	國 立 國 會	0	△ 68,308	△ 68,308	250,000,000
裁 判 官 訴 追 委 員 會	裁 判 官 訴 追 委 員 會	裁 判 官 訴 追 委 員 會	0	△ 70	△ 70	52,983,734
裁 判 官 彈 劾 裁 判 所	裁 判 官 彈 劾 裁 判 所	裁 判 官 彈 劾 裁 判 所	0	△ 210	△ 210	52,983,734
國 會 所	管 補 正 額 合 計		0	△ 2,483,479	△ 2,483,479	
裁 判 所	最 高 裁 判 所	最 高 裁 判 所	0	△ 1,926,018	△ 1,926,018	
	最 下 裁 判 所	最 下 裁 判 所	0	△ 113,652	△ 113,652	
	裁 判 所	裁 判 所	522,499	0	522,499	
	施 設 費 計		522,499	△ 2,039,670	△ 1,517,171	
會 計 檢 查 院	會 計 檢 查 院	會 計 檢 查 院	0	△ 108,204	△ 108,204	
內 閣	內 閣	內 閣	0	△ 70,437	△ 70,437	
	官 房	官 房	46,262	0	46,262	
	情 報 收 集 衛 星 施 設 費 計		46,262	△ 280	△ 280	
安 全 保 障 會	安 全 保 障 會	安 全 保 障 會	0	△ 70,717	△ 24,455	
計	計	計	46,262	△ 840	△ 840	
內 閣 法 制 局	內 閣 法 制 局	內 閣 法 制 局	0	△ 0	△ 0	
						305,081,450
						305,081,450
						2,097,716

平成二十三年四月三十日 衆議院公認録第十八号 平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書書類

内閣府	内閣事務院	人事院	内閣所管補正額合計	46,262	△	55,812	△	55,812
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費	791,611	0	△	203,791	△	127,369
内閣府	内閣本府広報費	内閣本府広報費	52,000,000	0	△	203,791	△	81,107
内閣府	防災政策局	防災政策費	52,000,000	0	△	791,611	△	791,611
内閣府	経済社会総合研究所	経済社会総合研究所	0	△	630	△	630	△
内閣府	沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	0	△	986	△	986	△
	計	計	52,791,611	△	205,407	△	52,586,204	
内閣平和協力本部	内閣平和協力本部	内閣平和協力本部	0	△	490	△	490	
日本学術会議	日本学術会議	日本学術会議	0	△	350	△	350	
官民人材交流センター	官民人材交流センター	官民人材交流センター	0	△	98	△	98	
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	0	△	4,900	△	4,900	
沖縄治水事業工事諸費用	沖縄治水事業工事諸費用	沖縄治水事業工事諸費用	0	△	1,008	△	1,008	
沖縄道路整備事業工事諸費用	沖縄道路整備事業工事諸費用	沖縄道路整備事業工事諸費用	0	△	882	△	882	
沖縄港湾空港整備事業工事諸費用	沖縄港湾空港整備事業工事諸費用	沖縄港湾空港整備事業工事諸費用	0	△	840	△	840	
沖縄道路環境整備事業工事諸費用	沖縄道路環境整備事業工事諸費用	沖縄道路環境整備事業工事諸費用	0	△	203	△	203	
沖縄国営公園事業工事諸費用	沖縄国営公園事業工事諸費用	沖縄国営公園事業工事諸費用	0	△	49	△	49	
沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費用	沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費用	沖縄農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費用	0	△	1,190	△	1,190	
計	計	計	0	△	9,072	△	9,072	
宮内庁	宮内庁	宮内庁	0	△	81,670	△	81,670	
公正取引委員会	公正取引委員会	公正取引委員会	0	△	59,407	△	59,407	
警察庁	警察庁	警察庁	903,600	△	557,498	△	346,102	
交通部	交通部	交通部	0	△	0	△	4,486,385	
皇室	皇室	皇室	4,486,385	△	0	△	4,486,385	
船舶科学警察研究所	船舶科学警察研究所	船舶科学警察研究所	162,503	△	0	△	162,503	
警察	警察	警察	0	△	868	△	868	

官 報 (号 外)

## (外) 財政省

		法務省施設費 計	661,696	0	661,696
法務総合研究所	法務総合研究所共通費	668,584	△	3,637,128	△ 2,968,544
検察官署	検察官署共通費	0	△	1,071	△ 1,071
矯正官署	矯正官署共通費	0	△	101,381	△ 101,381
矯正管理業務	矯正管理業務費	39,241	△	233,611	△ 233,611
更生保護官署	更生保護官署共通費	151,194	0	151,194	
法務局	法務局共通費	190,435	△	233,611	△ 43,176
登記事務処理	登記事務処理費	96,495	△	11,767	△ 11,767
国籍等事務処理	国籍等事務処理費	1,545,920	0	1,545,920	
計	計	6,460	0	6,460	
地方入国管理官署	地方入国管理官署共通費	1,648,875	△	74,074	△ 1,574,801
公安審査委員会	公安審査委員会	0	△	22,897	△ 22,897
公安調査庁	公安調査庁共通費	0	△	140	△ 140
法務省所管	補正額合計	2,507,894	△	10,101	△ 10,101
外務本省	外務本省共通費	0	△	4,092,170	△ 1,584,276
独立行政法人国際交流基金運営費	独立行政法人国際交流基金運営費	0	△	460,607	△ 460,607
独立行政法人国際協力機構運営費	独立行政法人国際協力機構運営費	0	△	1,799,453	△ 1,799,453
国際分担金其他諸費	国際分担金其他諸費	0	△	2,380,116	△ 2,380,116
計	計	0	△	23,414,108	△ 23,414,108
財務本省	財務本省共通費	0	△	28,054,284	△ 28,054,284
経済協力費	経済協力費	0	△	1,065,817	△ 1,065,817
政策金融費	政策金融費	0	△	22,500,000	△ 22,500,000
国家公務員共済組合連合会等助成費	国家公務員共済組合連合会等助成費	360,700,000	0	360,700,000	△ 360,700,000
財務省	財務省	0	△	16,264,245	△ 16,264,245

## (外) 報 告

			経済危機対応・地域活性化予備費	0	△ 810,000,000	△ 810,000,000
		財務局	計	360,700,000	△ 849,830,062	△ 489,130,062
	財務局	財務局	共通費	0	△ 26,229	△ 26,229
	財務局	業務費	計	3,997,717	0	3,997,717
	税関	税関	共通費	3,997,717	△ 26,229	3,971,488
	税関	業務費	計	86,697	△ 66,220	20,477
	国税	税務局	共通費	291,302	△ 66,220	225,082
	国税	税務局	業務費	2,365	△ 4,720,138	4,717,773
	文部科学省	文部科学本省	計	395,697	0	395,697
	文部科学省	文部科学本省	補正額合計	398,062	△ 4,722,581	4,324,519
	文部科学省	文部科学本省	共通費	365,387,081	△ 854,645,092	489,258,011
	文部科学省	文部科学本省	独立行政法人国立科学博物館施設整備費	0	△ 10,915,349	△ 10,915,349
	文部科学省	文部科学本省	初等中等教育等振興費	451,500	0	451,500
	文部科学省	文部科学本省	独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	14,327,680	0	14,327,680
	文部科学省	文部科学本省	独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	87,906	0	87,906
	文部科学省	文部科学本省	育英事業費	1,077,000	0	1,077,000
	文部科学省	文部科学本省	私立学校振興費	3,467,064	0	3,467,064
	文部科学省	文部科学本省	原子力安全対策費	111,451,028	△ 27,391,668	84,059,360
	文部科学省	文部科学本省	国立大学法人施設整備費	2,382,463	0	2,382,463
	文部科学省	文部科学本省	国立大学法人運営費	7,305,300	0	7,305,300
	文部科学省	文部科学本省	研究開発推進費	18,798,458	0	18,798,458
	文部科学省	文部科学本省	独立行政法人人物質・材料研究機構施設整備費	57,538	0	57,538
	文部科学省	文部科学本省	独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	414,263	0	414,263
	文部科学省	文部科学本省	独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	3,136,900	0	3,136,900

独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費	358,500	0	358,500
独立行政法人理化学研究所施設整備費	110,000	0	110,000
独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費	980,000	0	980,000
公立文教施設整備費	138,899,400	0	138,899,400
独立行政法人日本学生支援機構施設整備費	64,307	0	64,307
文部科学本省所轄機関			
國立教育政策研究所	303,369,307	△	38,307,017
科学技術政策研究所	0	△	1,225
日本学士院	0	△	175
計	0	△	140
文化庁共通費用	0	△	1,540
日本芸術院	0	△	1,610
計	0	△	280
厚生労働省所管補正額合計	303,369,307	△	265,062,290
厚生労働本省			
厚生労働本省共通費	0	△	38,310,447
独立行政法人国立がん研究センター施設整備費	1,448,000	△	2,002,274
独立行政法人国際医療研究センター施設整備費	689,087	0	1,448,000
独立行政法人国立成育医療研究センター施設整備費	452,026	0	689,087
特定疾患等対策費	598,050	0	452,026
医療提供体制基盤整備費	0	△	598,050
医療保険給付諸費用	9,535,352	0	9,535,352
保健衛生施設整備費	86,444,936	0	86,444,936
生活衛生対策費	1,339,792	0	1,339,792
労働条件確保・改善対策費	2,114,000	0	2,114,000
	2,028	0	2,028

## (外) 報 告

高齢者等雇用安定・促進費	50,390,320	△	0	50,390,320
障害者等職業能力開発支援費	99,484	△	1,190	98,294
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費	414,141	△	0	414,141
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	0	△	414,141	414,141
児童手当及子ども手当年金特別会計へ繰入	0	△	188,736,262	188,736,262
子ども・子育て支援対策費	3,514,920	0	0	3,514,920
児童福祉施設整備費	4,650,584	△	3,759	4,650,584
地域福祉推進費	25,676,553	0	0	25,676,553
災害救助等諸費用	446,058,339	0	0	446,058,339
障害保健福祉費	3,298,163	△	224	3,297,939
社会福祉施設整備費	10,810,000	0	0	10,810,000
独立行政法人福祉医療機構出資	10,000,000	0	0	10,000,000
基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	0	△	2,397,521,260	2,397,521,260
介護保険制度運営推進費	103,741,605	0	0	103,741,605
農務取扱費年金特別会計へ繰入	1,332,576	△	34,891	1,317,685
水道施設災害復旧事業費	16,000,000	0	0	16,000,000
計	778,629,956	△	2,588,714,050	△ 1,810,084,094
検 疫 所	検疫所共通費	0	△ 3,710	△ 3,710
國立ハノセン病療養所	0	△	16,366	16,366
厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所共通費	0	△ 4,690	△ 4,690
國立更生援護機関	國立更生援護機関共通費	9,000	△ 5,026	3,974
地 方 厚 生 局	地方厚生局共通費	0	△ 9,807	9,807
医師等國家試験実施費	8,061	0	△ 8,061	8,061
計	8,061	△ 9,807	△ 1,746	

## (号外) 報

都道府県労働局	都道府県労働局共通費	0	△	73,325	△	73,325
中央労働委員会	労働条件確保・改善対策費 高齢者等雇用安定・促進費	45,920 839,190	0	45,920 839,190	△	45,920 839,190
中央労働委員会共通費	計	885,110	△	73,325	△	811,785
農林水産本省	農林水産本省共通費	779,532,127	△	2,588,827,429	△	1,809,295,302
農林水産本省所管補正額合計	食の安全・消費者の信頼確保 対策費	0	△	1,767,946	△	1,767,946
農林水産本省共通費	独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費	206,568	0	206,568	△	206,568
農業経営対策費	国産農畜産物・食農連携強化 対策費	30,539	0	30,539	△	30,539
農業経営対策費	牛肉等農税財源国産畜産物・ 食農連携強化対策費	1,077,705	0	1,077,705	△	1,077,705
農業経営対策費	農業経営対策費	643,243	0	643,243	△	643,243
農業経営対策費	牛内等関税財源畜産経営対策 費	11,935,178	0	11,935,178	△	11,935,178
農業・食品産業強化対策費	共済掛金国庫負担金等農業共 済再保険特別会計へ繰入	1,050,873	0	1,050,873	△	1,050,873
農業・食品産業強化対策費	優良農地確保・有効利用対策 費	35,964,812	△	7,199	△	35,964,812
農業・食品産業強化対策費	農業生産基盤保全管理・整備 事業費	541,762	0	541,762	△	541,762
農業・食品産業強化対策費	農業生産基盤保全管理・整備 事業費	2,528,000	0	2,528,000	△	2,528,000
農業・食品産業強化対策費	農業生産基盤保全管理・整備 事業費	111,000	△	43,536	△	67,464
農業・食品産業強化対策費	農山漁村6次産業化対策費	156,304	0	156,304	△	156,304
農業・食品産業強化対策費	海岸事業費	100,000	0	100,000	△	100,000
農地等保全事業費	農地等保全事業費	2,450,000	0	2,450,000	△	2,450,000
農地等保全事業費	農地等保全事業費	0	△	7,105	△	7,105
農林水産政策研究所	農林水産政策研究所	0	△	602	△	602

## (外) 報 告

風水害等対策費	7,564,707	0	7,564,707
水资源開発施設災害復旧事業費	8,515,000	0	8,515,000
農業施設災害復旧事業費	44,552,803	0	44,552,803
農業施設災害関連事業費	13,098,000	0	13,098,000
計	130,526,494	△	1,826,388
農林水産本省検査指導機関	22,964	△	11,970
農林水産本省検査指導所施設費	10,862	△	0
農林水産技術会議	33,826	△	11,970
農林水産技術会議共通費	0	△	2,807
農林水産技術会議施設費	59,680	0	59,680
独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費	173,346	0	173,346
独立行政法人農業環境技術研究所運営費	79,560	0	79,560
計	312,586	△	2,807
地方農政局	地 方 農 政 局	0	67,004
地方農政局施設費	46,433	△	△
海岸事業工事諸費用	0	△	0
農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費用	877,000	△	2,644
農業施設災害復旧事業等工事諸費用	174,197	0	174,197
計	1,097,530	△	208,109
北海道農政事務所	北 海 道 農 政 事 務 所	0	4,515
林野庁	林 野 庁 共 通 費	0	140,588
独立行政法人農林漁業信用基金出資	3,600,000	0	3,600,000
治山事業費	1,527,000	0	1,527,000
治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	1,200,000	0	1,200,000

## (号) 報 外

水 産 業 省	森 林 整 備 事 業 費	110,000	0	110,000
	森 林 整 備 事 業 費 國有林野事業特別会計へ繰入	108,000	0	108,000
	林 業 振 興 対 策 費	527,500	0	527,500
	林 產 物 供 給 等 振 興 対 策 費	11,710,500	0	11,710,500
	山 林 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	10,933,709	0	10,933,709
	山 林 施 設 災 害 復 旧 事 業 費 國有林野事業特別会計へ繰入	1,291	0	1,291
	山 林 施 設 災 害 関 連 事 業 費 國有林野事業特別会計へ繰入	4,731,977	0	4,731,977
	山 林 施 設 災 害 関 連 事 業 費 國有林野事業特別会計へ繰入	3,023	0	3,023
	計	34,453,000	△	34,312,412
	水 產 庁 共 通 費	0	△	5,768
農 林 水 產 省	水 產 資 源 回 復 対 策 費	14,985,797	0	14,985,797
	漁 業 經 營 安 定 対 策 費	50,108,037	0	50,108,037
	保 險 料 國 庫 自 担 金 等 渔 船 再 保 險 及 び 漁 業 共 満 保 险 特 別 会 計 へ 繰 入	85,971,673	△	85,969,019
	漁 村 振 興 対 策 費	2,163,362	0	2,163,362
	海 岸 事 業 費	100,000	0	100,000
	水 產 基 盤 整 備 費	5,098,000	0	5,098,000
	風 水 害 等 対 策 費	31,534,000	0	31,534,000
	漁 港 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	24,606,000	0	24,606,000
	漁 港 施 設 災 害 関 連 事 業 費	376,000	0	376,000
	計	214,942,869	△	214,934,447
經 濟 產 業 省	農 林 水 產 省 所 管 補 正 額 合 計	381,366,405	△	2,202,799
	經 濟 產 業 本 省 經 濟 產 業 本 省 共 通 費	0	△	725,703
	獨 立 行 政 法 人 產 業 技 術 総 合 研 究 所 施 設 整 補 費	2,953,712	0	2,953,712
經 濟 產 業 省	獨 立 行 政 法 人 製 品 評 価 技 術 基 盤 機 構 施 設 整 補 費	28,395	0	28,395

## (外) 報 印

		新事業創出促進対策費 貿易投資促進費 工業用水道施設災害復旧事業費	3,600,000 670,320 6,078,000	0 0 0	3,600,000 670,320 6,078,000
経済産業局	資源工ネルギー庁	経済産業局共通費 資源工ネルギー庁共通費 鉱物資源安定供給確保費 石油炭税財源燃料安定供給 対策及工ネルギー需給構造高 度化対策費工ネルギー対策特 別会計へ繰入	13,330,427 0 411,030	△ △ 0	725,703 10,500 .2,940
原子力安全・保安院	中小企業庁	燃料安定供給対策及工ネル ギー需給構造高度化対策費工 ネルギー対策特別会計へ繰入 電源開発促進助成費電源立地 対策及電源利用効率化費工ネル ギー対策特別会計へ繰入	2,446,182 1,437,161	0 △	2,446,182 50,000,000
原子力安全・保安院	中小企業庁	原子力安全・保安院共通費 中小企業事業環境整備費 経営革新・創業促進費 独立行政法人中小企業基盤整 備機構運営費	33,194,373 0 164,659,087 696,487	△ △ △ △	50,002,940 3,220 1,330 0
経済産業省所管補正額合計	国土交通本省	経済産業省所管補正額合計 国土交通本省共通費 住宅対策事業費 住宅市場整備推進費 急傾斜地崩壊対策等事業費 治水事業費等社会資本整備事 業特別会計へ繰入	213,573,226 0 111,585,000 56,000,000 550,000 19,214,518	△ △ △ △ △	50,743,693 2,534,348 111,585,000 56,000,000 550,000 590,413

## (号) 報 告

海 岸 事 業 費	320,000	0	320,000
公 共 交 通 等 安 全 対 策 費	97,586	0	97,586
独 立 行 政 法 人 航 空 大 学 校 施 設 整 備 費	1,047,963	0	1,047,963
総 合 的 物 流 体 系 整 備 推 進 費	9,708,500	0	9,708,500
港 湾 整 備 事 業 費 等 社 會 資 本 整 備 事 業 特 別 會 計 へ 繙 入	3,652,963	△ 150,227	3,502,736
離 島 港 湾 整 備 事 業 費 社 會 資 本 整 備 事 業 特 別 會 計 へ 繙 入	0	△ 1,063	1,063
空 港 整 備 事 業 費 社 會 資 本 整 備 事 業 特 別 會 計 へ 繙 入	18,562,000	△ 14,596	18,547,404
北 海 道 空 港 整 備 事 業 費 社 會 資 本 整 備 事 業 特 別 會 計 へ 繙 入	0	△ 466	466
離 島 空 港 整 備 事 業 費 社 會 資 本 整 備 事 業 特 別 會 計 へ 繙 入	0	△ 66	66
都 市 再 生 ・ 地 域 再 生 整 備 事 業 費	7,130,000	0	7,130,000
道 路 交 通 イ ノ バ ッ テ ン 推 進 費	0	△ 100,000,000	△ 100,000,000
道 路 整 備 事 業 費 社 會 資 本 整 備 事 業 特 別 會 計 へ 繙 入	2,765,000	△ 600,291	2,164,709
国 土 調 查 費	1,038,017	0	1,038,017
独 立 行 政 法 人 海 技 教 育 機 構 運 営 費	56,542	0	56,542
独 立 行 政 法 人 海 技 教 育 機 構 施 設 整 備 費	72,726	0	72,726
地 球 空 間 情 報 整 備 ・ 活 用 推 進 費	3,586,215	0	3,586,215
北 海 道 開 発 事 業 費	310,000	0	310,000
独 立 行 政 法 人 土 木 研 究 所 施 設 整 備 費	801,055	0	801,055
独 立 行 政 法 人 建 築 研 究 所 施 設 整 備 費	234,072	0	234,072
独 立 行 政 法 人 海 上 技 術 安 全 研 究 所 施 設 整 備 費	245,716	0	245,716

## 官 報 (号外)

独立行政法人港湾空港技術研究施設整備費	31,400	0	31,400
独立行政法人電子航法研究所施設整備費	133,430	0	133,430
官 厅 営 繕 費	6,891,795	0	6,891,795
河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費	766,542,521	0	766,542,521
水資源開発施設災害復旧事業費	1,528,000	0	1,528,000
有料道路災害復旧事業費	49,199,000	0	49,199,000
住宅施設災害復旧事業費	46,840,000	0	46,840,000
埠頭災害復旧事業資金貸付金	114,000	0	114,000
空港機能施設災害復旧事業資金貸付金	5,120,000	0	5,120,000
河川等災害関連事業費	6,832,000	0	6,832,000
河川管理費社会資本整備事業特別会計へ繰入	0	△ 5,918	△ 5,918
自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	0	△ 12,103	△ 12,103
離島農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	0	△ 7,670	△ 7,670
計	1,120,210,019	△ 103,917,161	1,016,292,858
國土技術政策総合研究所共通費	0	△ 2,100	△ 2,100
國土技術政策総合研究所施設費	960,695	0	960,695
國 土 地 理 院			
國 土 地 球 院 共 通 費	960,695	△ 2,100	958,595
國 土 地 球 院 施 設 費	0	△ 3,080	3,080
地 球 空 間 情 報 整 備・活 用 等 推 進 費	208,800	0	208,800
計	3,439,093	0	3,439,093
海 難 審 判 所	3,647,893	△ 3,080	3,644,813
海 難 審 判 所 共 通 費	0	△ 770	770

## (外) 報 告

地 方 整 備 局	地 方 整 備 局 共 通 費	0	△	24,080
	國營公園事業工事諸費	0	△	12,829
	道路等災害復旧事業工事諸費	77,762	△	77,762
	計	77,762	△	40,853
	北海道開発局			
	北海道開発局共通費	0	△	36,909
	北海道治水海岸事業工事諸費	0	△	9,240
	北海道道路整備事業工事諸費	0	△	65,969
	北海道港湾空港整備事業工事諸費	0	△	130,027
	北海道都市環境整備事業工事諸費	0	△	28,283
地 方 運 輸 局	北海道国營公園事業工事諸費	0	△	11,724
	北海道農業生産基盤保全管理・整備事業等工事諸費	0	△	1,006
	北海道災害復旧事業等工事諸費	0	△	69,978
	計	5,236	△	5,236
	地方運輸局共通費	5,236	△	316,227
	地方運輸行政推進費	67,489	△	17,780
	計	10,623	0	10,623
	地方航空局共通費	78,112	△	17,780
	地方觀光廳共通費	2,200	△	2,660
	地 方 航 空 局	0	△	1,120
地 方 観 気 象	地 方 観 気 象 官 署 共 通 費	0	△	1,120
	氣 象 官 署 施 設 費	0	△	29,260
	氣 象 官 署 施 設 費	0	△	29,260
	氣 象 官 署 施 設 費	0	△	6,693,754
	氣 象 官 署 施 設 費	0	△	1,007,925
	氣 象 官 署 施 設 費	0	△	1,007,925
	計	6,693,754	0	1,007,925
	運輸安全委員会共通費	1,007,925	△	1,680
	海上保安官署施設費	0	△	1,680
	運輸安全委員会共通費	7,701,679	△	30,940
運 輸 安 全 委 員 会	海上保安官署共通費	0	△	910
	海上保安官署施設費	260,509	△	910
運 上 保 安 厅	海上保安官署施設費	0	△	161,949
	海上保安官署施設費	1,653,432	0	1,653,432

## 外 取 報 表

境 省	環 境 本 省	國 土 交 通 省 所 管 極 正 額 合 計	船 舶 交 通 安 全 及 海 上 治 安 對 策 費	12,707,608	0
		航 路 标 誌 整 備 事 業 工 事 諸 費	0	△ 4,498	△ 4,498
		航 路 标 誌 灾 害 復 旧 事 業 費	1,946,000	△ 103,058	1,946,000
		計	16,567,549	△ 104,432,715	16,464,491
防 衛 省	環 境 本 省	環 境 本 省 共 通 費	0	△ 112,525	112,525
		大 気・水・土壤 環 境 等 保 全 費	394,024	0	394,024
		廢棄物・リサイクル対策推進費	351,933,422	0	351,933,422
	環 境 調 查 研 修 所	環 境 調 查 研 修 所	0	△ 210	210
		自 然 公 園 等 事 業 工 事 諸 費	0	△ 3,142	3,142
		廢棄物処理施設災害復旧事業費	16,376,000	0	16,376,000
		計	368,703,446	△ 115,877	368,587,569
地 方 環 境 事 務 所	地 方 環 境 事 務 所 共 通 費	地 方 環 境 事 務 所 共 通 費	0	△ 3,710	3,710
防 衛 省	環 境 省 所 管 極 正 額 合 計	368,703,446	△ 119,587	368,583,859	
防 衛 省	防 衛 本 省 共 通 費	81,446,612	△ 17,694,919	63,751,693	
	自 衛 官 級 与 費	14,743,800	0	14,743,800	
	武 器 車 両 等 整 備 費	61,656,226	0	61,656,226	
	航 空 機 整 備 費	19,044,703	0	19,044,703	
	艦 船 整 備 費	482,717	0	482,717	
	施 設 整 備 費	4,918,293	0	4,918,293	
	人 材 確 保 成 費	6,206,781	0	6,206,781	
	研 究 開 発 費	83,436	0	83,436	
	計	188,582,568	△ 17,694,919	170,887,649	
地 方 防 衛 局	地 方 防 衛 局	地 方 防 衛 局	0	△ 16,569	16,569
地 方 防 衛 省 所 管 極 正 額 合 計	188,582,568	△ 17,711,488	170,871,080		
歲 出 極 正 額 總 計	4,015,744,496	△ 3,710,663,046	305,081,450		

## 丙号 繰越明許費補正

(外) 報 告

所 管	組 織	事 項	所 管	組 織	事 項
内 閣 府	警 察 庁	(項) 交 通 警 察 費のうち 都道府県警察施設災害復旧 費補助金			災害発生県内消防応援活動 費交付金 原子力災害緊急消防援助隊 等活動費交付金
	船 舶 建 造 費	警察活動基盤整備費のうち 警察装備費(警察用車両緊 急整備経費に限る。)	文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	(項) 私立学校振興費のうち 私立学校建物其他災害復旧 費補助金
	車 両 購 入 費	警察通信機器整備費(警察 用車両緊急整備経費に限 る。)			公立文教施設整備費のうち 公立社会教育施設災害復旧 費補助金
総 務 省	総 務 本 省	(項) 都道府県警察施設災害復旧 費補助金	厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省	(項) 独立行政法人日本学生 支援機構施設整備費
	独 立 行 政 法 人 情 報 通 信 機 構 施 設 整 備 費	独立行政法人情報通信研究 機構施設整備費補助金(情 報通信研究機構施設災害復 旧費に限る。)			独立行政法人国立精 神・神経医療研究セン ター施設整備費
	情 報 通 信 技 術 利 用 環 境 整 備 費	情報通信技術利用環境 のうち 情報通信基盤災害復旧事業 費補助金			医療提供体制基盤整備 費
消 防 庁	(項) 消 防 防 災 体 制 等 整 備 費	消防防災体制等整備費のうち 消防防災等業務厅費(緊急 消防援助隊設備の緊急整備 経費に限る。)			医療施設等災害復旧費補助 金
	消 防 防 災 設 備 災 害 復 旧 費 補 助 金	消防防災設備災害復旧費補 助金			医療施設災害対策緊急整備 費補助金
	消 防 防 災 施 設 災 害 復 旧 費 補 助 金	消防防災施設災害復旧費補 助金			高齢者等雇用安定・促 進費
	緊 急 消 防 救 助 金	緊急雇用創出事業臨時特別 交付金			緊急雇用創出事業臨時特別 交付金
	緊 急 消 防 援 助 隊 活 動 費 負 担 金	子ども・子育て支援対 策費			子ども・子育て支援対 策費
		子育て支援事業設備等復旧 支援事業費補助金			子育て支援事業費補助金
		災 害 救 助 等 諸 費 の うち 災 害 救 助 費 等 負 担 金			災害救助費等負担金

官 報 (号 外)

丁号 国庫債務負擔行為補正

所管	組織	事項	限度(千円)	行為年度	国庫の負担度	由
内閣府	警察庁	航空機購入	既定 2,946,761	平成23年度	平成23年度及び平成24年度	警察用ヘリコプターの購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
法務省	法務局	登記情報システム用電子計算機等借入れ	追加定額 1,739,000 4,685,761	同 —	同 —	登記情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたり契約を結ぶことを要するため
国土交通省	海上保安庁	海上保安官署施設設備	既定期 126,681	平成23年度	平成23年度以降4箇年度以内	
防衛省	防衛本省	航空機購入	既定期 1,922,718 追加定期 1,569,617 3,492,335	平成23年度 平成23年度及び平成24年度 同 —	平成23年度以降3箇年度以内 平成23年度以降4箇年度以内	仙台航空基地の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
防衛省	防衛本省	通信機器購入	既定期 8,358,055 追加定期 16,537,547	同 —	平成23年度以降3箇年度以内 平成23年度以降4箇年度以内	警備救難用航空機2機の購入には、その生産又は輸入若しくは整備及び改修に多くの日数を要するため
防衛省	防衛本省		既定期 98,224,383 追加定期 7,235,802	平成23年度 同	平成23年度以降4箇年度以内 平成24年度及び平成25年度	航空機用通信機器等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
			105,460,185	—	—	

(外) 報 告

車両 購入	既定	14,527,385	平成 23 年度	平成 24 年度	
	追加	4,035,921	同	平成 24 年度及 び平成 25 年度	大型破壊機器難消防車等の購入には、その生産に多くの日数を要す るため
改	既定	18,563,306	—	—	
弾薬 購入	既定	131,436,305	平成 23 年度	平成 23 年度以 降 5 箇年度以内	
追改	既定	312,613	同	平成 24 年度	弾薬の購入には、その生産に多くの日数を要するため
諸器材 購入	既定	131,748,918	—	—	
追改	既定	58,157,348	平成 23 年度	平成 23 年度以 降 4 箇年度以内	
改	既定	13,450,903	同	平成 23 年度以 降 3 箇年度以内	着陸拘束装置等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要す るものがあるため
武器車両等整備	既定	71,608,251	—	—	
	既定	314,884,524	平成 23 年度	平成 23 年度以 降 5 箇年度以内	
追改	既定	1,484,843	同	同	通信機器等の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多 くの日数を要するものがあるため
航空機 購入	既定	316,369,367	—	—	
追改	既定	209,578,135	平成 23 年度	平成 23 年度以 降 5 箇年度以内	
	追加	11,424,969	同	平成 23 年度以 降 4 箇年度以内	救難ヘリコプター 3 機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数 を要するため
改	既定	221,003,104	—	—	

航空機整備既定	278,763,221	平成23年度	平成23年度以内	
追加改定	13,801,883	同	平成23年度以内	航空機の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
艦船整備既定	292,565,104	—	降4箇年度以内	—
施設設既定	61,845,313	平成23年度	平成23年度以内	
追改施設設既定	147,525 61,992,838	同 —	平成24年度以内	艦船の整備には、その部品の生産に多くの日数を要するものがあるため
追改施設設既定	80,568,145	平成23年度	平成23年度以内	
追改施設設既定	6,755,371	同	平成23年度以内	松島飛行場ほか33箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
教育訓練用器材購入等既定	87,323,516	—	降3箇年度以内	があるため
追加改定	33,116,065	平成23年度	平成23年度以内	
追加改定	4,593,308	同	平成23年度以内	戦闘機F-15用飛行訓練装置の購入等には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
研究開発既定	37,709,373	—	降3箇年度以内	
追加改定	101,633,283	平成23年度	平成23年度以内	高空サイクル試験装置及び温度評価試験装置の購入には、その生産に多くの日数を要するため
	1,248,755	同	平成24年度	
	102,882,038	—	—	

官 報 (号 外)

平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、歳出面において、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災に關し、当面緊急に必要となる経費等の追加を行う一方、既定経費の減額を行い、歳入面においては、その他収入の増収を見込むなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、東日本大震災により被害を受けたことに伴う航空機の購入等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成二十三年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(原則として単位未満四捨五入)

歳入	歳出
当初	補正
計	計
九二、四一二、六一三百万円	九二、四一、六一三百万円
三〇五、〇八一百万円	三〇五、〇八一百万円
九二、七一六、六九四百万円	九二、四一、六一三百万円
三〇五、〇八一百万円	三〇五、〇八一百万円
九二、七一六、六九四百万円	九二、七一六、六九四百万円
△	△
三、七一〇、六六三百万円	三、七一〇、六六三百万円
三〇五、〇八一百万円	三〇五、〇八一百万円

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、みんなの党から、「平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)、平成二十三年度特別会計補正予算(特第1号)及び平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。右報告する。

平成二十三年四月三十日

衆議院議長 横路 孝弘殿

予算委員長 中井 治

平成二十三年度特別会計補正予算(特第1号)

右  
国会に提出する。

平成二十三年四月二十八日

内閣総理大臣 管 直人

1 東日本大震災関係経費	(2) 灾害救助等関係経費
四、〇一五、三三〇百万円	一、二一〇、〇〇〇百万円

四八二、八九七百万円	一、二一〇、〇〇〇百万円
△	△

## (外) 号

## 平成23年度特別会計補正予算

予算総則補正

第1条 次に掲げる各特別会計の平成23年度歳入歳出予算補正是、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるおりとする。

内閣府、総務省及び

財務省所管

財務省所管

財務省及び国土交通省所管

文部科学省、経済産業省及び環境省所管

厚生労働省所管

農林水産省所管

交付税及び譲与税配付金

国債整理基金

財政投融资

工ネルギー対策

労働保険

年金

食料安定供給

農業共済再保険

国有林野事業

漁船再保險及び漁業共済保険

社会資本整備事業

自動車安全

第2条 各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号縁越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条 労働保険特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成23年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条 「特別会計に関する法律」第5条第2項の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」、「縁越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添付する。

第5条 平成23年度特別会計予算総則第7条第1項の各特別会計の借入金の限度額の表中

食 料 安 定 供 給	国営土地改良事業勘定	5,600,000千円
-------------	------------	-------------

に改める。

2 平成23年度特別会計予算総則第7条第2項に定める工ネルギー対策特別会計工ネルギー需給勘定における「特別会計に関する法律」第13条第2項及び第94条第2項の規定による借入金及び証券の限度額「1,434,200,000千円」を「1,454,200,000千円」に改める。

第6条 平成23年度特別会計予算総則第10条第1項に定める「特別会計に関する法律」第62条第2項の規定により平成23年度において公債を発行することができる限度額「14,000,000,000千円」を

「16,000,000,000千円」に改める。

第7条 平成23年度特別会計予算総則第15条の各特別会計の再保険契約の限度額の表中

地 震 再 保 険	「地震保険に関する法律」第3条第3項	1回の地震等により支払うべき再保険金の総額
1 工ネルギー対策特別会計	33,100,000千円	4,775,550,000千円

を

2 食料安定供給特別会計	5,700,000千円
--------------	-------------

を

4 株式会社日本政策金融公庫	4,687,000,000千円
----------------	-----------------

を

6 日本私立学校振興・共済事業団	30,700,000千円
------------------	--------------

を

6 日本私立学校振興・共済事業団	74,800,000千円
------------------	--------------

を

8 独立行政法人福祉医療機構	246,000,000千円
----------------	---------------

を

(外) 帳 書

8 独立行政法人福祉医療機構	416,000,000千円
----------------	---------------

16 独立行政法人住宅金融支援機構	30,000,000千円
-------------------	--------------

16 独立行政法人住宅金融支援機構	210,000,000千円
-------------------	---------------

19 株式会社日本政策投資銀行	300,000,000千円
-----------------	---------------

甲号 岁入歳出予算補正	
-------------	--

所 管	特 別 会 計	款	項	補 正			額 (千円)
				追 加	修 正 減 少 額 (千円)	差 引 額 (千円)	
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金 交付税及び譲与税配付金 勘定	歳 入	他会計より受入	120,000,000	△	15,188,000	104,812,000
		歳 出	一般会計より受入	120,000,000	△	15,188,000	104,812,000
			地方交付税交付金	120,000,000	0	0	120,000,000
			地方特例交付金	0	△	15,188,000	15,188,000
		歳 出 補 正 額		120,000,000	△	15,188,000	104,812,000
財 務 省	国債整理基金	入	他会計より受入	23,071,445	0	0	23,071,445
		歳 出	他会計より受入	23,071,445	0	0	23,071,445
			他国債整理支出	23,071,445	0	0	23,071,445
財務省及び国土交通省	財政投融资資金勘定	歳 入	資金運用収入	21,933,298	0	0	21,933,298
		歳 出	運用利殖金収入	21,933,298	0	0	21,933,298
		公 債 金		2,000,000,000	0	0	2,000,000,000

文部科学省、経済産業省及び環境省	公債金	2,000,000,000	0	0	1,972,635	2,000,000,000
歳出	収入	1,972,635	0	0	0	1,972,635
	補正額	2,023,905,933	0	0	2,023,905,933	2,000,000,000
	財政融資資金へ繰入費	2,000,000,000	0	0	△	27,465
	事務取扱費	0	0	0	△	27,465
	国債整理基金特別会計へ繰入	22,990,445	△	0	22,990,445	2,022,962,980
工ナルギー対策 歳入	補正額	2,022,990,445	△	27,465		
他会計より受入						
		31,346,182	0	0	31,346,182	
石油証券及借入金受入		31,346,182	0	0	31,346,182	
歳出	補正額	20,000,000	0	0	20,000,000	
	石油証券及借入金受入	20,000,000	0	0	20,000,000	
他会計より受入						
		31,346,182	0	0	31,346,182	
石油証券及借入金受入		31,346,182	0	0	31,346,182	
歳出	補正額	0	△	4,641	△	4,641
	石油証券及借入金受入	0	△	4,641	△	4,641
	他会計より受入					
		51,346,182	0	0	51,341,541	
燃料安定供給対策費	補正額	33,640,940	△	4,641	△	4,641
工ナルギー需給構造高度化 対策費	事務取扱費	17,705,242	0	0	17,705,242	
歳出	補正額	0	△	4,641	△	4,641
	燃料安定供給対策費	51,346,182	0	0	51,341,541	
電源開発促進勘定 歳入	他会計より受入	1,437,161	△	50,000,000	△	48,562,839
	電源立地対策財源一般会計 より受入	1,337,396	△	50,000,000	△	48,662,604
	電源利用対策財源一般会計 より受入	99,765	0	0	99,765	50,000,000
周辺地域整備資金より受入		50,000,000	0	0	50,000,000	50,000,000

## 外 口 報 表

		雜 收 入	雜 入	△	29,113	△	29,113
		歲 出	歲 入	△	29,113	△	29,113
厚 生 労 働 省	勞 働 災 劍 定 出						
	勞 働 安 全 衛 生 対 策 費	0	0	△	29,113	△	29,113
	社會 復 廢 促 進 等 事 業 費	51,437,161	803,639	△	50,029,113	0	1,408,048
	獨 立 行 政 法 人 勞 働 者 健 康 福 祉 機 構 施 設 整 備 費	99,765	0	0	99,765	803,639	
	個 別 労 働 紛 爭 対 策 費	250,740	0	0	250,740	253,904	
	業 務 取 拆 費	283,017	△	△	29,113	253,904	
	施 設 整 備 費	1,437,161	△	△	29,113	1,408,048	
	保 險 料 収 戻 金 等 微 取 劍 定 へ 繼 入						
雇 用 励 定 入	積 立 金 よ り 受 入						
	積 立 金 よ り 受 入	1,026,113,831	0	0	1,026,113,831		
	雇 用 安 定 資 金 よ り 受 入	1,026,113,831	0	0	1,026,113,831		
歲 出	積 立 金 よ り 受 入	14,002,186	0	0	14,002,186		
	雇 用 安 定 資 金 よ り 受 入	14,002,186	0	0	14,002,186		
	獨 立 行 政 法 人 勞 働 者 退 職 金 共 济 機 構 施 設 整 備 費	1,040,116,017	0	0	1,040,116,017		
	個 別 労 働 紛 爭 対 策 費	0	0	0	14,002,186		
	職 業 紹 介 事 業 等 實 施 費	10,878	△	△	226,735	226,735	
		2,740,486	0	0	0	10,878	

## (外) 報 告

		地域雇用機会創出等対策費			
高齢者等雇用安定・促進費		738,048,933	△	8,716,035	729,332,898
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費		6,433,349	0	0	7,099,387
失業等給付費		294,060,224	0	0	6,433,349
職業能力開発強化費		1,521,679	△	218,971	294,060,224
若年者等職業能力開発支援費		0	△	280,320	1,302,708
独立行政法人雇用・能力開発機構運営費		24,926,941	0	0	280,320
独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費		1,959,998	0	0	24,926,941
独立行政法人高齢・障害者支援機構運営費		1,443,015	△	29,601,118	1,959,998
独立行政法人高齢・障害者支援機構施設整備費		0	△	1,135,198	1,443,015
業務取扱費		1,850,065	△	393,207	1,456,858
施設整備費		610,815	0	0	610,815
保険料返還金等徴収勘定へ繰入		29,009	△	47,178	18,169
歳出補正額		1,080,734,779	△	40,618,762	1,040,116,017
歳入他勘定より受入		41,441	△	67,397	△
歳出他勘定より受入		41,441	△	67,397	△
年金保険取扱費		41,441	△	67,397	△
国民年金勘定入	歳入	0	△	303,685,246	25,956
歳出保険取扱入		0	△	303,685,246	25,956
積立金より受入		303,685,246	0	0	25,956
歳入補正額		303,685,246	△	303,685,246	303,685,246
厚生年金勘定入	歳入	0	△	2,093,836,014	0
保険収入		0	△	2,093,836,014	0

(外) 勘定

積立金より受入	積立金より受入	一般会計より受入	2,093,836,014	0	△ 2,093,836,014	△ 2,093,836,014	2,093,836,014
歳 入	補 正	歳 入	2,093,836,014	0	△ 2,093,836,014	0	2,093,836,014
児童手当及び子ども手当勘定							
歳 入	他会計より受入	0	△ 188,736,262	△	188,736,262	△ 188,736,262	188,736,262
歳 出	一般会計より受入	0	△ 188,736,262	△	188,736,262	△ 188,736,262	188,736,262
児童手当及び子ども手当交付金							
歳 出	業務取扱費	0	△ 1,912	△	1,912	△ 1,912	1,912
歳 出	補正額	0	△ 188,736,262	△	188,736,262	△ 188,736,262	188,736,262
業務勘定							
歳 入	他会計より受入	1,352,576	△ 34,891	1,317,685	1,317,685	△ 34,891	1,317,685
歳 出	一般会計より受入	1,352,576	△ 34,891	1,317,685	1,317,685	△ 34,891	1,317,685
業務取扱費							
歳 出	日本年金機構運営費	0	△ 34,891	△ 34,891	△ 34,891	△ 34,891	34,891
歳 出	補正額	1,352,576	△ 34,891	1,352,576	1,352,576	△ 34,891	1,352,576
農林水産省							
食料安定供給							
米 管理勘定							
歳 入	米管理費	4,789,767	0	4,789,767	4,789,767	△ 4,789,767	4,789,767
歳 出	返還金等他勘定へ繰入	0	△ 4,789,767	△	4,789,767	0	4,789,767
麦管理勘定							
歳 入	麦管理費	4,789,767	△ 4,789,767	0	4,789,767	△ 4,789,767	0
歳 出	返還金等他勘定へ繰入	416,721	0	416,721	416,721	△ 416,721	416,721
国営土地改良事業勘定							
歳 入	他会計より受入	111,000	△ 58,311	52,689	0	0	52,689

## (外) 報 告

		一般会計より受入				
借 入 金		借 入 金				
受託工事費等受入		30,000	30,000	△	0	100,000
歳 出	歳 入	241,000	130,000	58,311	0	182,689
	補 正 額					
	土地改良事業費					
	受託工事費及換地清算金					
	國債整理基金特別会計へ繰入					
農業共済再保險業務勘定		81,000	30,000	0	0	30,000
歳 出	歳 入	241,000	30,000	58,311	0	81,000
	補 正 額					
	他会計より受入					
	一般会計より受入					
国有林野事業入	歳 出	0	0	7,199	7,199	7,199
		0	0	7,199	7,199	7,199
国有林野事業收入		0	0	7,199	7,199	7,199
林野等売捌代		0	0	409,944	409,944	409,944
財産貸付料等収入		0	0	76,208	76,208	76,208
他会計より受入		1,312,314	0	333,736	333,736	333,736
一般会計より受入		1,312,314	0	1,312,314	1,312,314	1,312,314
地方公団体工事費負担金		32,551	0	32,551	32,551	32,551
歳 出	歳 入	1,344,865	32,551	△ 409,944	934,921	409,944
	補 正 額					
	国有林野事業費					

## 外助報

		治山事業費		1,232,551	
		国有林野森林整備事業費		0	
		治山事業工事諸費		108,000	
歳	出	補	正額	△	409,944
漁船再保険及び漁業共済保険					
漁船普通保険勘定					
歳	入	漁船再保険収入	一般会計より受入	65,268,044	0
		雜收	0	65,268,044	65,268,044
	出	漁船再保険収入	一般会計より受入	65,268,044	65,268,044
		雜收	0	17,690	17,690
	歳	積立金より受入	雜收	0	17,690
		積立金より受入	入	17,690	17,690
	歳	積立金より受入	雜收	0	17,690
		積立金より受入	入	17,690	17,690
	歳	入	漁船再保険費及交付金	76,092,200	0
		入	漁業共済保険収入	76,092,200	76,092,200
	歳	出	漁業共済保険費及交付金	76,092,200	76,092,200
		出	漁業共済保険費及交付金	76,092,200	76,092,200
	歳	業務勘定	他会計より受入	0	0
		出	他会計より受入	0	0
	歳	業務勘定	他会計より受入	0	0
		出	他会計より受入	0	0
	歳	社会資本整備事業	一般会計より受入	0	0
		出	一般会計より受入	0	0
	歳	治水勘定	一般会計より受入	0	0
		出	一般会計より受入	0	0
国土交通省	他会計より受入	他会計より受入	他会計より受入	19,214,518	19,214,518
	他会計より受入	他会計より受入	他会計より受入	19,214,518	19,214,518
	他会計より受入	他会計より受入	他会計より受入	18,618,187	18,618,187
	他会計より受入	他会計より受入	他会計より受入	18,618,187	18,618,187
	他会計より受入	他会計より受入	他会計より受入	1,001,000	1,001,000

## (外) 報 告

電気事業者等工事費負担金 収入		地方公共団体工事費負担金 収入		0	△	19,631	△
歳 出	歳 入	電気事業者等工事費負担金 収入	河川整備事業費 砂防事業費 業務取扱費業務勘定へ繙入	20,215,518 16,858,000 750,000 2,607,518	△	615,962	0
道路整備勘定 歳 出	歳 入	他会計より受入	一般会計より受入	2,765,000 2,765,000 986,000 1,779,000	△	600,291 △ 0 △	2,164,709 2,164,709 986,000 1,178,709
港湾勘定 歳 入	歳 出	補正額	地域連携道路事業費 業務取扱費業務勘定へ繙入	2,765,000	△	600,291	2,164,709
他会計より受入	一般会計より受入	3,652,963 3,652,963	△ △	151,290 151,290	3,501,673 3,501,673		
港湾管理者工事費負担金 人	港湾管理者工事費負担金 人	541,050	541,050	0	541,050		
受益者工事費負担金 収入	受益者工事費負担金 収入	0	0	△ △	152 152	△ △	152 152
受託工事納付金 収入	受託工事納付金 収入	0	0	△ △	492 492	△ △	492 492
歳 出	歳 入	港湾事業費	4,194,013	△	151,934	4,042,079	0 2,210,000

(外) 報 防 空

空港整備勘定 歳	入	他会計より受入		業務取扱費業務勘定へ繰入	1,984,013	△	1,832,079
	歳				4,194,013	△	4,042,079
	歳						
地方公共団体工事費負担金 収入	入	一般会計より受入	18,562,000	△	151,934	△	151,934
	歳						
空港等災害復旧事業費 収入	入	642,883	△	16,114	18,545,886	△	18,545,886
	歳						
業務取扱費業務勘定へ繰入	出	642,883	△	0	642,883	△	642,883
	歳						
自 動 車 安 全 自動車検査登録勘定 歳	入	他勘定より受入	19,204,883	△	16,114	0	19,188,769
	歳						
業務取扱費	出	19,204,883	△	16,114	19,204,883	△	16,114
	歳						
他会計より受入	入	6,370,531	△	1,384,301	4,986,230	△	4,986,230
	歳						
一般会計より受入	歳	6,370,531	△	1,384,301	4,986,230	△	4,986,230
自動車検査独立行政法人運営費	出	6,370,531	△	1,384,301	4,986,230	△	4,986,230
	歳						
自動車検査独立行政法人施設整備費	入	0	△	12,103	12,103	△	12,103
	歳						
業務取扱費	歳	0	△	12,103	12,103	△	12,103
	歳						
自動車事故対策勘定 歳	入	18,000	0	0	18,000	△	18,000
	歳						
積立金より受入	歳	120,478	0	0	120,478	△	120,478
	歳						
業務取扱費	出	0	△	190,857	190,857	△	190,857
	歳						
正額	補	138,478	△	190,857	52,379	△	52,379
	歳						
		164,404	0	0	164,404	△	164,404

			積立金より受入 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	164,404	0	164,404
					0	164,404

## 丙号 緑越明許費補正

所管	特別会計	事業項目	所管	特別会計	事業項目
文部科学省、環境省 エネルギー需給勘定	エネルギー需給勘定	(項) 燃料安定供給対策費のうち 石油精製合理化対策事業費 等補助金(油槽所機能早期 復旧事業費補助金に限る。)	国土交通省 社会資本整備事業 空港整備勘定	雇用勘定	(項) 職業能力開発強化費のうち 職業能力開発校設備整備費 等補助金(公共職業能力開 発施設等整備費に限る。)

## 丁号 国庫債務負担行為補正

所管	特別会計	事業項目	限度額(千円)	行為年度	国庫の負担度	事由
厚生労働省 雇用勘定 既定期定 追加定期 改定期定 独立行政法人雇用・ 能力開発機構施設整備費補助	労働保険	ハローワークシステム用電子計算機借入 etc	33,491,347 416,959 — 33,908,306 705,434	平成23年度 同 — 平成23年度 び平成24年度	平成23年度以 降5箇年度以内 平成23年度以 降3箇年度以内 ハローワークシステム用の電子計算機の借り入れ等には、複数年度に わたる契約を結ぶことを要するものがあるため 独立行政法人雇用・能力開発機構が行う施設整備事業には、その事 業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定 を行うことを要するものがあるため	事由

官 報 (号 外)

平成二十三年度特別会計補正予算(特第1号)に関する報告書

一 捕正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、エネルギー対策特別会計、労働保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計等十三特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、労働保険特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

1 財政投融資特別会計

財政融資資金勘定

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

	当初	補正	計	△	△
(1) エネルギー需給勘定	三九、三三三、一八一	三八、五八〇、六二四	三九、三三三、一八一	△	△
(2) 電源開発促進勘定	二、〇三三、九〇六	三、〇二一、九六三	二、〇三三、九〇六	△	△
計	四一、三四六、〇八七	四〇、六〇三、五七七	四一、三四六、〇八七	△	△

2 エネルギー対策特別会計

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

	当初	補正	計	△	△
(1) エネルギー需給勘定	二、〇五八、七四一	二、〇五八、七四一	二、〇五八、七四一	△	△
(2) 電源開発促進勘定	五一、三四二	五一、三四二	五一、三四二	△	△
計	二、一一〇、〇八三	三、一二〇、〇八三	二、一一〇、〇八三	△	△

3 労働保険特別会計

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

	当初	補正	計	△	△
(1) 労災勘定	一、一五八、三三四	一、一一七、八三一	一、一五八、三三四	△	△
(2) 普通保険勘定	一、一五八、三三四	二〇、七五四	一、一五八、五八五	△	△
計	一、一五八、三三四	一、一三八、五八五	一、一三八、五八五	△	△

(2) 雇用勘定

三、一三九、〇八九

三、一三九、〇八九

補正

二、〇四〇、一一六

一、〇四〇、一二六

計

四、一七九、二〇五

四、一七九、二〇五

(3) 徵収勘定

三、三一七、四一七

三、三一七、四一七

計

三、三一七、三九一

三、三一七、三九一

4 年金特別会計

歳 入(百万円)

歳 出(百万円)

(1) 国民年金勘定

四、七六七、八〇二

四、七六七、八〇二

補正

四、七六七、八〇二

四、七六七、八〇二

計

四、七六七、八〇二

四、七六七、八〇二

(2) 厚生年金勘定

四、一六四、四三一

四、一六四、四三一

補正

四、一六四、四三一

四、一六四、四三一

計

四、一六四、四三一

四、一六四、四三一

(3) 児童手当及び子ども手当勘定

四、二一六四、四三一

四、二一六四、四三一

補正

四、二一六四、四三一

四、二一六四、四三一

計

四、二一六四、四三一

四、二一六四、四三一

(4) 業務勘定

△

△

計

△

△

(5) 漁船普通保険勘定

六、〇三三

五、九九三

## 官 報 (号外)

(2) 漁業共済保険勘定	補正	七六、〇七五	八二、〇九一	七六、〇九二	(5) 業務勘定	二四七、七四七	二四七、七四七
当初		八二、〇九八	八二、〇八五		当初	四、九八六	四、九八六
補正		一七、三八三	一〇、一二一		補正	二五二、七三三	二五二、七三三
計		二〇、七〇四	二〇、七〇四		計	二五二、七三三	二五二、七三三
(3) 業務勘定		三八、〇八六	三〇、八二四		(3) 業務勘定	三四七、七四七	三四七、七四七
当初		七八五、一二八	七八五、一二八		当初	三四七、七四七	三四七、七四七
補正		二、六五四	△		補正	三四七、七四七	三四七、七四七
計		七八二、四七四	七八二、四七四		計	三四七、七四七	三四七、七四七
6 社会資本整備事業特別会計		歳 入(百万円)	歳 出(百万円)		6 社会資本整備事業特別会計	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
(1) 治水勘定		七八七、〇二四	七八七、〇二四		(1) 治水勘定	七八七、〇二四	七八七、〇二四
当初		一九、六〇〇	一九、六〇〇		当初	一九、六〇〇	一九、六〇〇
補正		八〇六、六二三	八〇六、六二三		補正	八〇六、六二三	八〇六、六二三
計		一、八三七、二四〇	一、八三七、二四〇		計	一、八三七、二四〇	一、八三七、二四〇
(2) 道路整備勘定		二、一六五	二、一六五		(2) 道路整備勘定	二、一六五	二、一六五
当初		一、八三九、四〇四	一、八三九、四〇四		当初	一、八三九、四〇四	一、八三九、四〇四
補正		三三四、九七一	三三四、九七一		補正	三三四、九七一	三三四、九七一
計		三四九、〇一三	三四九、〇一三		計	三四九、〇一三	三四九、〇一三
(3) 港湾勘定		三四七、六四九	三四七、六四九		(3) 港湾勘定	三四七、六四九	三四七、六四九
(4) 空港整備勘定		三三八、四六〇	三三八、四六〇		(4) 空港整備勘定	三三八、四六〇	三三八、四六〇
当初		一九、一八九	一九、一八九		当初	一九、一八九	一九、一八九
補正		三三九、〇一三	三三九、〇一三		補正	三三九、〇一三	三三九、〇一三
計		三四七、六四九	三四七、六四九		計	三四七、六四九	三四七、六四九
右					右		
国会に提出する。					国会に提出する。		
平成二十三年四月二十八日					平成二十三年四月三十日		
衆議院議長 横路 孝弘殿					衆議院議長 横路 孝弘殿		
予算委員長 中井 治					予算委員長 中井 治		
平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)					平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)		
内閣総理大臣 菅 直人					内閣総理大臣 菅 直人		

## 平成23年度政府関係機関補正予算

## 予算総則補正

第1条 株式会社日本政策金融公庫の平成23年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるおりとする。

第2条 平成23年度政府関係機関予算総則第2条第1項の公庫又は株式会社の借入金等の限度額の表中

株式会社日本政策金融公庫	國民一般向け業務	借入金の総額	2,140,000,000千円
農林水産業者向け業務	借入金の総額	290,000,000	社債の額面総額
中小企業者向け業務	借入金の総額	170,000,000	社債の額面総額
危機対応円滑化業務	借入金の総額	25,000,000	1,345,000,000
特定事業等促進円滑化業務	借入金の総額	132,000,000	245,000,000
		200,000,000	

を

株式会社日本政策金融公庫	國民一般向け業務	借入金の総額	2,255,000,000千円
農林水産業者向け業務	借入金の総額	290,000,000	社債の額面総額
中小企業者向け業務	借入金の総額	202,800,000	社債の額面総額
危機対応円滑化業務	借入金の総額	1,745,000,000	1,745,000,000
特定事業等促進円滑化業務	借入金の総額	2,482,000,000	245,000,000
		200,000,000	

を

「株式会社日本政策金融公庫法」第31条 「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」第24条の2	受益権及び貸付債権等の譲渡により調達する資金の総額

「株式会社日本政策金融公庫法」第31条 「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」第24条の2	受益権及び貸付債権等の譲渡により調達する資金の総額
中小企業者向け業務	貸付金の総額
短期社債の取得による社債の発行	13,000,000千円
行限度額	24,000,000
その他の社債の額面総額	「株式会社日本政策金融公庫法」別表第2第1号、第2号及び第5号に掲げる業務として行う取り引における支払うことを約する金銭の額の総額
特定事業等促進円滑化業務	借入金の総額

に改める。

第3条 平成23年度政府関係機関予算総則第3条の保険契約等の限度額の表中

農林水産業者向け業務	4,000,000千円	指定金融機関の危機対応業務における短期社債の取得に係る補てんの額の限度額	48,000,000
中小企業者向け業務	20,000,000	その他の補てんの額の総額	1,307,900,000
保証金額の総額	71,000,000	保証金額の総額	86,000,000
保険金額の総額	31,525,000,000	補てんの額の限度額	
補てんの額の限度額		「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく指定金融機関の出資に係る補てんの額の総額	240,000,000
		「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第6条に改める。	

甲号 収入支出予算補正

政 府 関 係 機 関	款	項	補 正		額
			追 加	修 正 減 少	
株式会社日本政策金融公庫					
國 民 一 般 向 け 業 務	事 業 益 金				
收 入	事 業 益 金		2,964,362	0	2,964,362
支 出	事 業 損 金		2,964,362	0	2,964,362
農林水産業者向け業務	事 業 益 金		653,930	0	653,930
收 入	事 業 益 金		226,035	0	226,035
雜 収 入	事 業 益 金		226,035	0	226,035
一般会計より受入			192,890	0	192,890
收 入 補 正 額			418,925	0	192,890
支 出	事 業 損 金		264,335	0	418,925

## (外) 報 動

中小企業者向け業務 收 入	事 業 益 金	3,440,000	3,440,000
支 出	事 業 損 金	3,440,000	3,440,000
信用保険等業務 收 入	事 業 損 金	2,283,595	2,283,595
保 険 料 収 入	保 険 料 収 入	12,344,749	12,344,749
回 収 金	回 収 金	12,344,749	12,344,749
雜 収 入	回 収 金	1,137,639	1,137,639
運 収 入	用 収 入	1,137,639	1,137,639
保 険 料 収 入	保 険 料 収 入	291,075	291,075
危機対応円滑化業務 收 入	事 業 益 金	291,075	291,075
補 償 料 収 入	事 業 益 金	13,773,463	13,773,463
雜 収 入	補 償 料 収 入	24,282,958	24,282,958
支 出	事 業 損 金	40,311,993	40,311,993
補 償 料 収 入	事 業 益 金	40,311,993	40,311,993
運 収 入	用 収 入	27,411,250	27,411,250
事 業 損 金	事 業 損 金	27,411,250	27,411,250
支 出	事 業 損 金	141,300	141,300
補 償 料 収 入	補 償 料 収 入	141,300	141,300
運 収 入	用 収 入	67,864,543	67,864,543
事 業 損 金	事 業 損 金	40,758,191	40,758,191
利子補給金	利子補給金	18,815,556	18,815,556
支 出	補 正 額	3,287,500	3,287,500
		62,861,247	62,861,247

## 官報(号外)

平成二十三年四月三十日 衆議院会議録第十八号

平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号) 同報告書

五〇

## 平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)に関する報告書

## 一 補正予算の要旨

本補正予算は、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要是、次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

株式会社日本政策金融公庫

## 1 国民一般向け業務

収入(百万円)

一九二、九八九

支出(百万円)

一三〇、八九八

当初

補正

2 農林水産業者向け業務

一九四、九五三

一三一、五五二

当初

補正

3 中小企業者向け業務

七二一、七三九

六七、三六八

当初

補正

4 信用保険等業務

収入(百万円)

一四一、九九九

支出(百万円)

八九、八〇五

当初

補正

当初

収入(百万円)

三六一、二〇九

支出(百万円)

一、二八三、七六四

補正	一三、七七三	二四、二八三
計	三七四、九八三	一、三〇八、〇四七

## 5 危機対応円滑化業務

収入(百万円)	支出(百万円)
一〇一、四五五	一九一、七七五

当初

補正

六七、八六五	六二、八六一
一六九、三一九	二五四、六三六

## 二 補正予算の可決理由

本補正予算は、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、みんなの党から、「平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)、平成二十三年度特別会計補正予算(特第1号)及び平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。右報告する。

平成二十三年四月三十日

衆議院議長 横路 孝弘殿

予算委員長 中井 治

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。  
平成二十三年四月一日

内閣総理大臣 菅 直人

官報(号外)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

百五十二条)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条—第二条」に、「第一百五十条の二」を「第一百五十一条」に改め、  
 「第十一章 地方議会議員の年金制度(第一百五十二条—第一百七十三条)」を削る。

第一条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「地方議会議員及び」を削る。

第一条第一項及び第五十一条中「(第十一章を除く。)」を削る。

第八十二条第四項中「第一百五十一条第一項に規定する共済会」を「地方公共団体の議会の議長」に改める。

第一百四十四条の二十三第一項中「(第一百五十一条第一項の地方議会議員共済会に関する部分を除く。以下この章において同じ。)」を削る。

第一百四十八条中「(に)」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「(第十一章を除く。以下この条において同じ。)」を削る。

第十一章を削り、第一百五十条の二を「第一百五十二条」に改める。

第十条 削除  
 附則第十三条中「 旧地方議会議員互助年金法(同法に基づく互助会の規約を含む。)」を削る。  
 附則第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

附則第三十六条中「又は共済会」を削る。

附則第四十四条の見出し中「長期給付等」を「長期給付」に改め、同条中「及び共済給付金」を削る。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、同年九月一日から施行する。

(旧退職年金に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるもののほか、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に給付事由が生じたこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「旧法」という。)第一百六十一条第一項に規定する退職年金(以下「旧退職年金」という。)については、なお従前の例によることとする。

(旧退職年金の減額)

第一項の地方議会議員共済会に関する部分を除く。以下この章において同じ。)」を削る。

第三条 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金の年額は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧退職年金に関する法令の規定により算定した金額が二百万円を超える場合にあっては、当該算定した金額から二百万円を控除して得た額に二分の十を乗じて得た金額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該旧退職年金の年額を超える場合には、その支給を停止する。

3 前項に規定する前年における所得金額の計算については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十四条の三第二項に規定する課税総所得金額の計算に関する同法の規定の例による。

4 前項に定めるもののほか、第二項の規定による旧退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

(旧退職一時金に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるもののほか、施行日前

従前の例によることとされる旧法第一百六十四条の二の規定は、適用しない。

2 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金については、これを受ける者の旧退職年金の年額と前年における所得金額(旧退職年金並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十条に規定する議員報酬、費用弁償及び期末手当並びに同法第二百三条の二に規定する報酬及び費用弁償に係る所得のうち当該旧退職年金の基礎となつた在職期間に係るもの)の額を除く。)との合計額が七百万円を超える場合は、当該合計額から七百万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た金額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該旧退職年金の年額を超える場合には、その支給を停止する。

第六条 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧退職一時金(施行前に支給されたものを含む。)の額は、前条

の規定によりなお従前の例によることとされる旧退職一時金に関する法令の規定により算定した金額に旧退職一時金調整額を加えた金額とし、旧退職一時金調整額の支給は施行日以後に行うものとする。

2 前項の旧退職一時金調整額は、旧退職一時金の支給を受ける者の在職期間に係る旧法第一百六十六条第一項に規定する掛金(以下「掛け金」という。)の総額に相当する金額に次の各号に掲げる者との区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額、その者の在職期間に係る同項に規定する特別掛金(以下「特別掛け金」という。)の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額並びにその者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛け金及び特別掛け金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額の合計

に給付事由が生じた旧法第一百六十二条の二第一項に規定する退職一時金以下「旧退職一時金」という。)については、なお従前の例による。

(旧退職一時金の加算の特例)

二 在職期間が三年以上四年以下の者 百分の二十四  
 三十一  
 二 在職期間が四年を超える者 百分の二十四

三 在職期間が八年を超える未満の者 百分の十六

3 平成十九年四月一日前に地方公共団体の議会の議員(以下「地方議会議員」という。)であつた期間を有する者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十二」とあるのは「百分の三十」と、同項第二号中「百分の二十四」とあるのは「百分の二十三」とする。

(代替退職一時金)

第七条 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧退職年金を受ける権利を有する者は、当該旧退職年金の支給に代えて、代替退職一時金の支給を選択することができる。ただし、施行日から起算して七年を経過したときは、この限りでない。

2 別段の定めがあるもののほか、代替退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例による。

3 代替退職一時金の額は、その者の在職期間に

係る掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額と、その者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛け金及び特別掛け金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額との合計額とする。

4 既に旧退職年金を受けた者が第一項の規定により代替退職一時金の支給を選択した場合における当該代替退職一時金の額は、前項の規定に

より算定した金額から既に受けた旧退職年金の額を合計した金額(以下この項において「控除額」という。)に相当する金額を控除した金額とする。

ただし、控除額が当該代替退職一時金の額を超える場合には、その控除を行う金額は、

当該代替退職一時金の額に相当する金額を限度とする。

(旧公務傷病年金に関する経過措置)

第八条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十一条第一項に規定する公務傷病年金(以下「旧公務傷病年金」という。)については、なお従前の例による。

(旧遺族年金に関する経過措置)

第九条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十三条第一項に規定する遺族年金(以下「旧遺族年金」という。)については、なお従前の例による。

(旧遺族一時金に関する経過措置)

第十条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十三条第一項に規定する遺族年金(以下「旧遺族一時金」という。)については、なお従前の例による。

(旧遺族一時金に関する経過措置)

十一條 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十三条第一項に規定する遺族一時金(以下「旧遺族一時金」という。)については、なお従前の例による。

(旧遺族一時金の加算の特例)

十一條 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧遺族一時金(施行日前に支給されたものを含む。)の額は、

前条の規定によりなお従前の例によることとする。

れる旧遺族一時金に関する法令の規定により算定した金額に旧遺族一時金調整額を加えた金額とし、旧遺族一時金調整額の支給は施行日以後に行うものとする。

2 前項の旧遺族一時金調整額は、これを受ける者的人員にかかわらず、旧遺族一時金の給付事由となつた死亡に係る者の在職期間に係る掛け金の総額に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額、その者の在職期間に係る特別掛け金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額並びにその者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛け金及び特別掛け金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額の合計額とする。

3 別段の定めがあるもののほか、特例退職年金についても、前条第一項に規定する者の在職期間は、平成二十三年五月までとする。

第十二条 特例退職年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者(この法律の施行の際現に地方議会議員でない者であつて、旧法第六十五条の二第一項の規定を適用したとしたならば施行日の前後の地方議会議員であつた在職期間が引き続いたものとみなされることとなるものを含む。以下同じ。)であつて施行日の前日において退職したとしたならば旧退職年金に相当する規定により旧退職年金を受ける権利を有することとなるものが退職したときに、その者に給するものとする。

4 現に地方議会議員である者(この法律の施行の際現に地方議会議員でない者であつて、旧法第六十五条の二第一項の規定を適用したとしたならば施行日の前後の地方議会議員であつた在職期間が引き続いたものとみなされることとなるものを含む。以下同じ。)であつて施行日の前日において退職したとしたならば旧退職年金に相当する規定により旧退職年金を受ける権利を有することとなるものが退職したときに、その者に給するものとする。

(特例退職年金)

第十三条 特例退職年金の年額の算定について

は、前条第一項に規定する者の在職期間は、平成二十三年五月までとする。

(在職期間の計算)

第十四条 特例退職年金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとき、その者に給するものとする。この場合において、

第二号に掲げる者が施行日前に死亡しているときは、特例退職一時金は、その者の遺族に給するものとする。

(特例退職一時金)

第十五条 特例退職一時金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとき、その者に給するものとする。この場合において、

第二号に掲げる者が施行日前に死亡しているときは、特例退職一時金は、その者の遺族に給するものとする。

一 この法律の施行の際現に地方議会議員である者 退職したとき。

二 平成二十三年一月一日から施行日の前日まで	の間に在職三年未満で退職した地方議会議員この法律の施行のとき。
3 別段の定めがあるもののほか、特例退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例による。ただし、施行日以後の前項第一号に掲げる者の退職については、附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第百五十九条の二第一項の規定は、適用しない。	2 別段の定めがあるもののほか、特例退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例による。ただし、施行日以後の前項第一号に掲げる者の退職については、附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第百五十九条の二第一項の規定は、適用しない。
4 特例退職一時金の額は、その者の在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額とする。	3 特例退職一時金の額は、その者の在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額とする。
5 前条の規定は、第一項第一号に掲げる者の特例退職一時金の額の算定について準用する。	4 前条の規定は、第一項第一号に掲げる者の特例退職一時金の額の算定について準用する。
6 既に旧退職年金を受けた者が第一項の規定により特例退職一時金の支給を受ける場合における当該特例退職一時金の額は、第三項及び次条	5 既に旧退職年金を受けた者が第一項の規定により特例退職一時金の支給を受ける場合における当該特例退職一時金の額は、第三項及び次条

3 特例退職年金及び特例退職一時金を受ける権利を有する者が特例退職年金の支給を選択したときは、特例退職一時金を受ける権利は、消滅する。	2 特例退職年金及び特例退職一時金を受ける権利を有する者が特例退職年金の支給を選択したときは、特例退職一時金を受ける権利は、消滅する。
4 第十六条 特例退職年金及び特例退職一時金を受ける権利を有する者が特例退職年金の支給を選択したときは、特例退職一時金を受ける権利は、消滅する。	3 第十六条 特例退職年金及び特例退職一時金を受ける権利を有する者が特例退職年金の支給を選択したときは、特例退職一時金を受ける権利は、消滅する。
5 第十七条 特例公務傷病年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者が、旧共済会議員共済会をいう。以下同じ。)を組織する地方議会議員が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金又は特別掛	2 第十七条 特例公務傷病年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者が、旧共済会議員共済会をいう。以下同じ。)を組織する地方議会議員が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金又は特別掛け金は、同条第三項の規定により算定した金額に特例退職一時金調整額を加えた金額とする。
6 第十五条 前条第一項各号に掲げる者が平成二十三年一月から五月までの月分の掛金又は特別掛け金を限度とする。	3 第十五条 前条第一項各号に掲げる者が平成二十三年一月から五月までの月分の掛金又は特別掛け金を限度とする。

7 (特例退職一時金の加算の特例)	2 別段の定めがあるもののほか、特例退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例による。
8 第十五条 前条第一項各号に掲げる者が平成二十三年一月から五月までの月分の掛け金又は特別掛け金を限度とする。	3 別段の定めがあるもののほか、特例退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例による。
9 (特例公務傷病年金)	4 別段の定めがあるもののほか、特例退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例による。
10 (特例公務傷病年金)	5 別段の定めがあるもののほか、特例退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例による。
11 (特例公務傷病年金)	6 別段の定めがあるもののほか、特例退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例による。

12 (特例公務傷病年金)	7 (特例公務傷病年金)
13 (特例公務傷病年金)	8 (特例公務傷病年金)
14 (特例公務傷病年金)	9 (特例公務傷病年金)
15 (特例公務傷病年金)	10 (特例公務傷病年金)
16 (特例公務傷病年金)	11 (特例公務傷病年金)



官 報 (号 外)

第百五十三条第一項及び 第百五十四条から第 百五十七条の二まで	共済会
前条第一項に規定する掛金及び特 別掛金	存続共済会
<p>同法の施行の際現に存続共済会が保有する同法による改正前の第百五十八条に規定する共済給付金の給付のための業務上の余裕金</p>	<p>地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第五条に規定する旧退職一時金、同法附則第七条第一項に規定する代替退職一時金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金、同法附則第九条に規定する旧遺族年金及び同法附則第十条に規定する旧遺族一時金(以下「旧共済給付金」という)。並びに同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十四条第一項に規定する特例退職一時金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金、同法附則第十九条第一項に規定する特例遺族年金及び同法附則第十九条第一項に規定する特例遺族一時金(以下「特例共済給付金」という。)</p>







〔別紙〕

地方公務員等共済組合法の一部を改正する

法律案に対する附帯決議

政府は次の諸点について十分配慮すべきである。

一 本法の施行に当たっては、年金受給権者及び現職の地方議會議員に対し十分な説明を行う等制度の円滑な廃止に向け最大限の配慮を行うこと。

二 地方議會議員年金制度の廃止後、概ね一年程度を目途として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うこと。また、検討に当たつては、地方議會議員の取扱いについての国民世論に留意するとともに、公務員共済制度や厚生年金制度の対象者との制度面あるいは負担と給付の面における均衡に十分配慮すること。

三 旧退職年金をはじめとする年金給付については、公的年金制度全体を通じる変更が行われるような場合を除き、安定的な給付が行われるよう最大限の配慮を行うこと。

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十三年四月二十六日

内閣総理大臣 菅 直人

## 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律

## (地方交付税の総額の特例)

第一條 平成二十三年度分の地方交付税の総額に

ついては、地方交付税法(昭和二十五年法律第

二百十一号)附則第四条の規定により算定した

額に千二百億円を加算する。

(交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例)

第二条 平成二十三年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額は、

特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十

三号)附則第九条の規定により算定した額に千

二百億円を加算した額とする。

(普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第三条 平成二十三年度に限り、同年度分として

交付すべき普通交付税の総額は、同年度分とし

て交付すべき地方交付税の総額(地方交付税法附則第四条及びこの法律の規定に基づき交付す

べき地方交付税の総額をいう。以下この条にお

いて同じ)から地方交付税法第二十条の三第二

項の規定により同年度分の地方交付税の総額に

算入される額(以下この条において「返還金等の額」という)と千二百億円との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度

分として交付すべき特別交付税の総額は、同年

度分として交付すべき地方交付税の総額から返

還金等の額と千二百億円との合算額の額と千

二百億円との合算額を加算した額とする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行すること。

地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するため、平成二十三年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定について特例を設けるとともに、同年度分として交付すべき普通交付税及び特別交付税及び特別交付税の総額の特例を設ける必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するための特別交付税の増額に要する額について財源措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

## 理 由

## 3 この法律は、公布の日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の特例として、千二百億円を加算すること。

## 2 平成二十三年度分として交付すべき普通交

付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。

## 3 平成二十三年度交付税及び譲与税配付金特別会計補正予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出に、地方交付税交付金として千二百億円が計上されている。

## 三 本案施行に要する経費

## 平成二十三年度交付税及び譲与税配付金特別会計補正予算の交付税及び譲与税配付金勘定の

歳出に、地方交付税交付金として千二百億円が計上されている。

右報告する。

平成二十三年四月三十日

衆議院議長 横路 孝弘殿

総務委員長 原口 一博

右

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案

国会に提出する。

平成二十三年四月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人



会計からの一般会計への繰入れの特別措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例等に関する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律

#### 案(内閣提出)に関する報告書

##### 一 議案の目的及び要旨

本案は、平成二十三年度において、東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するための措置を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

##### 1 平成二十三年度において、特別会計に関する法律第五十八条第三項の規定にかかるわら

ず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、一兆五百八十八億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れること。

##### 2 平成二十三年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による外国為替資

金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、二千三百八億五千八百九十六万円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

##### 3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機

機構は、平成二十三事業年度については、日本国庫清算事業團の債務等の処理に関する

る法律第二十七条第三項の規定にかかるわらず、同条第一項に規定する特別の勘定において同条第三項の規定によりこの法律の施行の日を含む中期目標の期間における積立金として整理された金額のうち一兆二千億円を平成二十四年三月三十一日までに国庫に納付しなければならないこと。

##### 4 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済

機構は、平成二十三事業年度については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第二十一条第二項の規定にかかるわらず、同

条第一項に規定する高速道路勘定から、二千五百億円を平成二十四年三月三十一日までに国庫に納付しなければならないこと。

5 この法律は、公布の日から施行すること。

##### 二 議案の可決理由

本案は、東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するため、財政投融資特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置等を定めるものであり、必要にしてやむを得ない措置であると認め、可決すべきものと議決した次第であ

##### る。

##### 三 本案施行に伴う予算措置

平成二十三年度一般会計予算及び特別会計予算において、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計への繰入れ一兆五百八十八億

円、外国為替資金特別会計から一般会計への繰入れ一千三百八億五千八百九十六万円が措置されている。

平成二十三年度一般会計予算において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機の納付金一兆二千億円が措置されている。

平成二十三年度一般会計補正予算第1号)において、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機の納付金二千五百億円が措置されている。

平成二十三年度一般会計予算第1号)において、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機の納付金一兆二千億円が措置されている。

震の津波(以下単に「津波」という。)による海水の浸入のために農用地(土地改良法第二条第一項に規定する農用地をいう。以下同じ。)が受けた塩害を除去するために行う土地改良法第二条第二項第五号に掲げる土地改良事業を行う。

##### 3 この法律において「復旧関連事業」とは、特定災害復旧事業と併せて行う土地改良法第二条第三項第一号に掲げる土地改良事業(土地改良施設(同号に規定する土地改良施設をいう。第五条第三号において同じ。)の変更に係るものに限る。)又は同項第二号若しくは第七号に掲げる土地改良事業をいう。

##### 4 財務金融委員長 石田 勝之 衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十三年四月三十日

財務金融委員長 石田 勝之  
衆議院議長 横路 孝弘殿

##### 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十三年四月二十六日

内閣総理大臣 菅 直人

##### 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災に対処するため、国又は都道府県が行う土地改良事業等について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の特例を定めるものとする。

第四条 国又は都道府県は、特定災害復旧事業を行ふ場合において、必要があると認めるときは、復旧関連事業を行うことができる。

2 前項の規定により行う復旧関連事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行う

ことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみなす。この場合において、同条第四項及び第十項の規定の適用については、同条第四項中

##### 第二条 この法律において「除塩」とは、平成二十一年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地

「施設更新事業(当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を發揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他」とあるのは「土地改良施設の変更(当該変更に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を發揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、「と、同項第一号中「施設更新事業」とあるのは「土地改良施設の変更」と、同様第十項中「第七条第三項」とあるのは「第七条第三項及び第四項」と、「同条第五項」とあるのは「同条(国が行う特定災害復旧事業及び復旧関連事業の負担金に関する特例)

第五条 国が行う特定災害復旧事業及び復旧関連事業についての土地改良法第九十条第一項の規定による負担金の額は、同項の規定にかかるらず、次に掲げる額とする。

二 特定災害復旧事業のうち除塩にあつては、当該事業に要する費用の総額の百分の十に相当する額

イ 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を二十一万円に乘じて得た額を超える部分の額の一に相当する額

三 特定災害復旧事業のうち土地改良施設の災害復旧にあつては、イから二までに掲げる額の合計額

イ 当該事業に要する費用の総額のうち当該者数を一万円に乗じて得た額を百分の三十に相当する額

二 特定災害復旧事業のうち農用地の災害復旧にあつては、イから二までに掲げる額の合計額

イ 当該事業に要する費用の総額のうち当該者数を四万円に乗じて得た額を超えて十二万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の十に相当する額

事業の施行に係る地域内にある土地につき土地改良法第三条に規定する資格を有する者の数(以下「資格者数」という。)を二万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の五に相当する額

口 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を一万円に乘じて得た額を百分の三十に相当する額

ハ 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を二万円に乘じて得た額を超えて四万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の五に相当する額

五で除して得た額までの部分の額の百分の三十五に相当する額

口 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を二万円に乘じて得た額を百分の三十五で除して得た額までの部分の額の百分の三十五に相当する額

ハ 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を二万円に乘じて得た額を超えて八万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の十五に相当する額

五で除して得た額を超えて八万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の七に相当する額

二 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を八万円に乘じて得た額を超えて八万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の十に相当する額

二 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を八万円に乘じて得た額を超えて十五万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の十四に相当する額

四 特定災害復旧事業にあつては、イから二までに掲げる額の合計額

イ 当該事業に要する費用の総額のうち当該事業の対象となる市町村の区域内にある農用地につき耕作又は養畜の事業を行う者の津波による災害を受けた者の数(以下「市町村内被災者数」という。)を二万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の五十に相当する額

二 都道府県が行う復旧関連事業にあつては、塩にあつては、当該事業に要する費用の総額の二に相当する額

二 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を八万円に乘じて得た額を超えて十五万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の二に相当する額

二 都道府県が行う復旧関連事業にあつては、イから二までに掲げる額の合計額

イ 当該事業に要する費用の総額のうち当該事業の対象となる市町村の区域内にある農用地につき耕作又は養畜の事業を行う者の津波による災害を受けた者の数(以下「市町村内被災者数」という。)を二万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の八十に相当する額

二 当該事業に要する費用の総額のうち市町村内被災者数を二万円に乘じて得た額を超えて四万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の八十五に相当する額

ハ 当該事業に要する費用の総額のうち市町村内被災者数を四万円に乘じて得た額を超えて十二万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の九十に相当する額

二 特定災害復旧事業のうち農用地の災害復旧にあつては、イから二までに掲げる額の合計額

イ 当該事業に要する費用の総額のうち当該者数を四万円に乗じて得た額を超えて十二万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の十に相当する額

二 特定災害復旧事業のうち除塩にあつては、当該事業に要する費用の総額の百分の十に相当する額

二 特定災害復旧事業のうち土地改良施設の災害復旧にあつては、イから二までに掲げる額の合計額

イ 当該事業に要する費用の総額のうち当該者数を一万円に乗じて得た額を百分の三十に相当する額

二 特定災害復旧事業のうち農用地の災害復旧にあつては、イから二までに掲げる額の合計額

イ 当該事業に要する費用の総額のうち当該者数を四万円に乗じて得た額を超えて十二万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の十に相当する額

二 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を十二万円に乘じて得た額を超える部分の額の百分の五に相当する額

口 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を二万円に乘じて得た額を百分の三十五に相当する額

ハ 当該事業に要する費用の総額のうち資格者数を二万円に乘じて得た額を超えて八万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の十五に相当する額

二 都道府県が行う特定災害復旧事業のうち除塩にあつては、当該事業に要する費用の総額の二に相当する額

二 都道府県が行う特定災害復旧事業にあつては、イから二までに掲げる額の合計額

イ 当該事業に要する費用の総額のうち当該事業の対象となる市町村の区域内にある農用地につき耕作又は養畜の事業を行う者の津波による災害を受けた者の数(以下「市町村内被災者数」という。)を二万円に乘じて得た額までの部分の額の百分の八十に相当する額

#### (国の補助に関する特例)

第六条 国は、都道府県に対し、都道府県、市町

村又は土地改良区が津波による災害に對処する

ために行う土地改良事業について、土地改良法

第一百二十六条の規定にかかわらず、予算の範囲

内において、次に掲げる額を補助する。

<p>二 当該事業に要する費用の総額のうち市町内被災者数を十二万円に乗じて得た額を超える部分の額の百分の九十五に相当する額</p> <p>三 市町村又は土地改良区が行う特定災害復旧事業のうち除塩につき、都道府県が当該事業を自ら行うものとしたならばこの条の規定により補助を受けるべき額を下らない額による補助をする場合におけるその補助に要する費用(第一号に掲げる額を超えて補助する場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用)の総額</p> <p>四 市町村が行う復旧関連事業につき、都道府県が当該事業を自ら行うものとしたならばこの条の規定により補助を受けるべき額を下らない額による補助をする場合におけるその補助に要する費用(第二号に掲げる額を超えて補助する場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用)の総額</p>
---

<p>東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書</p> <p>一 議案の目的及び要旨 本案は、東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るために、国等が緊急に行う災害復旧及び除塩並びにこれと併せて行う区画整理等の事業を円滑に実施できることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>1 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波(以下単に「津波」という。)による海水の浸入のために農用地が受けた塩害を除去するために行う除塩事業について、国、都道府県、市町村又は土地改良区が災害復旧の土地改良事業として行うことができる</p>
---

<p>2 国又は都道府県が、農家等からの申請によらずに災害復旧と併せて土地改良施設の変更や区画整理の事業を行ふことができるなど、事業実施の手続を見直すこととする。</p> <p>3 津波による災害に對処するために行う1及び2の事業について、国営事業に関する国庫負担の嵩上げ及び都道府県営事業等に対する國の補助の嵩上げの措置を講ずること。</p> <p>4 この法律は、公布の日から施行するものとすること。</p> <p>二 議案の可決理由 本案は、東日本大震災に對処するための土地改良法の特例に関する法律案及び同報告書</p>
---

<p>一 対処し、早期営農再開を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。</p> <p>なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。</p> <p>三 本案施行に要する経費 本案施行に要する経費として、平成二十三年度一般会計補正予算(農林水産省所管)において、除塩事業に要する経費が二十四億五千万円、災害復旧事業等に要する経費が六百六十三億四千万円の内数として計上されている。</p> <p>右報告する。</p> <p>平成二十三年四月三十日</p> <p>農林水産委員長 山田 正彦</p> <p>衆議院議長 横路 孝弘殿</p> <p>〔別紙〕</p> <p>東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案に対する附帯決議</p> <p>東日本大震災により、農林水産業及び農山漁村は未曾有の大被害を受けている。一日も早い復興のために全力を尽くすことが喫緊の課題である。よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努めるべきである。</p> <p>四 除塩を始めとする農地・農業用施設の災害復旧に係る工事期間中、休業状態となる農業者の生活・經營の再建に向けた支援策を講ずること。</p> <p>五 被災により償還が困難となつた土地改良事業負担金について、支払猶予、無利子化措置を講じること。</p> <p>六 土地改良事業を円滑に実施し、土地改良施設の適切な維持管理を図るため、組合員が被災したため経常賦課金の徴収が困難となつた土地改良区や賦課台帳を逸失する等事務所機能に損傷を受けている土地改良区等に対して支援を行うこと。</p> <p>七 右決議する。</p>
---

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十三年四月二十六日

内閣総理大臣 菅 直人

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律

(海区漁業調整委員会の委員の選挙の特例)

(選挙人名簿の特例)

(農業委員会の委員の選挙の特例)

(選挙人名簿の特例)

2 前項の規定による指定をしたときは、農林水産大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

3 第一項の規定による指定に当たつては、農林水産大臣は、あらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聽かなければならない。

4 前項の規定により当該県の選挙管理委員会が農林水産大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該県の選挙管理委員会に係る漁業法として農林水産大臣が指定する市町村をいう。第八十六条第一項の市町村の選挙管理委員会の意見を聽くものとする。

「次年の十二月四日」とあるのは「任期満了選挙期日以後最初に調製される選挙人名簿の確定の期日の前日」とする。

(任期の特例)

第三条 指定市町村(その市町村の農業委員会の選挙による委員の任期満了による選挙を行うべき時期においては東日本大震災の影響のため選挙を行なうことが困難と認められる市町村として農林水産大臣が指定する市町村)以下同じ)の農業委員会の選挙による委員の任期満了による選挙の期日は、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十一條において準用する公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかるらず、平成二十四年七月三十日までの間で農林水産大臣が指定市町村ごとに指定する日(以下「特例選挙期日」という。)と

おいて読み替えて準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第二十三条第一項及び第二十四条第二項の規定にかかるらず、当該指定県として農林水産大臣が指定する選挙管理委員会においては、選

2 指定市町村の農業委員会の選挙による委員について、農業委員会等に関する法律第十一条において読み替えて準用する公職選挙法第二百二十三条第一項の規定による選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日及び期間とする。

3 第一項の規定による選挙(以下この項において「補欠選挙」という。)を行うべき事由がこの法律の施行の日から特例選挙期日の前日までに生じたときは、当該補欠選挙は、同条第一項の規定にかかるらず、行わない。

4 第一項の規定による市町村の指定に当たつては、農林水産大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

は、農林水産大臣は、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聽かなければならぬ。

(任期の特例)

第四条 この法律の施行の日から特例選挙期日までの間に任期が満了することとなる指定市町村の農業委員会の選挙による委員の任期は、農業委員会等に関する法律第十五条第一項本文の規定にかかるらず、特例選挙期日の前日までの期間とする。

第五条 指定市町村の選挙管理委員会であつて、農業委員会等に関する法律第十条第一項の規定により同項の農業委員会委員選挙人名簿(以下この条において「選挙人名簿」という。)を調製することが困難と認められるものとして農林水産大臣が指定する選挙管理委員会においては、選

2 指定市町村の農業委員会の選挙による委員について、農業委員会等に関する法律第十一条において読み替えて準用する公職選挙法第二百二十三条第一項及び第二十四条第二項の規定にかかるらず、当該選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日及び期間とす

る。

3 第一項の規定による選挙(以下この項において「補欠選挙」という。)を行うべき事由がこの法律の施行の日から特例選挙期日の前日までに生じたときは、当該補欠選挙は、同条第一項の規定にかかるらず、行わない。

4 第一項の規定による市町村の指定に当たつては、農林水産大臣は、直ちにその旨を告示しなければならぬ。

2 前項の規定の適用を受けて調製される選挙人名簿についての漁業法第八十九条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第五項中「十二月五日」とあるのは「海区漁業調整委員会の選挙による委員の任期満了による選挙の期日の前日までに生じたときは、当該補欠選挙は、同条第二項本文の規定(次項において「任期満了選挙期日」という。)の

行為が事由がこの法律の施行の日から指定県の海区漁業調整委員会の選挙による委員の任期満了による選挙の期日の前日までに生じたときは、当該補欠選挙は、同条第二項本文の規定にかかるらず、行わない。

員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第号)第三条第一項に規定する特例選挙期日(次項において「特例選挙期日」という。)の告示の日前五日に当たる日」と、同条第六項中「次年の三月三十日」とあるのは「特例選挙期日以後最初に調製される選挙人名簿の確定の期日の前日」とする。

3 第三条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による選挙管理委員会の指定について準用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の期日、選挙人名簿の調製等に関する特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 二 議案の可決理由

本案は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

### 一 議案の目的及び要旨

本案は、東日本大震災により著しい被害を受け、海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙を適正に行なうことが困難と認められる地域について、委員の選挙の期日、選挙人名簿の調製等に関する特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 1 海区漁業調整委員会については、委員が一人でも欠けた場合には、現行制度上補欠選挙を行わなければならぬものとしているが、

平成二十四年八月に予定されている任期満了に伴う選挙期日まで、補欠選挙を行わないものとすること。

また、農業委員会については、被災地の多くの農業委員会の委員の任期満了日が平成二十三年七月に集中しているため、選挙期日を最長一年程度延長し、その期日まで、現在の委員の任期を延長できるものとする。

2 現行制度上、選挙人名簿を確定させる時期が法定されているところ、その時期においては選挙人名簿の調製が困難な選挙管理委員会については、次回の選挙までに選挙人名簿を作成すれば済むものとすること。

3 この法律は、公布の日から施行するものとすること。

## 目次

第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 特別の災害復旧事業についての補助(第三条)

第三章 内閣府関係(第四条・第五条)  
第四章 総務省関係(第六条・第二十四条)

第五章 財務省関係(第二十五条・第三十七條)

第六章 文部科学省関係(第三十八条・第四十一条)

第七章 厚生労働省関係(第四十四条・第一百五十二条)

第八章 農林水産省関係(第一百六条・第一百二十一条)

第九章 経済産業省関係(第一百二十八条・第一百三十四条)

第十章 國土交通省関係(第一百三十五条・第一百三十八条)

第十一章 環境省関係(第一百三十九条・第一百四十条)

第十二章 防衛省関係(第一百四十二条・第一百四十三条)

第十三章 雜則(第一百四十三条)

## 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案

第十三章 雜則(第一百四十三条)  
附則  
第一章 総則  
(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定めるものとする。

右  
平成二十三年四月二十六日  
内閣総理大臣 普 直人  
国会に提出する。

平成二十三年四月二十六日  
内閣総理大臣 普 直人  
援助及び助成に関する法律

第二条 この法律において「特定被災地方公共団体」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

第三条 国は、特定被災地方公共団体と東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域をいう。

第二章 特別の災害復旧事業についての補助

第三条 国は、特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項

に規定する一部事務組合若しくは広域連合に対し、東日本大震災による被害を受けた次に掲げる施設の災害復旧事業について、その事業費の一部を、予算の範囲内において、補助する。

一 水道法(昭和三十二年法律第七百七十七号)第三条第八項に規定する水道施設(同条第二項に規定する水道事業若しくはこれに類する事業として政令で定めるもの又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。)

二 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定する工業用水道施設(同条第四項に規定する工業用水道事業に係るものに限る。)

三 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第六項に規定する改良住宅又は同条第七項に規定する地区施設

四 警察施設のうち信号機、道路標識、道路標示又は交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第二条

第三項第一号に規定する交通管制センター

五 都市計画法(昭和四十三年法律第七百号)第十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる都市施設で政令で定めるもの

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第七百三十七号)第二条第二項に規定する一般廃棄物の処理施設で政令で定めるもの

七 集落排水施設

2 前項の規定により国が事業費の一部を補助する場合における当該災害復旧事業費に対する国への補助率(特定被災地方公共団体である県に係るものに限る。)は、第六項の規定により決定された前項各号に掲げる事業との当該県の災害復旧事業費の総額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定し額に対する率による。

一 平成二十三年度における当該県の標準税率(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第二条第四項に規定する標準税率をいい、次号において「標準税率」という。)の百分の四十までに相当する額については、百分の八十

二 前号に規定する標準税率の百分の四十を超える額に相当する額については、百分の九

三 前項の規定は、特定被災地方公共団体である市町村の災害復旧事業費の総額に係る国の補助率の算定方法について準用する。この場合において、同項各号中「百分の四十」とあるのは、「百分の二十」とする。

4 前二項の災害復旧事業費の総額には、特定被災地方公共団体が加入する地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合の施行する災害復旧事業の事業費で、当該一部事務組合又は広域連合に加入するそれぞれの特定被災地方公共団体の負担すべきものを含まない額により、補助金を概算交付することが

むものとする。

5 前項の一部事務組合又は広域連合の行う災害復旧事業の事業費に対する国が第一項の規定によりその事業費の一部を補助する場合における

当該事業費に対する国の補助率は、当該一部事務組合又は広域連合に加入する特定被災地方公共団体が当該一部事務組合又は広域連合の規約で災害復旧事業費の分担について定めた割合を、第二項第三項において準用する場合を含む。第七項及び第九項において同じ。)の規定により算定した当該特定被災地方公共団体に対する国(補助率に乘じたもの)の和とする。

6 第一項の規定により国がその事業費の一部を補助する災害復旧事業の事業費は、特定被災地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。

7 国は、前項の規定により災害復旧事業費を決定したときは、当該特定被災地方公共団体に対して、当該災害復旧事業が施行される各年度において、第二項の規定による国(補助率)により補助する。

(激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律の特例)

第五条 特定被災地方公共団体については、東日本大震災による激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第七百五十号)第三条第一項の特定地方公共団体とみなして、同法の規定を適用する。

第六条 国は、特定被災地方公共団体である市町村東日本大震災により主たる事務所の庁舎が使用できず、又は総務省令で定める応急の修繕を要する状態となつたものに限る。)に対し、次に掲げる経費について、予算の範囲内において、その三分の一を補助する。

#### 第四章 総務省関係

(市町村の仮庁舎の建設等に要する経費の補助)

第七項の場合において、国は、第二項の規定による国(補助率)が決定する前でも、予算の範囲内において、各年度において施行される災害復旧事業の事業費の三分の二に相当する額を下らない額により、補助金を概算交付することが

できる。この場合においては、当該年度末において、精算するものとする。

#### 第三章 内閣府関係

(警察施設の復旧に要する経費の補助)

第四条 国は、特定被災地方公共団体である県に對し、東日本大震災による被害を受けた当該県の区域内における警察施設であつて警察法(昭和二十九年法律第七百六十二号)第三十七条第二項の規定により県がその要する経費を支弁することとされているもの(前条第一項第四号に掲げるものを除く。)の復旧に要する経費について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

第五条 特定被災地方公共団体については、東日本大震災による激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第七百五十号)第三条第一項の特定地方公共団体とみなして、同法の規定を適用する。

第六条 国は、特定被災地方公共団体である市町村東日本大震災により主たる事務所の庁舎が

使用できず、又は総務省令で定める応急の修繕を要する状態となつたものに限る。)に対し、次に掲げる経費について、予算の範囲内において、その三分の一を補助する。

一 主たる事務所の庁舎に代えて一時的に事務

所として使用する仮設の建築物の建設及び当該建築物において使用する政令で定める情報システム(以下この条において「補助対象情報システム」という。)の整備に要する経費

## 二 主たる事務所の庁舎以外の建築物を主たる事務所の庁舎に代えて一時的に事務所として使用するため必要な改修及び当該建築物に

おいて使用する補助対象情報システムの整備に要する経費

## 三 主たる事務所の庁舎の応急の修繕及び当該庁舎において使用していた補助対象情報システムの応急の復旧に要する経費

(消防施設の復旧に要する経費の補助)

## 第七条 国は、特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体である市町村の加入する地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合に対し、東日本大震災による被害を受けた消防の用に供する施設であつて政令で定めるもの復旧に要する経費について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

(地方債の特例)

第八条 次に掲げる場合においては、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域内にあるものは、平成二十三年度及び平成二十四年度以降の年度であつて政令で定める年度に限り、地方財政法(昭和二十二年法律第一百九号)第五条及び災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十

三号)第百二条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができます。

総務省令で定めるものの東日本大震災での減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる

二 東日本大震災に係る災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するもの財源とする場合

二 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

二 東日本大震災に係る災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するもの財源とする場合

二 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

二 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

二 前項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

二 前項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

二 前項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

(平成二十三年法律第二百四十三条の規定による)

第九条 地方公共団体は、平成二十三年度において、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百十一号)第十四条の規定による基準財政収入額の算定方法(特例)

第九条 地方公共団体は、平成二十三年度において、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百十一号)第十四条の規定による基準財政収入額の算定方法(特例)

第九条 地方公共団体は、平成二十三年度において、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百十一号)第十四条の規定による基準財政収入額の算定方法(特例)

に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。次条において同じ。)に係る同年度の減収額を埋めるため、地方財政法第五条の規定にかかわらず、同年度の減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起立すことができる。

二 地方税法改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十三年度の減収見込額をもつてその財源とする場合

收見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 地方税法改正法の施行による不動産取得税に係る平成二十三年度の減収見込額をもつて総務省令で定めるところにより算定した額

(恩給法の死亡に係る給付に関する規定の適用の特例)

第十一條 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からぬ場合には、恩

その者の生死が三月以内に明らかとなり、かつその死亡の時期が分からぬ場合には、恩

給法(大正十二年法律第四十八号)。他の法律において準用する場合を含む)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日

に、その者は、死亡したものと推定する。

(一般職の職員の給与に関する法律の適用の特例)

第十二条 第十四条の規定により国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)の規定の適用について平成二十三年三月十一日に死亡したものと推定された一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第一条に規定する職員に対する同法の規定の適用については、同日に、当該職員は、死亡したものと推定する。

(国家公務員災害補償法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第十三条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からぬ場合には、恩

その者の生死が三月以内に明らかとなり、かつその死亡が三月以内に明らかとなり、かつその死亡の時期が分からぬ場合には、恩

給法(昭和二十六年法律第二百九

十一号)。他の法律において準用する場合を含む)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(国家公務員退職手当法の適用の特例)

第十四条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明

となつた国家公務員(以下この条において「行方不明職員」という)の生死が三月間分からぬ場合は又は行方不明職員の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、国家公務員退職手当法の規定の適用については、同日に、当該行方不明職員は、死亡したものと推定する。

(地共済法の退職共済年金の決定の特例)

第十五条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)。以下この条から第二十一条までにおいて「地共済法」という)第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下この条から第二十条までにおいて同じ)が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間において第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間(次条、第十八条及び第二十条において「特例対象期間」という)に被災地共済組合員(地共済組合の組合員)地共済法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者を含む。第二十条第一項において同じ)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について地共済法第五十七条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第十九条までにおいて同じ)が受けた食事療養(地共済法第五十六条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条及び第十八条から第二十条までにおいて同じ)について地共済法第五十七条の三第一項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養について同項の

決定を行うことができる。

一 第九十六条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る決定を受けたこと。

(地共済法の入院時食事療養費の額の特例)

第十六条 地共済組合(地共済法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下この条から第二十条までにおいて同じ)が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間において第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間(次条、第十八条及び第二十条において「特例対象期間」という)に被災地共済組合員(地共済組合の組合員)地共済法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者を含む。第二十条第一項において同じ)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について地共済法第五十七条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第十九条までにおいて同じ)が受けた食事療養(地共済法第五十六条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条及び第十八条から第二十条までにおいて同じ)について地共済法第五十七条の三第一項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養について同項の

厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)に相当する

金額とする。

(地共済法の入院時生活療養費の額の特例)

第十七条 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済組合員が受けた生活療養(地共済法第五十六条第二項第二号に規定する生活療養をいう。

以下この条から第二十条までにおいて同じ)について地共済法第五十七条の四第一項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかわらず、当該生活療養について同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)に相当する金額とする。

(地共済法の保険外併用療養費の額の特例)

第十八条 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済組合員が受けた評価療養(地共済法第五十六条第二項第三号に規定する評価療養をいう。

次項及び第二十条において同じ)又は選定療養(地共済法第五十六条第二項第四号に規定する選定療養をいう。次項及び第二十条において同じ)について地共済法第五十七条の三第一項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養について同項の

の五第一項の規定により当該被災地共済組合員

に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額及び当該食事療養について地共済法第五十七条の三第二項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)に相当する算定の例による算定した費用の額とする。

2 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済組合員が受けた評価療養又は選定療養(これらの疗養のうち生活療養が含まれているものに限る)について地共済法第五十七条の五第一項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第一項の規定にかかるはず、同項第一号に規定する金額及び当該生活療養について地共済法第五十七条の四第二項の金額の算定)、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には地共済法第五十七条の四第二項の金額の算定)、  
官

第三十九条 地共済組合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災地共済組合員が受けた療養について地共済法第五十八条第一項又は第二項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する金額の合算額とする。  
(地共済法の療養費の額の特例)

第五十九条 地共済組合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災地共済組合員が受けた療養について地共済法第五十八条第一項又は第二項の規定により当該被災地共済組合員に対して支給する金額の合算額とする。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

(地共済法の家族療養費の額の特例)

第六十条 地共済組合が、特例対象期間に被災地共済組合員が受けた疗養(地共済組合の組合員であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより地

に対する費用の額及び当該食事療養又は生活療養にについて算定した費用の額を基準として、地共済組合が定める金額とする。

した費用の額及び当該食事療養又は生活療養に付けるべき場合には地共済法第五十七条第

#### 共済法第五十九条第一項又は第六十一条第一項

とする。

の規定による家族療養費の支給について地共済法第五十九条の二第一項の措置が採られるべきものの被扶養者及び地共済法第六十一条第二項の規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定による家族療養費の支給について地共済法第五十九条の二第一項の措置が採られるべきもの(以下この項において同じ。)が受けた疗養(食事療養が含まれている疗養に限る)については、地共済法第五十七条の三第二項の

規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定による家族療養費の支給について地共済法第五十九条の二第一項の措置が採られるべきものの被扶養者及び地共済法第六十一条第二項の規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定による家族療養費の支給について地共済法第五十九条の二第一項の措置が採られるべきもの(以下この項において同じ。)が受けた疗養(食事療養が含まれている疗養に限る)については、地共済法第五十七条の三第二項の

算定に關しては、保険医療機関等(地共済法第五十七条の五第一項に規定する保険医療機関等をいう。以下この項において同じ。)から疗養(評価療養及び選定療養を除く。)を受ける場合にあつては地共済法第五十七条第六項の疗養に

要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあつては地

共済法第五十七条の五第二項第一号の費用の額の算定、第一項に規定する食事療養についての

費用の額の算定に關しては第十六条の費用の額の算定、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に關しては第十七条の費用の額の算定の例による。

3 前二項に規定する疗養についての費用の額の

算定に關しては、保険医療機関等(地共済法第五十七条の五第一項に規定する保険医療機関等をいう。以下この項において同じ。)から疗养(評価療養及び選定療養を除く。)を受ける場合にあつては地共済法第五十七条第六項の疗養に

要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあつては地

共済法第五十七条の五第二項第一号の費用の額の算定、第一項に規定する食事療養についての

費用の額の算定に關しては第十六条の費用の額の算定、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に關しては第十七条の費用の額の算定の例による。

4 前条の規定は、地共済法第五十九条第七項に

おいて準用する地共済法第五十八条第一項及び第二項の規定にかかるはず、当該疗養(食事療養を除く。)について算定した費用の額に相当する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

この場合において、地共済法第五十九条第八項の規定は、適用しない。

(地共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定)

明となつた者の生死が三月間分からず、

はその者の生死が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、地

共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の

適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第二十二条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

## 官報 (号外)

### 第五章 財務省関係

が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に国共済法附則正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金について定を受けたこと。

第二十五条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

### (国共済法の退職共済年金の決定の特例)

第二十六条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)。以下この条から第三十二条までにおいて「国共済法」という。)第二十一条

十九日までの間ににおいて第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間(次条、第二十九条及び第三十一条において「特例対象期間」という)に被災国共済組合員(国共済組合の組合員(国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者を含む。第三十一条第一項において同じ。)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について国共済法第五十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下の条から第三十条までにおいて同じ。)が受けた食事療養(国共済法第五十条の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同項の決定を行うことができ

三第一項の規定により当該被災国共済組合員に對して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養について同項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該現に生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)に相当する金額とする。

### (国共済法の入院時生活療養費の額の特例)

第二十七条 国共済組合(国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下この条から第三十一条までにおいて同じ。)が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間ににおいて第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間(次条、第二十九条及び第三十一条において「特例対象期間」という)に被災国共済組合員(国共済組合の組合員(国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者を含む。第三十一条第一項において同じ。)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について国共済法第五十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下の条から第三十条までにおいて同じ。)が受けた食事療養(国共済法第五十条の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同項の決定を行うことができ

第二十四条 第十六条から第二十条までの規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

一 第九十六条第一号に規定する厚生労働大臣

において同じ。) (これらの療養のうち食事療養が含まれているものに限る)について国共済法第五十五条の五第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額及び当該食事療養について国共済法第五十五条の三第二項の厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額を基準として、国共済組合が定める金額とする。

2 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済組合員が受けた評価療養又は選定療養(これらの療養のうち生活療養が含まれているものに限る)について国共済法第五十五条の五第一項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第一項の規定にかかるとおり算定された費用の額(その額が現に食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額を基準として、国共済組合が定める金額とする。

3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定においては、保険医療機関等(国共済法第五十五条の五第一項に規定する保険医療機関等)から療養(評価療養及び選定療養を除く)を受ける場合にあっては国共済法第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあっては国共済法第五十五条の五第二項第一号の費用の額の算定、第一項に規定する食事療養についての費用の額の算定、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に相当する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

4 前条の規定は、国共済法第五十七条第七項において準用する国共済法第五十六条第一項及び第二項の規定にかかるとおり算定された費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)に相当する金額の合算額とする。

(国共済法の家族療養費の額の特例)

第三十一条 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済被扶養者(国共済組合の組合員であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより国共済法第五十七条第一項又は第五十九条第一項の規定による家族療養費の支給について国共済法第五十七条の二第一項の措置が採られるべきものの被扶養者及び国共済法第五十九条第二項の規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定による家族療養費の支給について国共済法第五十七条の二第一項の措置が採られるべきものをいう。以下この条において同じ。)が受けた療養(食事療養が含まれている療養に限る)について国共済法第五十九条第一項の規定により当該被災国共済被扶養者に係る国共済組合の組合員(国共済法第五十九条第二項の規定の適用を受ける被災国共済被扶養者を含む。次項において「国共済組合の組合員等」という。)に対して支給する家族療養費の額は、国共済法第五十七条第二項の規定にかかるとおり算定された費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)に相当する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

2 国共済組合が、特例対象期間に被災国共済被扶養者が受けた療養(生活療養が含まれている療養に限る)について国共済法第五十七条第一項の規定により当該被災国共済被扶養者に係る国共済組合の組合員等に対して支給する家族療

第三十条 国共済組合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災国共済組合員が受けた療養について国共済法

第五十六条第一項又は第二項の規定により当該被災国共済組合員に対して支給する療養費の額は、同条第三項の規定にかかるとおり算定した費用の額及び当該生活療養について算定した費用の額を基準として、国共済組合が定める金額とする。

2 前項の費用の額の算定においては、保険医療機関等(国共済法第五十五条の五第一項に規定する保険医療機関等)から療養(評価療養及び選定療養を除く)を受ける場合にあっては国共済法第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあっては国共済法第五十五条の五第二項第一号の費用の額の算定、第一項に規定する食事療養についての費用の額の算定、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に相当する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定においては、保険医療機関等(国共済法第五十五条の五第一項に規定する保険医療機関等)から療養(評価療養及び選定療養を除く)を受ける場合にあっては国共済法第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあっては国共済法第五十五条の五第二項第一号の費用の額の算定、第一項に規定する食事療養についての費用の額の算定、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に相当する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額及び当該食事療養について算定した費用の額に相当する金額の合算額とする。

(国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の特例)

第三十二条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明



2 事業団は、前項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた給与の額が当該私学共済加入者のその月の標準給与の基礎となつた給与月額に比べて著しく上昇した場合において、必要があると認めるとときは、その月に受けた給与の額を給与月額として、その著しく上昇した月から、標準給与を改定することができる。

3 私学共済法第二十二条第八項の規定は、前二項の規定により改定された標準給与について準用する。

4 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又は私学共済加入者であつた者であつて、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十六条第一項に規定する傷病手当金（以下この項において単に「傷病手当金」という。）の支給を受けていた者若しくは受けけるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、平成二十四年二月二十九日までの間に給付事由が生じたものに限る。）の支給を受ける者について同条の規定による改定前の標準給与（同条第二項の規定による改定が行われた場合における改定後の標準給与と同条第三項の規定による改定後の標準給与とのいずれか高い標準給与）とする。

5 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又は私学共済加入者であつた者であつて、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十七条第一項に規定する出産震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第 号）第三十八条第一項の規定による改定前の標準給与（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後改定前の標準給与のいずれか高い標準給与）とする。

6 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者であつて、平成二十三年三月十一日において現に準用国共済法第六十八条に規定する休業手当金（以下この項において単に「休業手当金」という。）の支給を受けていた者若しくは受けけるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより休業手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、平成二十四年二月二十九日までの分として支給されるものに限り、同条第一項中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第 号）第三十八条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定前の標準給与のいずれか高い標準給与」とする。

7 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者又はその被扶養者が東日本大震災により死亡したことにより準用国共済法第七十条に規定する弔慰金又は家族弔慰金（平成二十四年二月二十九日までの間に給付事由が生じたものに限る。）の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準給与」とあるのは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第 号）第三十九条 第二十六条第一項の規定による改定前の標準給与（同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定後改定前の標準給与のいずれか高い標準給与）」とする。

8 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより休業手当金の支給を受ける者は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第 号）第三十八条第一項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定前の標準給与と同条第二項の規定による改定前の標準給与のいずれか高い標準給与」とする。

9 第一項の規定により標準給与が改定された私学共済加入者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより疗養の給付について準用国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより疗養の給付について準用国共済法第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定により被災私学共済加入者（私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者準用国共済法第五十五条第一項の規定の適用を受ける者を含む。）であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより疗養の給付について準用国共済法第五十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条において同じ。）が受けた疗養について当該被災私学共済加入者に対して支給する入院時食事療養費の額、入院時生活療養費の額、保険外併用療養費の額

及び療養費の額について、第三十一条の規定は事業団が準用国共済法第五十七条第一項の規定

並びに同条第七項において準用する國家公務員共済組合法第五十六条第一項及び第二項の規定

により被災私学共済被扶養者(私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(準用国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者を含む。)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより準用国共済法第五十七条第一項又は第五十九条第一項の規定による家族療養費の支給について準用国共済法第五十七条第一項の措置が採られるべきものの被扶養者及び準用国共済法第五十九条第二項の規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより同項の規定による家族療養費の支給について準用国共済法第五十七条第一項の措置が採られるべきものをいふ。以下この条において同じ。)が受けた療養について当該被災私学共済被扶養者に係る私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(準用国共済法第五十九条第一項の規定の適用を受ける者及び同条第二項の規定の適用を受ける被災私学共済被扶養者を含む。)に対して支給する家族療養費の額について準用する。

(国共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例に関する規定の準用)

第四十一条 第三十二条の規定は、私学共済法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用について準用する。

#### (私学共済法の掛金の免除の特例)

第四十二条 事業団は、次の各号のいずれにも該

当する学校法人等から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、私学共済法第二十八条第一項の規定にかかわらず、当該学校

法人等が第二号に該当するに至つた月から当該

学校法人等が同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの各月に納付すべき掛

金(第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者が負担すべき掛金及び当該私学共済加入者を使用する学校法人等が負担すべき当該私

学共済加入者に係る掛金に限る。)を免除することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災

区域に所在する学校等を設置していたこと。

二 東日本大震災による被害を受けたことにより、前号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者に対する給与の支払に著しい支障が生じていること。

2 前項の規定により掛け金を免除された学校法人等は、平成二十四年二月までの間において、当該学校法人等が同項第二号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を事業団に届け出なければならない。

#### (適用)

第四十三条 第三十八条及び前条の規定は平成二十三年三月一日から、第四十条の規定は同月十日から適用する。

#### 第七章 厚生労働省関係

##### (保健所の災害復旧に関する補助)

第四十四条 国は、特定被災地方公共団体である県、指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。第四十八条及び第八十五条において同じ。)又は中核市(同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市をいう。第二四八条において同じ。)に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその設置する保健所の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

第四十五条 国は、特定被災地方公共団体である市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合(地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合をいう。)に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその設置する火葬場(墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第二条第七項に規定する火葬場をいう。)の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

第四十六条 国は、都道府県が、次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村(指定都市及び中核市を除く。)の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用(当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用)の五分の四を補助する。

一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事

業を行う事業所、同法第十五条第二項の規

の各号に掲げる医療機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十二条に規定する公的医療機関 三分の二

二 その他政令で定める医療機関 二分の一(と畜場の災害復旧に関する補助)

第四十七条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、東日本大震災により著しい被害を受けたその設置すると畜場(と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第三条第二項に規定すると畜場をいう。)の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

第四十八条 国は、都道府県が、次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村(指定都市及び中核市を除く。)の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用(当該都道

定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター、同条第五項の規定により設置された軽費老人ホーム並びに介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二百十五条の四十五第二項の規定により設置された地域包括支援センター

二 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第七十九条第二項の規定により市町村が設置した障害福祉サービス(同法第五条第五項に規定する療養介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。)の事業の用に供する施設

三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第七号の授産施設

国は、都道府県が、介護保険法第八条第二十

五項に規定する介護老人保健施設(以下この条において「介護老人保健施設」という。)であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村(指定都市及び中核市を除く。)の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用につき補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助を受ける率による補助をする場合には、その超える部分の補助を免除する。

3 国は、都道府県又は指定都市若しくは中核市

が、その区域(都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。)内に設置されている次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した都道府県及び市町村以外の者の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が設置した障害福祉サービス(同法第五条第五項に規定する療養介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。)の事業の用に供する施設

四 社会福祉法第一条第二項第七号の授産施設

4 国は、都道府県又は指定都市若しくは中核市が、その区域(都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。)内に設置されている介護老人保健施設であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した都道府県及び市町村以外の者の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用につき補助する場合には、政令で定めることにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用(当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が二分の一を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用)を補助する。

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第一百八十三号)第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設

三 障害者自立支援法第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地

域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス(同法第五条第五項に規定する療養介護、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。)の事業の用に供する施設

四 社会福祉法第二条第二項第七号の授産施設

4 国は、都道府県又は指定都市若しくは中核市が、その区域(都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。)内に設置されている介護老人保健施設であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した都道府県及び市町村以外の者の当該介護老人保健施設の災害復旧に要する費用につき補助する場合には、政令で定めることにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用(当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が二分の一を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用)を補助する。

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第一百八十三号)第二十八条第三項の規定により設置された身体障害者社会参加支援施設

三 障害者自立支援法第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地

一 老人福祉法第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、同法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム及び老人介護支援センター並びに介護保険法第二百五条の四十五第二項の規定により設置された地域包括支援センター

二 障害者自立支援法第七十九条第一項の規定により特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市が設置した障害福祉サービス(同法第五条第五項に規定する療養介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。)の事業の用に供する施設

三 社会福祉法第二条第二項第七号の授産施設

4 国は、特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市が設置した障害福祉サービス(同法第五条第五項に規定する療養介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。)の事業の用に供する施設

5 国は、特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する介護老人保健施設であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その二分の一を補助する。

6 国は、特定被災地方公共団体である県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する介護老人保健施設であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その二分の一を補助する。

四 四十九条 健保保険者等(全国健康保険協会(第六十一条から第六十五条までにおいて「協会」という。)が管掌する健康保険にあつては厚生労働大臣、健康保険組合が管掌する健康保険にあつては当該健康保険組合をいう。次項及び第五十

七条において同じ。)は、平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していた適用事業所(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第三項に規定する適用事業所をいう。以下この項及び第五十七条において同じ。)の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される健康保険の被保険者(同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者(次条、第五十四条から第五十六条まで及び第五十八条において「日雇特例被保険者」という。)、同法第三条第四項に規定する任意継続被保険者及び同法附則第三条第一項に規定する特例退職被保険者を除く。以下この条において同じ。)の同月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬(同法第三条第五項に規定する報酬をいう。以下この条及び第五十七条において同じ。)の額が、その者のその月の健康保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、健康保険の標準報酬月額を改定することができ

る。

2 健保保険者等は、前項の規定により健康保険の標準報酬月額が改定された健康保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の健康保険の標準報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるとき、当該適用事業所の標準報酬月額を改定する。

3 健康保険法第四十三条第二項の規定は、前二項の規定により改定された健康保険の標準報酬月額について準用する。

4 第一項の規定により健康保険の標準報酬月額が改定された健康保険の被保険者又は被保険者であつた者(次項において「改定健保被保険者」という。)であつて、平成二十三年三月十一日に現に傷病手当金(健康保険法第九十九条第一項に規定する傷病手当金をいう。以下この項において同じ。)の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、同条において同じ。)の支給を受けている者若しくは受けるべき者又は東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と同条第二項の規定による改定後の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)とする。

(健康保険の入院時食事療養費の額の特例)

第五十条 健保保険者(健康保険法第四条に規定する保険者をいう。次条から第五十四条まで、第五十六条及び第五十八条において同じ。)が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況を勘査して厚生労働大臣が定める日までの間に被災健保被保険者(健康保険の被保険者(日雇特例被保険者(健康保険法第九十八条の規定の適用を受ける者を除く。)を除く。)であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより療養した場合において同じ。)とあるのは「をいう」とす

る。

5 改定健保被保険者であつて、平成二十三年二月十一日において現に健康保険法第一百二条に規

は、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、健康保険の標準報酬月額を改定することができる。

定する出産手当金の支給を受けている者又は受けるべき者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「標準報酬月額」とあるのは、「標準報酬日額(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第二号)第四十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定が行われた場合には、同条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と同条第二項の規定による改定後)の標準報酬月額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)」とする。

(健康保険の入院時生活療養費の額の特例)

第五十一条 健保保険者が、特例対象期間に被災療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)とする。

63条第二項第二号に規定する生活療養をい

選定療養をいう。次項及び第五十四条において同じ。) (これらの療養のうち食事療養が含まれているものに限る。)につき同法第八十六条第三項の規定により当該被災健保被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該食事療養につき同法第八十五条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)の合算額とする。

第二項の規定にかかるらず、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を基準として、健保保險者が定める額とする。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては健康保険法第十七条第二項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第五十五条の費用の額の算定(同条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養費について)、同法第八十五条第二項の額の算定)、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第五十五条の費用の額の算定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養費について)。

2 健保保険者が、特例対象期間に被災健保被保険者が受けた評価療養又は選定療養(これらの療養のうち生活療養が含まれているものに限り)につき健康保険法第八十六条第一項の規定により当該被災健保被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する額及び当該生活療養につき同法第八十五条の二第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)の合算額とする。

(健康保険の療養費の額の特例)

被災健保被保険者が受けた療養につき健康保険法第八十七条第一項の規定により当該被災健保被保険者に対して支給する療養費の額は、同条

(健康保険の家族療養費の額の特例)

額とする。

欄に掲げる被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る事項について準用する。

東日本大震災による被害を受けたことにより健保  
康保険法第百十条第一項又は第百四十条第一項  
の規定による家族療養費の支給について同法第  
百十条の二第一項(同法第百四十九条において  
準用する場合を含む。)の措置が採られるべきも  
のの被扶養者をいう。以下この条から第五十六  
条まで及び第五十八条において同じ。)が受けた  
療養(食事療養が含まれている療養に限る。)に  
つき同法第百十条第一項の規定により当該被保  
健保被扶養者に係る健康保険の被保険者(日雇  
特例被保険者(同条第七項において準用する同

第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下この項において同じく)から療養(評価療養及び選定療養を除く。)を受ける場合にあつては同法第七十六条第二項の規定を、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあつては同法第八十六条第二項第一号の規定を、第一項に規定する食事療養についての費用の額の算定に関しては第五十条の規定を、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に関しては第五十一条の規定を、それぞれ準用する。

おいて準用する同法第八十七条の規定により被災健保被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。

(健康保険の日雇特例被保険者に係る特例)  
第五十五条 被災日雇特例被保険者(日雇特例被  
保険者であつて、東日本大震災による被害を受

けたことにより療養の給付について健康保険法第百四十九条において準用する同法第七十五条の二第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条、次条及び第五十八条において同じ。又は被災健保被扶養者を有する日雇特て同じ。)

例被保険者に係る健康保険の保険給付についての規定は、同法第百四十九条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る事項について準用する。

## (号外)

第五十条	入院時食事療養費の額の特例
第五十一条	入院時生活療養費の額の特例
第五十二条	保険外併用療養費の額の特例
第五十三条	療養費の額の特例
前条	家族療養費の額の特例
(健康保険の特別療養費の額の特例)	
第五十六条	<p>健保保険者が、特例対象期間に被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者が健康保険法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養(食事療養が含まれる療養に限る。)につき同法第一百四十五条第一項の規定により被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者に係る日雇特例被保険者に対する特別療養費の額は、同条第四項の規定にかかわらず、当該療養(生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該生活療養につき算定した費用の額の合算額とする。</p> <p>3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定については、第五十四条第三項の規定を準用する。</p>
4 第五十三条の規定は、健康保険法第一百四十五条第一項において準用する同法第二百三十二条の規定により被災日雇特例被保険者又は被災健保(食事療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額の合算額とする。	<p>3 第六項において準用する同法第二百三十二条の規定により被災日雇特例被保険者又は被災健保(食事療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額の合算額とする。</p> <p>(健康保険の保険料の免除の特例)</p>
第五十七条	<p>健保保険者等は、次の各号のいずれにも該当する適用事業所の事業主から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該適用事業所が第二号に該当するに至つた月から当該適用事業所が同号に該当しなくなつた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間に</p>
(健康保険における国庫補助の特例)	
第五十八条	<p>東日本大震災に際し健康保険法第七十五条の二第一項第二号及び第二百十条の二第一項(これらの規定を同法第二百四十九条において準用する場合を含む。)並びに第五十条から第五十六条までの規定(以下この項において「一部負担金免除等規定」という。)が適用される場合においては、被災健保被扶養者又は被災健保被扶養者若しくは被災健保被扶養者に係る健康保険の被保険者又は被災日雇特例被保険者若しくは被災健保被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給に要する費用(療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。)の額並びに被災日雇特例被保険者又は被災健保被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る同法第二百五十四条第一項に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用(療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。)の額は、一部負担金免除等規定の適用がないとしたならばこれらに係る保険給付に要することとなる費用の額(次項において「免除前給付費用額」という。)に相当する額とする。</p> <p>2 前項の場合において、国は、健康保険法第七十五条の二第一項第二号又は第二百十条の二第一項(これらの規定を同法第二百四十九条において準用する場合を含む。)の措置を探る健保保険者に対し、予算の範囲内において、当該被災健保被保険者若しくは被災健保被扶養者に係る健康保険の被保険者又は被災日雇特例被保険者若しくは被災健保被扶養者を有する日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に要する費用の</p>

額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

(船員保険の標準報酬月額の改定の特例)

第五十九条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月

十一日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していた船舶所有者

(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三

条に規定する船舶所有者をいう。以下この項及び第六十六条において「船舶所有者」という。)の

船舶に係る事業が東日本大震災による被害を受けしたことにより、当該船舶所有者に使用される

船員保険の被保険者(同法第二条第二項に規定

する疾病任意継続被保険者を除く。以下この条

において同じ。)の同月から平成二十四年二月ま

でのいづれかの月に受けた報酬(同法第二条第四項に規定する報酬をいう。以下この条及び第六十六条において同じ。)の額が、その者のその

月の船員保険の標準報酬月額の基礎となつた報

酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、同法第十八条

第一項及び第二項の規定にかかるらず、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著し

く低下した月から、船員保険の標準報酬月額を改定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により船員保険の標準報酬月額が改定された船員保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年四月までのいづれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の船員保険の標準報酬月額

の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく上昇

した場合において、必要があると認めるとき

は、船員保険法第十八条第一項及び第二項の規

定にかかわらず、その月に受けた報酬の額を報

酬月額として、その著しく上昇した月から、船

員保険の標準報酬月額を改定することができ

る。

下同じ」とあるのは「をいう」とする。

4 改定船保被保険者であつて、平成二十三年三月十一日において現に船員保険法第七十四条第一項に規定する出産手当金の支給を受けている

者は、〔標準報酬日額 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第

号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定が行

われた場合には、同条第一項の規定による改定

前の標準報酬月額と同条第二項の規定による改

定後の標準報酬月額のいづれか高い標準報酬月

額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五

円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をいう。以下この

項及び次条において同じ。」とする。

5 改定船保被保険者であつて、平成二十三年三月十一日において現に休業手当金(船員保険法第八十五条第一項に規定する休業手当金をい

う。以下この項において同じ。)の支給を受けて

いる者若しくは受けるべき者又は東日本大震災

その資格を喪失した当時の標準報酬月額。以下

同じ。)とあるのは「東日本大震災に対処するた

めの特別の財政援助及び助成に関する法律(平

成二十三年法律第号)第五十九条第一項

の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二

項の規定による改定が行われた場合には、同条

第一項の規定による改定前の標準報酬月額と同

条第二項の規定による改定後の標準報酬月額の

いづれか高い標準報酬月額」と、「をいう。以

本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第

号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額(同条第二項の規定による改定が行

われた場合には、同条第一項の規定による改定

前の標準報酬月額と同条第二項の規定による改

定後の標準報酬月額のいづれか高い標準報酬月

額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五

円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をいう。以下この

項及び次条において同じ。」とする。

6 改定船保被保険者であつて、東日本大震災に

よる被害を受けたことにより平成二十四年二月

二十九日までの間に発した疾病又は負傷に係る

船員保険法第八十七条第一項の規定による障害

年金の支給を受ける者について同条及び同法第

八十八条の規定を適用する場合においては、同

項及び同条第一項中「最終標準報酬月額」とある

のは、「標準報酬日額(最終標準報酬月額と東日

本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第

号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいづれか高い標準報酬月額の三十

分の一に相当する額(その額に、五円未満の端

数があるときは、これを切り捨て、五円以上十

円未満の端数があるときは、これを十円に切り

上げるものとする。)をいう。」とする。

7 改定船保被保険者であつて、東日本大震災に

## 官報(号外)

<p>による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷に係る船員保険法第八十七条第二項の規定による障害手当金の支給を受ける者について同法第九十条の規定を適用する場合においては、同条中「最終標準報酬月額」とあるのは、「最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第 号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額のいずれか高い標準報酬月額」とする。</p> <p>8 改定船保被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものの遺族のうち船員保険法第九十七条の規定による障害差額一時金の支給を受ける者について同条及び同法第九十八条の規定を適用する場合においては、同法第九十七条及び第九十八条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と東日本大震災に対するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第 号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をいう。」とする。</p> <p>9 改定船保被保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡した場合に船員保険法第九十二条の規定による障害年金差額一時金の支給を受ける者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「最終標準報酬月額」とあるのは、「最終標準報酬月額と東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第 号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をいう。」とする。</p>
<p>10 改定船保被保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものの遺族のうち船員保険法第一百一条の規定による遺族年金の支給を受ける者について同条及び同法第九十八条の規定を適用する場合においては、同法第九十七条及び第九十八条第一項の規定による改定前の標準報酬月額と東日本大震災に対するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第 号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をいう。」とする。</p> <p>11 改定船保被保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡した場合に船員保険法附則第五条の規定による改定前の標準報酬月額と東日本大震災に対するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第 号)第五十九条第一項の規定による改定前の標準報酬月額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をいう。」とする。</p> <p>12 改定船保被保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものの遺族のうち船員保険法附則第五条の規定による改定前の標準報酬月額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をいう。」とする。</p>
<p>13 改定船保被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷に係る船員保険法附則第五条第一項の規定による改定前の標準報酬月額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をいう。」とする。</p> <p>14 改定船保被保険者であつて東日本大震災による被害を受けたことにより平成二十四年二月二十九日までの間に発した疾病又は負傷により死亡したものの遺族のうち船員保険法附則第五条の規定による改定前の標準報酬月額の三十分の一に相当する額(その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をいう。」とする。</p>
<p>額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。」をいふ。」とする。</p> <p>第六十条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、船員保険法の死亡に係る給付(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)</p>



官 報 (号 外)

協会が、特例対象期間に被災船保被扶養者が受けた療養（生活療養が含まれている療養に限る。）につき船員保険法第七十六条第一項の規定により当該被災船保被扶養者に係る船員保険の活療養を除く。）につき算定した費用の額及び当該生活療養につき算定した費用の額の合算額とする。

3 前二項に規定する療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等（船員保険法第五十三条第六項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下この項において同じ。）から療養（評価療養及び選定療養を除く。）を受ける場合にあつては同法第五十八条第二項の規定を、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあつては同法第六十三条第二項第一号の規定を、第一項に規定する食事療養についての費用の額の算定に関しては第六十一条の規定を、前項に規定する生活療養についての費用の額の算定に関しては第六十二条の規定を、それぞれ準用する。

4 前条の規定は、船員保険法第七十六条第六項において準用する同法第六十四条の規定により被災船保被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。

（船員保険の保険料の免除の特例）

第六十六条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれ

にも該当する船舶所有者から申請があつた場合は、必要があると認めるときは、当該船舶所有者が第二号に該当するに至つた月から当該船舶所有者が同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間に納付すべき船員保険の保険料(船員保険法第百二十五条第一項(同法附則第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第三項及び第四項の規定により船員保険の被保険者及び当該被保険者を使用する船舶所有者が負担すべき保険料をいう。)の額を免除することができる。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していたこと。

二 当該船舶所有者の船舶に係る事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該船舶所有者に使用される船員保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。

前項の規定により船員保険の保険料の額を免除された船舶所有者は、平成二十四年二月までの間において、当該船舶所有者が同項第二号に該当しなくなるに至つたときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(国民健康保険の入院時食事療養費の額の特例)

第六十七条 国民健康保険の保険者が、特例対象期間に被災国保被保険者(国民健康保険の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受け

たことにより療養の給付について国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十四条第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第七十二条までにおいて同じ。)が受けた食事療養(同法第三十六条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条及び第六十九条から第七十一条までにおいて同じ。)につき同法第五十二条第一項の規定により当該被災国保被保險者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)とする。

(国民健康保険の保険外併用療養費の額の特例)  
第六十九条 国民健康保険の保険者が、特例対象期間に被災国保被保険者が受けた評価療養(国民健康保険法第三十六条第二項第三号に規定する評価療養をいう。次項において同じ。)又は選定療養(同条第二項第四号に規定する選定療養をいう。次項において同じ。)うち食事療養が含まれているものに限る)につき同法第五十三条第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する保険外併用療養費の額は、同条第二項の規定にかかるらず、同項第一号に規定する額及び当該食事療養につき健康保険法第八十五条第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)の合算額とする。

ときは、当該現に生活療養に要した費用の額)の合算額とする。

(国民健康保険の療養費の額の特例)

第七十条 国民健康保険の保険者が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までに間に被災国保被保険者が受けた療養につき

国民健康保険法第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十四条の三第三項若しくは第四項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する療養費の額は、同法第五十四条第三項(同法第五十四条の三第五項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を基準として、国民健康保険の保険者が定める額とする。

2 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては国民健康保険法第四十五条第二項の規定を、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第六十七条の規定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた食事療養については、同法第五十二条第二項の規定)を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第六十八条の規定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた生活療養については、同法第五十二条の二第二項の規定)を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては同法第五十三条第二項第一号の規定により算定した費用の額とし、当該現に療養に要した費用の額)の合算額とする。

規定(前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の規定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以後に受けた食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を超えることの規定)を、それぞれ準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えること

ができる。

(国民健康保険の特別療養費の額の特例)

第七十一条 国民健康保険の保険者が、特例対象期間に被災国保被保険者が受けた特別療養費に係る療養に係る療養(食事療養が含まれている療養に限る。)につき算定した額の額及び第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

2 国民健康保険法第五十四条の三第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

一 当該療養(生活療養を除く。)につき、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けたことができる場合は健康保険法第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定めの例により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第八十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)

の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに同号に規定する入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用の額は、一部負担金免除等規則の適用がないとしたならばこれらの保険給付に要することとなる費用の額(次項において「免除前給付費用額」という。)に相当する額とする。

二 前項の場合において、国は、国民健康保険法第四十四条第一項第二号の措置を採る国民健康保険の保険者に対し、予算の範囲内において、当該被災国保被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

(後期高齢者医療の被保険者である、東日本大震災における法律案及び同報告書

二 当該食事療養につき健康保険法第八十五条の額)

(国民健康保険における国の負担等の特例)

第七十二条 東日本大震災に際し国民健康保険法第四十四条第一項第二号及び第六十七条から前

条までの規定(以下この項において「一部負担金免除等規定」という。)が適用される場合においては、被災国保被保険者に係る同法第七十条第

よる被害を受けたことにより療養の給付について高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十年法律第八十号)第六十九条第一項第二号の措置が採られるべきものをいう。以下この条から第七十八条までにおいて同じ。)が受けた食事療養(同法第六十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この条及び第七十五条から第七十七条までにおいて同じ。)につき同法第七十四条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する入院時食事療養の額は、同条第二項の規定にかかわらず、当該食事療養につき同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)とす

(後期高齢者医療の入院時生活療養費の額の特例)  
第七十四条 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた生活療養(高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項に規定する生活療養をいう。以下この条から第七十七条までにおいて同じ。)につき同法第七十四条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対する支給する生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかるべきものと同一の額である。

2 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた生活療養(高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項に規定する生活療養をいう。以下この条から第七十七条までにおいて同じ。)につき同法第七十五条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対する支給する生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかるべきものと同一の額である。

2 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた評価療養又は選定療養(これらの療養のうち生活療養が含まれるものに限る。)につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十六条第一項の規定による入院時生活療養費の額は、同条第二項の規定にかかるべきものと、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第七十三条の規定(第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日以後に受けた食事療養については、同法の規定にかかるべきものと、同項第一号に規定する額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)とする。

第七十五条 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた評価療養(高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第三号に規定する評価療養をいいう。次項において同じ。)又は選定療養(同条第二項第四号に規定する選定療養をいう。次項において同じ。)(これらの療養のうち食事療養が含まれているものに限る。)につき同法第七十六条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対する支給する生活療養費の額は、同条第二項若しくは第二項又は第八十一条第一項の規定により当該被保険者に対する支給する生活療養費の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)とす

る。

第七十六条 後期高齢者医療広域連合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十七条第一項若しくは第二項又は第八十二条第三項若しくは第四項の規定により当該被保険者に対する支給する生活療養費の額は、同法第七十七条第三項(同法第八十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)の合算額とする。

第七十七条 後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた特別療養費に係る療養(食事療養が含まれている療養に限る。)につき高齢者の医療の確保に関する法律第八十二条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対する支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかるべきものと、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)につき、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は高齢者の医療の確保に関する法律第七十二条第一項の規定にかかるべきものと、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。







的障害児施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から当該被災施設給付決定保護者に対し支給する同法第二十四条の七第一項に規定する特定入所障害児食費等給付費の額（当該特定入所障害児食費等給付費が支給されない場合には、零とする。）を控除した額を支給する。

2 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

3 児童福祉法第二十四条の三第八項から第十項まで、第二十四条の八、第五十七条の二第一項及び第五十七条の五の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔介護給付費等の支給に要する費用に係る国負担等の特例〕

東日本大震災による被害を受けた支

給決定障害者等障害者自立支援法第五条第七項第二号に規定する支給決定障害者等をいふ。以下この条及び次条において同じ。）が受け同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（以下「介護給付費等」という。）の支給について同法第三十一条の規定が適用される場合（特定被災地方公共団体（市町村に限る。）その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしんじて厚生労働大臣が定める市町村（特別区を含む。）において、国庫負担特例適用期間に同条

の規定が適用される場合であつて、同条の規定により読み替えられた同法第二十九条第三項の

当該市町村が定めた割合が百分の百であるとき限り。）においては、同法第九十四条第一項及び第九十五条第一項の規定により当該支給決定障害者等に係る介護給付費等の支給に要する費用に對して国及び都道府県が負担する額は、同法第三十一条の規定の適用がないとしたならば國及び都道府県が負担することとなる額に相当する額とする。

2 前項の場合において、国は、市町村に対し、予算の範囲内において、障害者自立支援法第二十二条の規定が適用された支給決定障害者等に係る介護給付費等の額から当該被災支給決定障害者等に對し支給する同項に規定する特定障害者特別給付費の額（当該特定障害者特別給付費が支給されない場合には、零とする。）及び同法第三十五条第一項に規定する特例特定障害者特別給付費の額（当該特例特定障害者特別給付費が支給されない場合には、零とする。）を控除した額を支給する。

〔介護給付費等の額となる額を控除した額を補助する。〕

（指定障害者支援施設等における食費及び居住費に関する補助）

第八十八条 市町村は、特例対象期間に当該市町

村の被災支給決定障害者等（支給決定障害者等であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより介護給付費等の支給について障害者自立支援法第三十一条の規定が適用される場合（特定被災地方公共団体（市町村に限る。）その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしんじて厚生労働大臣が定める市町村（特別区を含む。）において、国庫負担特例適用期間に同条

同じ。）が、同法第五条第十一項に規定する施設に入所支援を受けたときは、当該被災支給決定障害者等に對し、当該施設入所支援を行う同法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、当該指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用について、当該指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用から当該被災支給決定障害者等に對し支給する同項に規定する特定障害者特別給付費の額（当該特定障害者特別給付費が支給されない場合には、零とする。）及び同法第三十五条第一項に規定する特例特定障害者特別給付費の額（当該特例特定障害者特別給付費が支給されない場合には、零とする。）を控除した額を支給する。

2 国は、市町村に對し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

3 障害者自立支援法第八条第一項、第十三条、第十四条並びに第二十九条第五項から第七項まで及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔介護給付及び予防給付に要する費用に係る国負担等の特例〕

第八十九条 東日本大震災による被害を受けた介護保険の被保険者が受ける介護給付（介護保険法第十八条第一号に規定する介護給付をいう。）

以下この条及び次条において同じ。）又は予防給付（同法第十八条第二号に規定する予防給付をいう。以下この条及び次条において同じ。）について同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合（特定被災地方公共団体（市町村に限る。）その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしんじて厚生労働大臣が定める市

町村（特別区を含む。）において、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間ににおいて特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合であつて、これらの規定により読み替えられた同法第五十条各号に定める規定又は同法第六十条各号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるとき限り。）においては、同法第一百二十二条第一項、第一百二十二条第二項、第一百二十三条第一項、第一百二十二条第三項、第一百二十三条第二項に規定する

介護給付及び予防給付に要する費用の額のうち当該介護保険の被保険者に係る介護給付及び予防給付に要する費用の額は、同法第五十条又は第六十条の規定の適用がないとしたならば介護給付及び予防給付に要することとなる費用の額（次項において「免除前給付費用額」という。）に相当する額とする。

2 前項の場合において、国は、市町村に對し、

予算の範囲内において、当該介護保険の被保険者に係る介護給付及び予防給付に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

(介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助)

第九十条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災介護保険被保険者(介護保険の被保険者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより介護給付又は予防給付について介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用されたもの(これららの規定により読み替えられた同法第五十条各号に定める規定又は同法第六十条各号に定める規定により当該市町村が定めた割合が百分の百であるものに限る。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、同法第五十一

2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

3 介護保険法第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条並びに第五十一条の三第四項、第五項、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費に関する補助)

第九十一条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災介護保険被保険者が、介護保険法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスを受けたときは、当該被災介護保険被保険者に対し、当該特定介護サービスを行う同法第八条第二十二項に規定する介護保険施設、同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在に要した費用について、同法第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額の合計額から当該被災介護保険被保険者に対し同条第一項の規定により支給する特定入所者介護保険被保険者に対し同条第一項の規定によ

該特定入所者介護サービス費が支給されない場合には、零とする。又は同法第六十一条の四第一項の規定により支給する特例特定入所者介護予防サービス費の額(当該特例特定入所者介護予防サービス費が支給されない場合には、零とする。)を控除した額を支給する。

2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

3 介護保険法第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条並びに第六十一条の三第四項、第五項、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定介護老人福祉施設における食費及び居住費に関する補助)

第九十二条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者が、同項に規定する特定介護老人福祉施設において介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設を受けた場合であつて、東日本大震災による被害を受けたことによりこれらのサービスに必要な費用を負担することが困難であると認めたときは、当該要介護旧措置入所者に対し、当該特定介護老人福祉施設

護予防サービス費が支給されない場合には、零とする。又は同法第六十一条の四第一項の規定により支給する特例特定入所者介護予防サービス費の額(当該特例特定入所者介護予防サービス費が支給されない場合には、零とする。)を控除した額を支給する。

2 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、前項の規定による支給に要する費用の額に相当する額を補助する。

3 介護保険法第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条並びに第五十一条の三第四項、第五項、第七項及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の死亡に係る援護に関する規定の適用の特例)

第九十三条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、戦

傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第一百二十七号)の死亡に係る援護に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(厚生年金保険の標準報酬月額の改定の特例)

第九十四条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月

## 官報(号外)

十一日において特定被災区域に所在した厚生年金保険の適用事業所(同日において特定被災区域に住戸又は主たる事務所若しくは仮住戸を有していた厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五号)第六条第一項第三号に規定する船舶所有者(次条第一項第一号において単に「船舶所有者」という。)に係る同法第六条第一項第三号に規定する船舶を含む。)の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の同月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬(同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。以下この条及び次条において同じ。)の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、厚生年金保険の標準報酬月額を改定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により厚生年金保険の標準報酬月額が改定された厚生年金保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成二十四年二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報

域に住戸又は主たる事務所若しくは仮住戸を有していた厚生年金保険法第二十三条第二項の規定は、前二項の規定により改定された厚生年金保険の標準報酬月額について準用する。

3 厚生年金保険法第四十六条第一項の規定は、厚生年金保険法第四十六条第一項の標準報酬月額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、第一項中「厚生年金保険の被保険者」とあるのは「同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者(次項において「七十歳以上の使用される者」という。)」と、第二項中「厚生年金保険の被保険者」とあるのは「七十歳以上の使用される者」と読み替えるものとする。

## (厚生年金保険の保険料の免除の特例)

第九十五条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する厚生年金保険の適用事業所の事業主から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、厚生年金保険法第八十二条第一項の規定にかかわらず、当該適用事業所が第二号に該当するに至つたときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の被保険者が厚生年金基金(以下この項において「基金」という。)の加入員である場合は、掛け金(厚生年金保険法第二百三十八条第一項に規定する掛け金をいう。以下この項において同じ。)又は徴収金(同法第二百四十条第一項の規定による徴収金をいう。以下この項において同じ。)の額の免除及び当該掛け金又は徴収金の額を免除した基金の加入員の費用の負担に関し必要な事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをることができる。

## (老齢厚生年金の裁定の特例)

第九十六条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月

生年金保険の標準報酬月額を改定することができる。

4 前三項の規定は、厚生年金保険法第四十六条第一項の標準報酬月額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、第一項中「厚生年金保険の被保険者」とあるのは「同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者(次項において「七十歳以上の使用される者」という。)」と、第二項中「厚生年金保険の被保険者」とあるのは「七十歳以上の使用される者」と読み替えるものとする。

## (厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第九十七条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

## (老齢基礎年金の裁定の特例)

第九十八条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月一日から第九十六条に規定する厚生労働大臣が

区域内に所在したこと(当該適用事業所が船舶であるときは、船舶所有者が同日において特定被災区域に住戸又は主たる事務所若しくは仮住戸を有していたこと。)。

二 当該適用事業所の事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。

一 特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める区域に居住する者である者の同法第三十三条の請求がないう場合であつても、必要があると認めるときは、同条の裁定を行うことができる。

一日から第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域における災害の復旧の状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金を受ける権利については、その権利を有する者の同法第三十三条の請求がないう場合であつても、必要があると認めるときは、同条の裁定を行ふことができる。

定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第二十六条の規定による老齢基礎年金を受ける権利については、その権利を有する者の同法第十六条の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同条の裁定を行うことができ

る。

一 第九十六条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金その他政令で定める給付を受ける権利に係る裁定を受けたこと。

(国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例)

第九十九条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からない場合又はその者の生死が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の死亡一時金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定す

る。

(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の拠出金の免除の特例)

第一百二条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法(昭和四十八年法律第八十二号)第十条第一項の災害援護資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項及び第四項並びに同法第十三条第一項の規定の適用については、同法第十条第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「年三バーセント」とあるのは「年一・五バーセント(政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあつては、年零バーセント)」と、同法第十三条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。

(確定給付企業年金法の遺族給付金の支給に関する規定の適用の特例)

第一百条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からぬ場合又はそ

の者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の遺族給付金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(確定拠出年金法の死亡一時金の支給に関する規定の適用の特例)

第一百一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月間分からぬ場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の死亡一時金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

準給与及び標準賞与に係る拠出金の額とする。)

を免除するものとする。

一 第九十五条第一項の規定により厚生年金保險の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主 同項第二号に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月)まで

二 第四十二条第一項の規定により掛金を免除された学校法人等 同項第二号に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月)まで

(日本年金機構等への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

二 第五十七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

三 第五十九条第一項及び第二項の規定による標準報酬月額の改定

四 第六十六条第一項の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項の規定による届出の受理

五 第九十四条第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による標準報酬月額の改定

六 第九十五条第一項の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項の規定による届出の受理

の支給等に関する法律第十一条第一項の貸付け及び国が行う同法第十二条第一項の貸付けについての同法第十二条第二項及び第十二条第二項の規定の適用については、同法第十二条第二項中「十一年」とあるのは「十四年」と、同法第十二条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。

第三百四条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

一 第四十九条第一項及び第二項の規定による標準報酬月額の改定

二 第五十七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理

三 第五十九条第一項及び第二項の規定による標準報酬月額の改定

四 第六十六条第一項の規定による申請の受理

五 第九十四条第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による標準報酬月額の改定

六 第九十五条第一項の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項の規定による届出の受理



太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からぬ場合には、独立行政法人農業者年金基金法及び同法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三百三十九号)附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の死亡一時金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

(中小漁業融資保証法の特例)

第一百九条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第六十九条第一項又は第二項の保険関係であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものの借入に係る債務の保証又は特定債務(同法第四条第一項第二号に規定する特定債務をいう。)の保証(東日本大震災の後政令で定める日までに行われたものに限る。)に係るものについての同法第六十九条第六項の一定の率は、同条第七項及び同法第七十六条から第七十七条までの規定にかかわらず、百分の九十とする。

## (農業改良資金融通法の特例)

第三百十一条 農業改良資金融通法(昭和三十一年法律第二百二号)第二条に規定する農業改良資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法第四条(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四条中「十年」とあるのは「十三年」と、「十二年」とあるのは「十五年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

「農業用語注釈集」(農業省)によれば、「年度」とあるのは「二十五年歴」とある。

(農業信用保証保険法の特例)  
第一百二十二条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第五十九条第一項又は第二項の保険関係であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものの借入れに係る債務の保証又は特定債務(同法第八条第一項第二号に規定する特定債務をいう。)の保証(東日本大震災の後政令で定める日までに行われたものに限る。)に係るものについての同法第五十九条第六項及び第六十一条第一項の規定の

「年度」とあるのは「二十五年度」とする。

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)  
第一百四十四条 林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法第五条(同法第十二条第一項において準用する場合)の規定

## (漁業近代化資金融通法の特例)

2 前項の資金に係る株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が行う農業改良資金融通法第三条第一項第二号の貸付け及び政府が行う利子補給についての同法第八条第一項及び第九条第二項の規定については、同法第八条第一項中「十三年」とあるのは「十六年」と、「六年」とあるのは「九年」と、同法第九条第二項中「十五年度」とあるのは「十八年度」とする。

(農業近代化資金融通法の特例)

の七十」とあるのは、「百分の九十」とする。

しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日

平成二十三年四月三十日 衆議院会議録第十八号

本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法第五条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「六年」とあるのは「十三年」と、同条第三項中「三年」とあるのは「六年」とする。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の特例)

## 第一百六十二条 林業經營基盤の強化等の促進のため

の資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第五条第一項に規定する貸付金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項の規定の適用については、同項中「五十五年」とあるのは「五十八年」と、「三十五年」とあるのは「三十八年」と、「二十五年」とあるのは「二十八年」と、「七年」とあるのは

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第五条第二項に規定する貸付金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で前項の政令で定めるものが東日本大震災の後同項の政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第二項の規定の適用については、同項中「三十五年」とあるのは「三十八年」と、「十五年」とあるのは「十八年」とする。

融通等に関する暫定措置法第五条第三項に規定する貸付金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で第一項の政令で定めるものが東日本大震災の後同項の政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項の規定の適用については、同項中「三十五年」とあるのは「三十八年」とする。

4 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第九条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で第一項の政令で定めるものが東日本大震災の後同項の政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

(農業経営基盤強化促進法の特例)

第百七十七条 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)附則第八項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法附則第十二項の規定の適用については、同項中「二十五年」とあるのは「二十八年」と、「十年」とあるのは「十三年」とする。

2 前項の資金に係る政府が行う利子補給についての農業経営基盤強化促進法附則第九項の規定の適用については、同項中「二十七年度」とあるのは、「三十年度」とする。

(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の特例)

律(平成八年法律第四十五号)第七条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十五年」とあるのは、「十八年」とする。

(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の特例)

ての同法第七条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第三項中「五年」とあるのは「八年」とする。

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二十条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後前項の政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条

第一百二十条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第二百十号)第六条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」と、「三年(特定地域資金にあつては、五年)」とあるのは「六年」とする。

3 中「五年」とあるのは、「八年」とする。  
中青年等の就農促進のための資金の貸付け等に  
関する特別措置法第二十一条に規定する資金で  
あつて、東日本大震災により著しい被害を受け  
た者で政令で定めるものが東日本大震災の後第一  
項の政令で定める日までに貸付けを受けるも  
のについての同条の規定の適用については、同  
条中「十二年」とあるのは「十五年」と、「五  
年」とあるのは「八年」とする。  
(林業労働力の確保の促進に関する法律の特例)

第一百二十一條 株式会社日本政策金融公庫法別表  
第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法別表第四及び別表第五の規定の適用については、同法別表第四中「二十五年」とあるのは「二十八年」と、「十年」とあるのは「三十年」と、「二十年」とあるのは「二十三年」と、「三十年」とあるのは「六年」と、「三十五年」とあるの

## 第一百十九条 林業労働力の確保の促進に関する法

は「三十八年」と、「三十年」とあるのは「三十三

「十三年」とあるのは「二十六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「八年」とあるのは「二十一年」と、「二十年」とあるのは「三十三年」と、「三十年」とあるのは「四十五年」とある。同法別表第五中「二十五年」とあるのは「二十八年」と、「十五年」とあるのは「十八年」と、同法別表第五中「三十五年」とあるのは「三十六年」と、「五年」とあるのは「六年」と、「六年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「二十年」とあるのは「二十三年」と、「八年」と、「二十年」とあるのは「二十二年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「八年」と、「十五年」とあるのは「十八年」と、「十八年」とあるのは「十五年」とあるのは「二十一年」と、「五年」とあるのは「十一年」とする。

株式会社日本政策金融公庫法附則第三十四条第一項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で第百六十六条第一項の政令で定めるものが東日本大震災の後同項の政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同法附則第三十四条第二項の規定の適用については、同項中「三十五年」とあるのは「三十八年」と、「二十年」とあるのは「二十三年」とする。

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の特例)

第百二十二条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十九年法律第三十八号)第十二条第二項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項の規定の適用については、同項

2 中「十二年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。  
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十二条第二項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第三項中「五年」とあるのは「八年」とする。

ついての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」と、「三年（特定地域資金にあつては、五年）」とあるのは、「六年」とする。

2 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第九条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

3 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第十条に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

（米穀の新用途への利用の促進に関する法律の特例）

(公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の特例)

同項及び同条第三項の規定の適用については、  
同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、  
同条第三項中「五年」とあるのは「八年」とする。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十一條第二項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第三項中「五年」とあるのは「八年」とす

**第一百二十七条** 第百八条第一項から第五項までの規定は平成二十三年三月一日から、第一百九条から前条までの規定は同月十一日から適用する。

（適用）  
第一百二十一

年法律第三百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下この条において「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下この条において「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下この条において「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、東日本大震災復興緊急保証(政令で定める日までに行われた次の各号に掲げる者の事業(第三号に掲げる者に

あつては、その直接又は間接の構成員たる第一号又は第一号に掲げる者の事業の再建その他の経営の安定に必要な資金に係る同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下この条において同じ。)を受けた当該各号に掲げる者に係る

れ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とす  
る。

険関係であつて、東日本大震災復興緊急保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項、第三条の二第二項（同法第三条の三第四項において準用する場合を含む。）及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、同法第三条の二第二項中

二 特定被災区域内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この条において同じ。）であつて、東日本大震災により著しい被害を受けたもので政令で定めるもの

「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の九十」とする。

者であつて、東日本大震災により特定被災区域内に事業所を有する取引の相手方たる事業者との取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていてその経営の安定に支障が生じていてことについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を

<sup>4</sup> 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保險関係であつて、東日本大震災復興緊急保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

### 三 中小企業等協同組合その他の主として中小 受けたもの

### (小規模企業者等設備導入資金助成法の特例)

規模の事業者を直接又は間接の構成員とする

企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百一五号）第三条第一項、同三二〇、ハ見東

國体であるて、その直接又は間接の構成員のうちに前二号に掲げる者を含むもの

（律第百十五号）第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金で

東日本大震災復興緊急保証を受けた中小企業者についての普通保険、無担保保険又は特

あつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者が平成二十三年三月十一日以後に受ける同

別小口保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定

法第二条第五項に規定する設備資金貸付事業に係る資金の貸付け又は同条第六項に規定する設

める。

備貸与事業に係る設備の譲渡し若しくは貸付け

3

ついては、同法第五条第一項の規定にかかるわらず、その償還期間を十年を超えない範囲内で政令で定める期間とすることができます。

2 前項の規定によりその償還期間が同項の政令で定める期間とされた小規模企業者等設備導入資金助成法第二条第四項に規定する貸与機関は、同法第五条第二項及び第三項の規定にかかるわらず、当該資金の貸付けの償還期間又は当該設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係る対価の支払期間について、九年を超えない範囲内で政令で定める期間とすることができます。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等)

第百三十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この条から第百三十二条までにおいて「機構」という。)は、特定被災区域その他政令で定める地域(以下この条から第百三十二条までにおける「特定地域」という。)における特定事業者(東日本大震災により著しい被害を受けた事業者をいう。以下この条から第百三十二条までにおいて同じ。)の事業活動の活性化のための基盤を整備するため、特定地域において、工場、事務場又は工場若しくは事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡の業務を行う。

2 機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、特定事業者の事

業活動の活性化のための基盤を整備するため、

次に掲げる業務を行うことができる。

一 特定地域における工場又は事業場の整備並びに当該工場又は当該事業場の賃貸その他の

管理及び譲渡

二 前項の規定により機構が行う工場又は事業場の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場又は当該事業場の利

用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

三 前二号の業務に関する技術的援助

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

第百三十二条 機構は、政令で定める日までの間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則

二項の規定により管理を行っている工場用地

第五条第一項第一号から第三号まで及び同条第

二項の規定により管理を行っている工場用地

第百三十三条 東日本大震災による被害に対処するため株式会社商工組合中央金庫が行つ危機

対応業務の円滑な実施のために行われる出資に

ついては、株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)附則第一条の二第二項

中「平成二十三年度末」とあるのは「平成二十六

年度末」として、同項の規定を適用する。

(空港の災害復旧工事の費用の負担の特例)

第百三十六条 国土交通大臣がその設置し、及び

管理する空港法(昭和三十一年法律第八十号)第

四条第一項第五号に掲げる空港であつて特定被

災地方公共団体である県(次条において「特定

県」という。)に存するものにおいて、同法第六

条第一項に規定する滑走路等又は同項に規定す

る空港用地であつて東日本大震災による被害を

受けたものの同法第九条第一項に規定する灾害

復旧工事を施行する場合における同項の規定の

適用については、同項中「百分の八十」とあるの

は「百分の八十五」と、「百分の二十」とあるのは

「百分の十五」とする。

(指定空港機能施設事業者の災害復旧工事に係

る資金の貸付け)

第百三十七条 国は、特定県が、当該特定県に存

する空港法第四条第一項第五号に掲げる空港に

おいて航空旅客の取扱施設を管理する事業を行

う同法第十五条第三項に規定する指定空港機能

施設事業者で国土交通大臣が政令で定める基準

に適合すると認める者に対し、東日本大震災に

ない範囲内で、委託を受けて、特定事業者の事

業活動の活性化のための基盤を整備するため、

の事業の用に供するため管理及び譲渡の業務

を行ふことができる。

(株式会社商工組合中央金庫法の特例)

第百三十三条 東日本大震災による被害に対処す

るために株式会社商工組合中央金庫が行つ危機

対応業務の円滑な実施のために行われる出資に

ついては、株式会社商工組合中央金庫法(平成

十九年法律第七十四号)附則第一条の二第二項

中「平成二十三年度末」とあるのは「平成二十六

年度末」として、同項の規定を適用する。

(空港の災害復旧工事の費用の負担の特例)

第百三十六条 国土交通大臣がその設置し、及び

管理する空港法(昭和三十一年法律第八十号)第

四条第一項第五号に掲げる空港であつて特定被

災地方公共団体である県(次条において「特定

県」という。)に存するものにおいて、同法第六

条第一項に規定する滑走路等又は同項に規定す

る空港用地であつて東日本大震災による被害を

受けたものの同法第九条第一項に規定する灾害

復旧工事を施行する場合における同項の規定の

適用については、同項中「百分の八十」とあるの

は「百分の八十五」と、「百分の二十」とあるのは

「百分の十五」とする。

(指定空港機能施設事業者の災害復旧工事に係

る資金の貸付け)

第百三十七条 国は、特定県が、当該特定県に存

する空港法第四条第一項第五号に掲げる空港に

おいて航空旅客の取扱施設を管理する事業を行

う同法第十五条第三項に規定する指定空港機能

施設事業者で国土交通大臣が政令で定める基準

に適合すると認める者に対し、東日本大震災に

する工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業

務用地について、特定地域における特定事業者

の事業の用に供するため管理及び譲渡の業務

を行ふことができる。

(株式会社商工組合中央金庫法の特例)

第百三十三条 東日本大震災による被害に対処す

るために株式会社商工組合中央金庫が行つ危機

対応業務の円滑な実施のために行われる出資に

ついては、株式会社商工組合中央金庫法(平成

十九年法律第七十四号)附則第一条の二第二項

中「平成二十三年度末」とあるのは「平成二十六

年度末」として、同項の規定を適用する。

(空港の災害復旧工事の費用の負担の特例)

第百三十六条 国土交通大臣がその設置し、及び

管理する空港法(昭和三十一年法律第八十号)第

四条第一項第五号に掲げる空港であつて特定被

災地方公共団体である県(次条において「特定

県」という。)に存するものにおいて、同法第六

条第一項に規定する滑走路等又は同項に規定す

る空港用地であつて東日本大震災による被害を

受けたものの同法第九条第一項に規定する灾害

復旧工事を施行する場合における同項の規定の

適用については、同項中「百分の八十」とあるの

は「百分の八十五」と、「百分の二十」とあるのは

「百分の十五」とする。

(指定空港機能施設事業者の災害復旧工事に係

る資金の貸付け)

第百三十七条 国は、特定県が、当該特定県に存

する空港法第四条第一項第五号に掲げる空港に

おいて航空旅客の取扱施設を管理する事業を行

う同法第十五条第三項に規定する指定空港機能

施設事業者で国土交通大臣が政令で定める基準

に適合すると認める者に対し、東日本大震災に

する工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業

務用地について、特定地域における特定事業者

の事業の用に供するため管理及び譲渡の業務

を行ふことができる。

(株式会社商工組合中央金庫法の特例)

第百三十三条 東日本大震災による被害に対処す

るために株式会社商工組合中央金庫が行つ危機

対応業務の円滑な実施のために行われる出資に

ついては、株式会社商工組合中央金庫法(平成

十九年法律第七十四号)附則第一条の二第二項

中「平成二十三年度末」とあるのは「平成二十六

年度末」として、同項の規定を適用する。

(空港の災害復旧工事の費用の負担の特例)

第百三十六条 国土交通大臣がその設置し、及び

管理する空港法(昭和三十一年法律第八十号)第

四条第一項第五号に掲げる空港であつて特定被

災地方公共団体である県(次条において「特定

県」という。)に存するものにおいて、同法第六

条第一項に規定する滑走路等又は同項に規定す

る空港用地であつて東日本大震災による被害を

受けたものの同法第九条第一項に規定する灾害

復旧工事を施行する場合における同項の規定の

適用については、同項中「百分の八十」とあるの

は「百分の八十五」と、「百分の二十」とあるのは

「百分の十五」とする。

(指定空港機能施設事業者の災害復旧工事に係

る資金の貸付け)

第百三十七条 国は、特定県が、当該特定県に存

する空港法第四条第一項第五号に掲げる空港に

おいて航空旅客の取扱施設を管理する事業を行

う同法第十五条第三項に規定する指定空港機能

施設事業者で国土交通大臣が政令で定める基準

に適合すると認める者に対し、東日本大震災に

する工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業

務用地について、特定地域における特定事業者

の事業の用に供するため管理及び譲渡の業務

を行ふことができる。

(株式会社商工組合中央金庫法の特例)

第百三十三条 東日本大震災による被害に対処す

るために株式会社商工組合中央金庫が行つ危機

対応業務の円滑な実施のために行われる出資に

ついては、株式会社商工組合中央金庫法(平成

十九年法律第七十四号)附則第一条の二第二項

中「平成二十三年度末」とあるのは「平成二十六

年度末」として、同項の規定を適用する。

(空港の災害復旧工事の費用の負担の特例)

第百三十六条 国土交通大臣がその設置し、及び

管理する空港法(昭和三十一年法律第八十号)第

四条第一項第五号に掲げる空港であつて特定被

災地方公共団体である県(次条において「特定

県」という。)に存するものにおいて、同法第六

条第一項に規定する滑走路等又は同項に規定す

る空港用地であつて東日本大震災による被害を

受けたものの同法第九条第一項に規定する灾害

復旧工事を施行する場合における同項の規定の

適用については、同項中「百分の八十」とあるの

は「百分の八十五」と、「百分の二十」とあるのは

「百分の十五」とする。

(指定空港機能施設事業者の災害復旧工事に係

る資金の貸付け)

第百三十七条 国は、特定県が、当該特定県に存

する空港法第四条第一項第五号に掲げる空港に

おいて航空旅客の取扱施設を管理する事業を行

う同法第十五条第三項に規定する指定空港機能

施設事業者で国土交通大臣が政令で定める基準

に適合すると認める者に対し、東日本大震災に

する工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業

務用地について、特定地域における特定事業者

の事業の用に供するため管理及び譲渡の業務

を行ふことができる。

(株式会社商工組合中央金庫法の特例)

第百三十三条 東日本大震災による被害に対処す

るために株式会社商工組合中央金庫が行つ危機

対応業務の円滑な実施のために行われる出資に

ついては、株式会社商工組合中央金庫法(平成

十九年法律第七十四号)附則第一条の二第二項

中「平成二十三年度末」とあるのは「平成二十六

年度末」として、同項の規定を適用する。

(空港の災害復旧工事の費用の負担の特例)

第百三十六条 国土交通大臣がその設置し、及び

管理する空港法(昭和三十一年法律第八十号)第

四条第一項第五号に掲げる空港であつて特定被

災地方公共団体である県(次条において「特定

県」という。)に存するものにおいて、同法第六

条第一項に規定する滑走路等又は同項に規定す

る空港用地であつて東日本大震災による被害を

受けたものの同法第九条第一項に規定する灾害

復旧工事を施行する場合における同項の規定の

適用については、同項中「百分の八十」とあるの

は「百分の八十五」と、「百分の二十」とあるのは

「百分の十五」とする。

(指定空港機能施設事業者の災害復旧工事に係

る資金の貸付け)

第百三十七条 国は、特定県が、当該特定県に存

する空港法第四条第一項第五号に掲げる空港に

おいて航空旅客の取扱施設を管理する事業を行

う同法第十五条第三項に規定する指定空港機能

施設事業者で国土交通大臣が政令で定める基準

に適合すると認める者に対し、東日本大震災に

する工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業

務用地について、特定地域における特定事業者

の事業の用に供するため管理及び譲渡の業務

を行ふことができる。

(株式会社商工組合中央金庫法の特例)

第百三十三条 東日本大震災による被害に対処す

るために株式会社商工組合中央金庫が行つ危機

対応業務の円滑な実施のために行われる出資に

ついては、株式会社商工組合中央金庫法(平成

十九年法律第七十四号)附則第一条の二第二項

中「平成二十三年度末」とあるのは「平成二十六

年度末」として、同項の規定を適用する。



官 報 (号 外)

損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第三条第一項の規定により原子力事業者(同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。次項において同じ。)が賠償する責めに任すべき損害に係るものについても、この法律の規定に基づく補助金の交付その他の財政援助を行うことができる。

2 前項の規定は、国が当該原子力事業者に対して、同項の財政援助に係る額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。

### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条 この法律の公布の日又は介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の公布の日のいずれか遅い日

二 附則第十五条 この法律の公布の日又は総合特別区域法(平成二十三年法律第号)の公布の日のいずれか遅い日

### (経過措置)

第二条 障害者自立支援法附則第二十二条第一項に規定する特定旧法受給者(同法第五条第十七号第二号に規定する支給決定障害者等であるものを除く。)は、この法律の施行の日から障害者

自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限り、第八十七条及び第八十八条第一項の規定の適用については、同法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等とみなす。

規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。

中「第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に改める。

附則第五条第一項第五号に次のように加え

八 東日本大震災に対処するための特別の

## 財政援助及び助成に関する法律第百三十

## 一条第一項の業務

附則第八条の四第二項中「地域産業集積形成法附則第十五条第一項の業務」の下に「及び東日

## 本大震災に対処するための特別の財政援助及び

助成に関する法律第百三十二条の業務」を加え

る。

附則第十四条の表第十六条第一項第一号の項  
中「第十二号」を「第十三号まで」に改め、同表第

二十二条第一項の項中「第十四号」を「第十五号」

に改める。

## (独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

**第六条** 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部

第十三條第二項第一号中「第七十七條」の下に  
を次のように改正する。

第一回 第二回 第三回 第四回 第五回

## 政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法)

律第号)第一百三十八条」を加える。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改

## 革の推進に関する法律の一部改正

卷之三





正規定	第十八条第一項第五号の改 正規定	第十五条第一項第十四号」を「第 十五条规定	同項第十五号」を「同項第十六号	第十五条第一項第十五号」を「第 十五条规定
定	第二十二条第一項の改正規 定	附則第十八条の表第十八条 第一項第一号の項の改正規 定	第十四号」を「第十五号	同項第十六号」を「同項第十七号
定	附則第十四条の表第二十二 一条第一項の項の改正規定	第十二号」を「第十三号まで	第十五号」を「第十六号	第十五号」を「第十六号
2	前項の場合において、前条の規定は、適用しない。	第十四号」を「第十五号	第十三号」を「第十四号	第十五号」を「第十六号
		第十五号」を「第十六号		

官 報 (号 外)

- (三) 特定被災地方公共団体を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定する特定地方公共団体とみなして、同法の規定を適用すること。
- 四 東日本大震災により特に必要となつた廃棄物の処理を行うための費用について、総合負担軽減方式により算定した補助率で、国が補助を行うこと。
- 2 社会保険の加入者等についての負担の軽減
- 被災者・事業主に対する社会保険料の免除、被災者の医療費窓口負担等の免除、行方不明者の死亡推定による遺族年金等の速やかな支給等の措置を講じること。
- 3 農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援
- (一) 一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入れ等を行うこと。
- (二) 株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫の行う危機対応業務の円滑な実施のために行われる出資の延長を行うこと。
- (三) 農業・漁業者及び中小企業者に対する信用保険における国のでん補率の引き上げ等を行うこと。
- 四 株式会社日本政策金融公庫の行う貸付金の償還期限の延長等を行うこと。
- 4 この法律は、公布の日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定めようとするものであり、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十三年四月三十日

衆議院議長 横路 孝弘殿  
災害対策特別委員長 吉田おさむ

官 報 (号 外)

第一種郵便物認可日  
明治二十五年三月三十日

平成二十三年四月三十日 衆議院会議録第十八号

発行所
二東京千一〇五番四都港虎ノ門三丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
(本体) 四六〇円